

第 1 4 9 5 号

発行所 甲府市役所
甲府市丸の内一丁目18番1号
発行人 甲府市
毎月5日発行
発行定日が休日に当たるときはその翌日

甲 府 市 公 報

目 次

[条 例]

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例	5
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	6
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11
甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	14
甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15

甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	34
甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	42
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例	50
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例	53
甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例	55
甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	120
甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	121
甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例	122
甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	124
甲府市市税条例の一部を改正する条例	125

[規 則]

甲府市浄化槽事業の財務に関する特例を定める規則	140
甲府市農業集落排水事業の財務に関する特例を定める規則	194
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	251
甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	278
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	281
甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	282
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	283
甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	284
甲府市財務規則の一部を改正する規則	286
甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	289
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則	291
甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	292
甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	293
甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則	296
甲府市心身障害児福祉手当支給条例施行規則の一部を改正する規則	299
甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	302

[規 程]

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	303

[告 示]

入札告示	341
差押調書（謄本）公示送達	344
地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者の指定告示	345
差押調書（謄本）公示送達	346
参加差押通知書公示送達	347
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	348
介護保険被保険者証無効告示	349
国民健康保険被保険者証無効告示	350
差押調書（謄本）公示送達	351
軽自動車税督促状公示送達	352
軽自動車税過誤納金還付通知書公示送達	353
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	354
開発行為に関する工事の完了公告	355
差押調書（謄本）公示送達	356
生活保護法等指定医療機関指定公示	357
配当計算書・充当通知書公示送達	358
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	359
開発行為に関する工事の完了公告	360
令和5年度補正予算の公表	361
差押調書（謄本）公示送達	362
配当計算書・充当通知書公示送達	363
法人市民税決定通知書公示送達	364
生活保護法等指定医療機関廃止公示	365
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	366

指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の廃止公示	367
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	368
農業振興地域整備計画の変更公告	369
配当計算書・充当通知書・差押解除通知書公示送達	370
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示	371
固定資産税・都市計画税督促状公示送達	372
犬又は猫の引取り告示	373
開発行為に関する工事の完了公告	374
差押調書（謄本）公示送達	375
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の届出があった旨の 公示（2件）	376
令和6年度固定資産課税台帳の縦覧公示	378
配当計算書・充当通知書公示送達（2件）	379
市道路線の認定告示	381
道路区域の決定告示	382
道路の供用開始告示	383
配当計算書・充当通知書公示送達	384
介護保険料過誤納金還付通知書公示送達	385
介護保険料督促状公示送達	386
市県民税督促状公示送達	387
令和5年度補正予算の公表	388
令和6年度予算の公表	389
指定居宅サービス事業者に係る指定の取消し公示	390
差押調書（謄本）公示送達	391
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	392
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	393
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	394

国民健康保険料督促状公示送達	395
特定子ども・子育て支援施設等の確認公示	396
道路区域の変更公示	397
道路の供用開始告示	398
指定居宅介護支援事業者に係る指定の取消し公示	399
指定障害福祉サービス事業者の指定公示（2件）	400
指定障害児通所支援事業者の指定公示（6件）	402
指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相 談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の廃止公示	408
指定障害福祉サービス事業者の廃止公示	409
障害児通所支援事業者の廃止公示	410
国民健康保険被保険者証無効告示	411
道路区域の変更告示	412
道路の供用開始告示	413
指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の指定告示	414
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定告 示	415
公印廃止告示	416

[議会局]

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則	418
甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程	419

[教育委員会]

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則	420
甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則	437
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	440
甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	441

甲府市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則	442
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	443
甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程	444
入札告示	445

〔 選挙管理委員会 〕

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	448

〔 公平委員会 〕

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	449

〔 農業委員会 〕

甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	450

〔 上下水道局 〕

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程	451
甲府市上下水道局工事検査規程及び休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程の一部を改正する規程	459
甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	460
下水道工事指定店の指定告示	461
指定給水装置工事事業者の指定告示	462
下水道工事指定店の指定告示	463

〔 任免辞令 〕

市長事務部局	464
教育委員会	465
監査委員事務局	465
上下水道局	465

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第2号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成3年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会第2号中「行政経営部」を「総務部」に改め、同項総務委員会第3号中「企画財務部」を「企画部」に改め、同項民生文教委員会第1号中「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同項民生文教委員会中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 保健衛生部の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 3 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 の 7 の項中「別表第 1 」を「別表」に改め、同表中 1 0 の項を 1 3 の項とし、9 の項の次に次のように加える。

1 0 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 市長	心身障害児童福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

1 2 市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「医療保険各法」の次に「（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）」を、「支給又は保険料の徴収に関する情報」の次に「（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を加え、同表の3の項及び4の項中「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報」に改め、同表の7の項中「別表第1」を「別表」に改め、同表の10の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄」を「特定個人番号利用事務のうち利用特定個人情報」に改め、同表に次のように加える。

1 1 市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		障害者関係情報又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）による療育手帳に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		報」という。)であって規則で定めるもの
1 2 市長	心身障害児童福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	結婚生活支援のための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定並びに別表第1の7の項の改正規定並びに別表第2の7の項及び10の項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月条例第
10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」
を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第14条の2 給与条例第48条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイ
ム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支
給について準用する。

第28条第1項中「この条」を「この条及び次条」に、「それぞれの」を「それ
ぞれその」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第28条の2 給与条例第48条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタ
イム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第48条
の4第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退
職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい
て同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それ

ぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（第21条及び第22条の報酬に限る。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 5 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 0
月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 6 の 5 の項の次に次のように加える。

3 6 の 6	甲府市学校運営協 議会		年額 1 0 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 6 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2
月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第 3 1 条中「母子について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事
情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」
を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 7 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」
を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって
直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことを
いい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなけれ
ばならない」に改める。

第 5 3 条の 2 第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら
に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的
記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定は、令和 6 年
4 月 1 日から施行する。

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 8 号

甲府市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

甲府市老人デイサービスセンター条例（平成 1 7 年 1 2 月条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表甲府市上九一色デイサービスセンターの項を削る。

第 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 6 時 3 0 分（1 1 月から翌年 3 月までの間は、午後 4 時）までとする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 9 号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 1 年 3 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 7 号中「、指定通所支援基準条例第 6 8 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 8 条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第 2 7 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第 2 8 条第 2 項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第 5 1 条の 1 7 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 2 項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定

相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成後」を「第1項の居宅介護計画の作成後」に改める。

第32条に次の1項を加える。

- 4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第41条第4項中「規定により都道府県知事」の次に「(指定都市にあっては、指定都市の市長)」を加える。

第50条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第55条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第63条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第64条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第65条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第84条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第115条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第132条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第133条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第135条中「第31条」の次に「、第32条第4項」を加える。

第137条第1項第1号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第143条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第144条の次に次の1条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第144条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が

介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第147条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第124条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第147条中「第259条」を「第148条の2に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第259条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「指定通所介護事業所等の」を「指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の」に、「指定通所介護事業所等が」を「指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が」に、「提供する指定通所介護等」を「提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に、「数を指定通所介護等」を「数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション」に、「指定通所介護事業所等として」を「指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として」に改める。

第148条の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第148条の2 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条及び第176条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第195条中「第141条」の次に「、第184条第6項」を加え、「第185条第1項」を「第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と、第185条第1項」に改める。

第199条中「第141条」の次に「、第184条第6項」を加え、「第185条第1項」を「第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第198条第1項の工賃」と、第185条第1項」に改める。

第204条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第205条中「過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第212条第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(Ⅶ)又は(Ⅷ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(Ⅶ)又は(Ⅷ)に掲げる数

(Ⅶ) 利用者の数が60以下 1以上

(Ⅷ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(Ⅶ)又は(Ⅷ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(Ⅶ)又は(Ⅷ)に掲げる数

(Ⅶ) 利用者の数が30以下 1以上

(Ⅷ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第212条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業

と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

- 3 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第215条を次のように改める。

第215条 削除

第216条の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第218条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第219条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的」の次に「に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的」を加える。

第223条第3項中「必要な援助」の次に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第226条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む

ことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第 2 2 7 条に次の 1 項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 2 2 7 条の次に次の 1 条を加える。

（地域との連携等）

第 2 2 7 条の 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 2 4 4 条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前 3 項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第 2 3 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第

8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第 2 3 5 条中「、第 8 0 条」を削る。

第 2 3 6 条中「入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第 2 3 7 条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第 2 4 4 条の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 1 項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の次に「及び第 2 項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条に第 1 項から第 5 項までとして次の 5 項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第 2 項の報告、要望、助言

等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第245条中「、第80条」を削る。

第246条中「（第248条第1項」を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第248条第1項」に改める。

第247条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第256条中「、第80条」を削る。

第257条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第260条第1項第3号及び第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第261条ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第263条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附則第3項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第10項中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

附則第15項及び第16項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第2条 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）」を

「

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針（第164条の2）

第2節 人員に関する基準（第164条の3・第164条の4）

第3節 設備に関する基準（第164条の5）

第4節 運営に関する基準（第164条の6～第164条の9）

」

に改める。

第2条第3号中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

第4条第1項中「及び第7章」を「、第7章、第8章及び第9章」に改める。

第8章の次に次の1章を加える。

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第164条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業員の員数等）

第164条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける

場合は、推定数による。

- 3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第164条の4 第56条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第164条の5 第87条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第164条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第164条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第164条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第164条の9 第11条から第22条まで、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第63条、第66条、第72条、第74条から第76条まで、第80条、第81条（第2項第1号を除く。）、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条及び第156条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第164条の9において準用する第96条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第81条第2項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第164条の9に

において準用する第 9 5 条」と、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「次条」とあるのは「第 1 6 4 条の 9」と、第 9 8 条中「次条」とあるのは「第 1 6 4 条の 9 において準用する第 9 9 条」と、第 9 9 条第 1 項中「第 9 6 条」とあるのは「第 1 6 4 条の 9 において準用する第 9 6 条」と、第 1 5 6 条第 1 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 1 7 0 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 1 7 3 条の 9 において読み替えて準用する第 1 7 0 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第 2 項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第 1 7 0 条の 2 第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第 1 7 3 条の 9 において読み替えて準用する第 1 7 0 条の 2 第 2 項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第 1 7 5 条の次に次の 1 条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第 1 7 5 条の 2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 1 9 0 条中「及び第 1 4 1 条」を「、第 1 4 1 条及び第 1 7 5 条の 2」に改める。

第 1 9 5 条及び第 1 9 9 条中「第 1 4 1 条」の次に「、第 1 7 5 条の 2」を加える。

（甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 1 年 3 月条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「、医療型児童発達支援（同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第 4 項」を「同条第 3 項」に、「同条第 5 項」を「同条第 4 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 5 項」に改める。

第 1 7 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項

を加える。

- 2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第1項第3号及び第4項並びに第54条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第56条第1項中「第65条第1項」を「第63条の2」に改める。

第57条及び第62条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第63条の次に次の1条を加える。

（規模）

第 6 3 条の 2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10 人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第 6 5 条第 1 項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。) が」を削る。

第 7 2 条中「第 3 9 条まで」を「第 3 7 条まで、第 3 9 条」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に改め、「第 3 8 条ただし書及び」を削る。

第 9 2 条第 1 項中「、指定医療型児童発達支援 (指定通所支援基準条例第 6 8 条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。) の事業」を削る。

附則第 3 項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 4 条 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第 5 8 条～第 6 2 条）」を「

第 5 章 自立訓練（生活訓練）（第 5 8 条～第 6 2 条）

に改める。

第 5 章の 2 就労選択支援（第 6 2 条の 2 ～第 6 2 条の 8）

」

第 3 条第 1 項中「次章」の次に「から第 5 章まで及び第 6 章」を加える。

第 5 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章の 2 就労選択支援

（基本方針）

第 6 2 条の 2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第 6 条の 7 の 2 に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第 6 条の 7 の 3 に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第 6 条の 7 の 4 に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第62条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第62条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（実施主体）

第62条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第62条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を

行うものとする。

- 2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- 4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第62条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

- 2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

（準用）

第62条の8 第9条、第10条（第2項第1号を除く。）、第14条から第17条まで、第20条、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条、第45条及び第47条から第51条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第62条の8において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第

第 31 条第 2 項」とあるのは「第 62 条の 8 において準用する第 31 条第 2 項」と、同項第 4 号中「第 33 条第 2 項」とあるのは「第 62 条の 8 において準用する第 33 条第 2 項」と、第 17 条第 1 項中「次条第 1 項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第 71 条の次に次の 1 条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第 71 条の 2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第 88 条中「及び第 55 条」を「、第 55 条及び第 71 条の 2」に改める。

第 91 条中「第 55 条」の次に「、第 71 条の 2」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第 227 条の 2（新条例第 256 条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第 244 条の規定の適用については、新条例第 227 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに第 244 条第 2 項及び第 3 項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第 227 条の 2 第 4 項及び第 244 条第 4 項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 0 号

甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第 7 7 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第 2 9 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第 1 2 条第 1 項第 1 号ア及びウ並びに第 2 号ア及びウ中「又は作業療法士」を

「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第 19 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第 20 条第 2 項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第 21 条の 3 第 1 項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第 20 条第 10 項中「第 7 項」を「第 8 項」に、「第 8 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第 51 条の 17 第 2 項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第 21 条に次の 1 項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（地域との連携等）

第 21 条の 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、

地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第21条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

- 2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第20条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。
- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第

77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第41条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

（甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、

一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第6条第1項第1号ア及びウ並びに第2号ア及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「担当者等」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第27条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第 27 条の次に次の 2 条を加える。

（地域との連携等）

第 27 条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第 2 項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前 3 項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第 27 条の 3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認し

た内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

- 3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第56条第4項中「規定により都道府県知事」の次に「（指定都市にあっては、指定都市の市長）」を加える。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第21条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新条例第21条の3の

規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

- 4 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第27条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 5 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、新条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 1 号

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(令和元年 6 月条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

目次中

「

第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針 (第 6 8 条) 「

第 2 節 人員に関する基準 (第 6 9 条・第 7 0 条) を 第 3 章 削除 に改

第 3 節 設備に関する基準 (第 7 1 条) 」

第 4 節 運営に関する基準 (第 7 2 条～第 7 8 条)

」

める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に、同条第 2 号及び第 1 0 号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第 1 3 号中「、第 6 8 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 3 条ただし書中「第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援」に改める。

第 4 条 (見出しを含む。) 中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第6条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第8条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第8条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで（第1項第1号を除く。）」を「（第1号を除く。）、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第8条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第9条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第12条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第12条第4項中「前項」を「第2項」に、「、併せて」を「、第2項に掲げる設備を除き、併せて」に改める。

第13条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第25条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第26条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第27条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱い方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同

じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第28条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第28条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第29条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「指定児童発達支援の」を「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の」に改め、同条第5項中「障害児」の次に「の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第30条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意

思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第３２条の見出しを「（支援）」に改め、同条中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第３７条中「特例障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第４１条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第４２条の２第３項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第４４条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第５１条第１項中「第５条第１８項」を「第５条第１９項」に改める。

第６２条第１項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第２項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第３章を次のように改める。

第３章 削除

第６８条から第７８条まで 削除

第７９条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第８２条第１項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第２項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第８８条第１項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第２項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第９２条第２項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に改め、「以下」の次に「この項において単に」を加え、「訓練等」を「支援」に、「）を行い、及び」を「）を行い、並びに」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第９８条中「第４項及び第５項を除く。）」を「第６項及び第７項を除く。）」、第２８条の２に、「第４９条、第５１条、第５２条」を「第４９条から第５２条まで」に、「、第５４条から第５６条まで及び第７７条」を「及び第５４条から第５６条まで」に、「読み替える」を「、第２９条第４項中「第２８条第４項に規定

する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第103条中「第4項及び第5項を除く。）」を「第4項を除く。）」、第28条の3に、「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に改め、「、第77条」を削り、「第45条第1項」を「第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第45条第1項に、「第56条第2項第2号」を「第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第56条第2項第2号」に改める。

第104条第1項中「第3項及び第6項を除く。）」、第69条」を「第4項及び第5項を除く。）」に、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」」を「同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」」に改め、「、第69条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同

条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第106条第1項中「、第72条」を削り、同条第2項中「、第72条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項及び第4項中「、第72条」を削る。

第107条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第78条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第51条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第8条及び第13条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 改正後の条例第28条の2（改正後の条例第60条、第64条、第85条、第86条、第90条及び第98条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、第28条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 2 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カを次のように改める。

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。）

第 1 0 条の 3 第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 法第 7 5 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第 7 2 条の 3 第 1 項、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。）の額

第 1 1 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一

般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第13条の2第1項中「又は第14条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改め、同条第4項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第5項中「又は第14条の2」を削る。

第13条の4第1項中「又は第14条の4」を削り、同条第3項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削り、同条第4項第1号中「又は第14条の4」を削り、同条第6項中「又は第14条の4」及び「又は第14条の5の8」を削る。

第13条の5第1項中「又は第14条の2」を削り、同条第3項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第14条の2」を削り、同条第7項中「又は第14条の2」及び「又は第14条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第14条の2」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の2から第14条の5までを次のように改める。

第14条の2から第14条の4の2まで 削除

(基礎賦課限度額)

第14条の5 第11条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。

第14条の5の2の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第14条の5の6から第14条の5の10までを次のように改める。

第14条の5の6から第14条の5の9まで 削除

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第14条の5の10 第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。

第14条の6第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の2第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第14条の2」及び「若しくは第14条の5の6」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第14条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「第14条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第14条の5の6」及び「若しくは第14条の4」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 3 号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 万 8, 8 9 0 円」を「3 万 5, 3 8 0 円」に改め、同項第 1 号の 2 中「5 万 4, 4 4 0 円」を「5 万 3, 2 7 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 8, 3 3 0 円」を「5 万 3, 6 6 0 円」に改め、同項第 5 号イ及び第 6 号イ中「第 9 号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 7 号ア中「2 1 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号イ中「第 9 号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 8 号ア中「3 2 0 万円」を「2 9 0 万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 9 号イ中「次号イ」の次に「、第 1 0 号イ」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 次のいずれかに該当する者 1 5 万 5, 5 6 0 円

ア 合計所得金額が 4 2 0 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 1 1 号イ又は第 1 2 号イに該当する者を除く。）

第 6 条第 1 項第 1 0 号中「1 5 万 5, 5 6 0 円」を「1 6 万 3, 3 3 0 円」に改め、同項第 1 1 号中「1 6 万 3, 3 3 0 円」を「1 7 万 8, 8 9 0 円」に改め、同項第 1 2 号中「1 7 万 1, 1 1 0 円」を「1 9 万 4, 4 5 0 円」に改め、同項第

13号中「17万8,890円」を「20万2,220円」に改め、同条第2項中「2万3,340円」を「2万2,170円」に改め、同条第3項中「3万8,890円」を「3万7,730円」に改め、同条第4項中「5万4,450円」を「5万3,280円」に改める。

第9条第3項中「第9号イ」の次に「、第9号の2イ」を加え、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 4 号

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 1 年 3 月条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 4 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 3 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号

とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条ただし書及び第53条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第57条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第57条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条ただし書及び第104条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第108条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第116条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第108条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第119条中「から第4号までの規定」を「、第4号及び第5号」に改める。

第121条ただし書及び第137条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第143条第4項中「(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をい

う。以下同じ。)」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第154条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第154条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第162条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第167条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理

等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第174条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第180条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第181条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第182条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第184条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第192条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第194条中「及び第154条」を「、第154条及び第154条の2」に改める。

第197条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健

施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第160条第1項に規定する設備」を「第160条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(i) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人として定めることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ii) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(例) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(例) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所

は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(7) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(4) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(7) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(4) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

- 1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- (4) 第2号ア(i)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

- (5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第199条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第204条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第205条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第208条に次の1項を加える。

- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

- (1) 第226条において準用する第154条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第209条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第217条の次に次の1条を加える。

（口腔^{くう}衛生の管理）

- 第217条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔^{くう}衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔^{くう}衛生の管理を計画的に行わなければな

らない。

第 2 2 3 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第 2 2 6 条中「及び第 1 4 7 条」を「、第 1 4 7 条及び第 1 5 4 条の 2」に改める。

第 2 3 0 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 3 9 条第 1 項中「介護保険法施行令」の次に「（平成 1 0 年政令第 4 1 2

号)」を加える。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第244条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第244条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第245条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第250条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第251条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第244条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第252条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第111条第2項」に改め、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第111条第2項」に改め、「サービスの利用」との次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第257条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第262条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第262条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第263条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第264条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第262条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第265条中「第111条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」を「第111条第2項」に改め、「サービスの利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第2条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第69条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第75条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行って

はならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第75条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第3項中「第60条第1項に規定する人員」を「第60条第1項から第3項までに規定する人員」に、「第1項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第49号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号。以下「介護医療院基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第88条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第89条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の

作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第91条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第88条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第98条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第98条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第100条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第 98 条第 1 項第 5 号、第 2 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 125 条第 4 項中「第 3 項」を「第 4 項」に、「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第 72 条第 1 項の規定により法第 41 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第 4 条又は介護医療院基準条例第 5 条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 128 条中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 129 条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第 133 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 128 条第 4 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 181 条第 1 項第 1 号中「甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 49 号）」を「介

「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第４号中「甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第５０号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成３０年３月条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第４条第２項中「数が３５」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第１１５条の２第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第１５条第２９号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和３４年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１とする。

第５条第３項第２号中「同一敷地内にある」を削る。

第６条第２項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前６月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所におい

て作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項の」を「第5項の」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

- (2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- (2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪

問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

㉞) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

㉟) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束

等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行

ってはない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 8 3 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第 8 4 条第 1 項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第 3 項中「第 1 1 3 条」の次に「、第 1 9 3 条第 3 項」を加える。

第 9 3 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第 6 号中「前項」を「前号」に改め、同条第 8 号を同条第 9 号とし、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 1 0 7 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 1 0 7 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

- (1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認め

られること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第

205号)」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「及び第60条の17第1項から第5項まで」を「、第60条の17第1項から第5項まで及び第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第5項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催する

とともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

(甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第29条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第37条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第39条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第39条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第41条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第1号中「第4条」を「第4条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等をいう。」の次に「第218条第4号及び第232条第3号において同じ。」を加える。

第96条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第102条第1項中「(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第105条第2項中「第4条に規定する担当職員」を「第4条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員」に改める。

第107条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第107条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第124条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第136条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第142条第1項第2号を削り、同項第3号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第143条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同条第2項中「前項第3号及び第4号」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第144条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第146条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第148条第2号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第150条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改

める。

第160条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第197条第1項に規定する設備」を「第197条第1項から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(i) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ii) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニッ

トの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(例) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(例) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- (1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- (2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(イ) 病室

- a 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人としてすることができる。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- c 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(ロ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備及び備品を備えること。

(ハ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1. 8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2. 7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第163条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第164条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第172条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

(1) 第185条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第173条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第178条の次に次の1条を加える。

（口腔^{くう}衛生の管理）

第178条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔^{くう}衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔^{くう}衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第182条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第185条中「第36条まで(第34条第2項を除く。)」を「第33条まで、第35条から第36条まで」に、「及び第106条」を「、第106条及び第107条の2」に、「第35条の2第1号及び第3号並びに第29条第1項」を「第29条第1項並びに第35条の2第1号及び第3号」に、「同項」を「第29条第1項」に改める。

第196条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第202条中「第36条まで（第34条第2項を除く。）」を「第33条まで、第35条から第36条まで」に、「第179条まで」を「第178条まで、第179条」に改める。

第206条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第207条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第214条第1項中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第215条第2項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第218条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第218条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第218条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏

まえ、提案を行うものとする。

第219条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第224条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第229条第2項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第232条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第232条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第232条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選

扱に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第233条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第6条 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第46条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第54条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第57条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第57条第15号中「及び第10号」を「、第9号及び第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第60条第3項中「第84条第1項に規定する人員」を「第84条第1項から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定に

より準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第49号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号。以下「介護医療院基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第64条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第67条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第67条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第67条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第73条第2項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第76条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第76条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第78条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合について

は、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第88条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第91条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第91条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第91条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第143条第1項第1号中「甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第49号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、「従業者」を「職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第 12 条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を削り、同条第 4 号中「規定」の次に「（第 32 条第 29 号の規定を除く。）」を加える。

第 23 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 30 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 32 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 32 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 32 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- (2)の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

㉞ テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

㉟ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(㉿) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

（甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例の一部改正)

第8条 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質

の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間

で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

(甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第26条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第26条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長

に届け出なければならない。

- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

（甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第10条 甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年12月条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）」に改める。

第26条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で入所者が医療を必要とした際の

連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第３５条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

- ２ 指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- ３ 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- ４ 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- ５ 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第３６条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「認められる重要

事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第４２条の２の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第４２条の３ 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第５４条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５ ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１１条 甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年１２月条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第４条第６項第３号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）

第１９条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第２６条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第３４条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「協力病院（当該介護老人保健施設との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条 甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条の2」を「第33条の3」に改める。

第24条中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条第2項中「第33条の2」を「第33条の3」に改める。

第29条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」

に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第29条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第33条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 3 3 条の 3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第 4 2 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 4 4 条中「第 3 3 条の 2」を「第 3 3 条の 3」に改める。

第 4 7 条第 1 2 項中「第 1 0 3 条」を「第 1 0 3 条第 1 項」に改める。

第 5 0 条中「、第 3 3 条及び第 3 3 条の 2」を「及び第 3 3 条から第 3 3 条の 3 まで」に、「第 3 3 条の 2 まで」を「第 3 3 条の 3 まで」に改める。

第 5 4 条中「、第 3 3 条の 2」を「から第 3 3 条の 3 まで」に、「第 3 3 条の 2 まで」を「第 3 3 条の 3 まで」に改める。

（甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 3 条 甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 1 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 4 項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 2 8 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第29条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条第1項中「、交付」を削る。

附則第6条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

（甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第14条 甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第27条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院（当該介護医療院との間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に

改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第35条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第36条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第41条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第54条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第15条 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和3年3月条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第94条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第41条の2（新指定居宅サービス等基準条例第101条において準用する場合に限る。）並びに第4条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第3条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第35条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第74条において準用する場合に限る。）の規定の

適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第99条及び新指定介護予防サービス等基準条例第72条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第32条の2（新指定居宅サービス等基準条例第101条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第27条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第74条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

第16条 甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第51号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第34条第3項（新居宅サービス等基準条例第45条、第50条、第62条、第66条、第82条、第92条、第101条、第117条、第119条、第123条、第134条、第156条（新居宅サービス等基準条例第169条において準用する場合を

含む。）、第171条、第178条、第194条（新居宅サービス等基準条例第206条において準用する場合を含む。）、第226条及び第237条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、新居宅サービス等基準条例第250条第3項（新居宅サービス等基準条例第254条及び第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第35条第3項（新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第29条第3項（新介護予防サービス等基準条例第43条、第55条、第65条、第74条、第89条、第109条（新介護予防サービス等基準条例第126条において準用する場合を含む。）、第133条、第140条、第150条（新介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。）、第185条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とある

のは「削除」と、新介護予防サービス等基準条例第214条第3項（新介護予防サービス等基準条例第221条及び第230条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第7条の規定による改正後の甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第23条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第8条の規定による改正後の甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第33条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第10条の規定による改正後の甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第36条第3項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第11条の規定による改正後の甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第35条第3項（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第13条の規定による改正後の甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第29条第3項（新軽費老人ホーム基準条例附則第10条におい

て準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第14条の規定による改正後の甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第36条第3項（新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第143条第6項（新居宅サービス等基準条例第171条及び第178条において準用する場合を含む。）、第162条第8項、第184条第6項及び第199条第8項、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第198条第7号、新介護予防サービス等基準条例第102条第3項（新介護予防サービス等基準条例第126条、第133条及び第140条において準用する場合を含む。）及び第146条第3項（新介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第154条の2（新居宅サービス等基準条例第169条、第171条、第178条、第194条（新居宅サービス等基準条例第206条において準用する場合を含む。）及び第226条において準用する場合を含む。）、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第107条の2（新介護予防サービス等基準条例第126条、第133条、第140条、第150条（新介護予防サービス等基準条例第165条において準用する場合を含む。）及び第

185条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第42条の3（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条の3（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第12条の規定による改正後の甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第33条の3（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第41条の3（新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新居宅サービス等基準条例第217条の2及び新介護予防サービス等基準条例第178条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第6条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第26条第1項、新指定介護老人福祉施設基準条例第35条第1項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第34条第1項（新介護老人保健施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準条例第29条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第44条、第50条及び第54条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第35条第1項（新介護医療院基準条例第56条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 5 号

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（令和 5 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第 1 条中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 6 号

甲府市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

甲府市建築基準法施行条例（昭和 5 4 年 1 2 月条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 3 7 号を第 3 9 号とし、同表の第 3 6 号の 4 の次に次のように加える。

(37) 令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項 の規定に基づく大規模の修繕 又は大規模の模様替の認定の 申請に対する審査	建築物の敷地と道路との 関係の大規模の修繕等認 定申請手数料	2 万 7 , 0 0 0 円
(38) 令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項 の規定に基づく大規模の修繕 又は大規模の模様替の認定の 申請に対する審査	道路内建築制限における 大規模の修繕等認定申請 手数料	2 万 7 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 7 号

甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 甲府市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年 1 2 月条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年 1 2 月条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 甲府市地方卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和 4 9 年 3 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 甲府市簡易水道等事業の設置等に関する条例（令和元年 1 2 月条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改

める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 8 号

甲府市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲府市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表中「1 2, 4 4 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に、「1 3, 3 2 0 円」を「1 3, 3 5 0 円」に、「1 0, 6 7 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「1 1, 5 5 0 円」を「1 1, 6 5 0 円」に、「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に、「9, 7 9 0 円」を「9, 9 5 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた甲府市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 1 9 号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和 2 5 年 8 月条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 3 3 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 5 2 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 5 2 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 6 0 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 6 0 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

附則第 5 条の 2 第 7 項中「附則第 1 5 条第 2 5 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第

25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項を同条第14項とする。

附則第5条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第6条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令

和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 7 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 7 条の 3 中「令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 8 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 11 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 13 条の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令

和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の 3 中「令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 14 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条中「第 32 項」を「第 33 項」に、「第 35 項、第 39 項若しくは第 46 項」を「第 38 項若しくは第 45 項」に改める。

附則第 16 条中「附則第 13 条第 1 項及び第 2 項並びに」を「附則第 13 条第 2 項及び」に改める。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 16 条の 3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 314 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 27 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族

資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第17条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第19条の6の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第19条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第19条の9において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第16条の2第2項、附則第19条第1項、附則第19条の3の2第1項、附則第19条の4及び附則第19条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第32条の9の5第1項及び附則第19条の4の規定の適用については、第27条の6第2項及び附則第19条の4中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の9の5第1項中「課した」とあるのは「附則第19条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第19条の7第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第19条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に

記載すべき各納期の納付額については、第 31 条の 2 の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 31 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 31 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 31 条第 1 項に規定する第 3 期の納期（以下この項において「第 3 期納期」と

いう。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。
- 2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第32条の9第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第19条の9 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の9の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第19条の7第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の9の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以

下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第32条の9の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当

する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日まで

の間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第32条の9の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第19条の9第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の9の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその

者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の9の5第2項の規定により読み替えられた第32条の9の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第32条の9の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第19条の9第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の9の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第19条の10 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第16条の2第2項、附則第19

条第1項、附則第19条の3の2第1項、附則第19条の4及び附則第19条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第20条第2項中「前条」を「附則第19条の4」に改め、同条第3項中「第27条の8第1項」の次に「、附則第19条の7第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第27条の8第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第19条の7第1項中「及び附則第19条の6」とあるのは「、附則第19の6及び附則第20条第2項」と、前条中「及び附則第19条の6」とあるのは「、附則第19の6及び次条第2項」とする」に改める。

附則第21条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第

19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の4第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の5第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の5第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の5第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の5第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の6第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第26条の6第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第19条の7及び附則第19条の10の規定の適用については、附則第19条の7第1項及び附則第19条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第26条の6第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第17条の改正規定は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31

日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

規則

甲府市浄化槽事業の財務に関する特例を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 8 号

甲府市浄化槽事業の財務に関する特例を定める規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第 1 節 伝票（第 5 条～第 8 条）

第 2 節 帳簿（第 9 条～第 1 2 条）

第 3 節 勘定科目（第 1 3 条）

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入（第 1 4 条～第 2 3 条）

第 2 節 支出（第 2 4 条～第 3 8 条）

第 4 章 預り金及び預り有価証券（第 3 9 条～第 4 3 条）

第 5 章 たな卸資産

第 1 節 通則（第 4 4 条・第 4 5 条）

第 2 節 出納（第 4 6 条～第 5 4 条）

第 3 節 たな卸（第 5 5 条～第 5 9 条）

第 6 章 たな卸資産以外の物品（第 6 0 条～第 6 3 条）

第 7 章 固定資産

第 1 節 通則（第 6 4 条）

第 2 節 取得（第 6 5 条～第 7 3 条）

第3節 管理及び処分（第74条～第77条）

第4節 減価償却（第78条・第79条）

第8章 引当金（第80条）

第9章 予算（第81条～第84条）

第10章 決算（第85条～第88条）

第11章 雑則（第89条・第90条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、甲府市浄化槽事業（以下「浄化槽事業」という。）の財務に関して、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）の特例を定めることを目的とする。

（企業出納員等）

第2条 浄化槽事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、環境総室環境保全課長（以下「環境保全課長」という。）をもってこれに充て、市長の命を受けて浄化槽事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

3 市長は、浄化槽事業の出納その他の会計事務のうち、次の各号に掲げる事項を企業出納員に委任する。

(1) 諸収入金の収納及び諸支出金の支払に係ること。

(2) 預金を組替えること。

(3) 現金、有価証券及び物品の保管又は転換に係ること。

4 企業出納員としての環境保全課長に事故あるとき又は欠けたときは、環境総室環境保全課環境保全係長がその職務を代理する。

5 現金取扱員は、市長が命ずるものとし、上司の命を受けて浄化槽事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 前項の現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる現金の限度額は、100万円とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、限度額を超えて取り扱わせることができる。

(善管注意義務)

第3条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(出納取扱金融機関等)

第4条 浄化槽事業の業務に係る公金の出納事務の一部については、企業出納員及び現金取扱員が行うもののほか、市長が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）に行わせるものとする。

2 指定金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを甲府市浄化槽事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを甲府市浄化槽事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第5条 浄化槽事業の業務に係る取引については、その取引の発生のつど証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の整理及び日計表の作成)

第7条 企業出納員は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票等の保存)

第8条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第9条 浄化槽事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の各号

に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

- (1) 総勘定元帳
- (2) 現金預金出納簿
- (3) 収入予算執行整理簿
- (4) 支出予算執行整理簿
- (5) 前受金整理簿
- (6) 預り金整理簿
- (7) 保管有価証券整理簿
- (8) 貯蔵品出納簿
- (9) 企業債台帳
- (10) 固定資産台帳
- (11) 資金前渡整理簿
- (12) 備品出納簿
- (13) 建設工事台帳

2 前項に掲げる帳簿は、企業出納員が整理し、保管しなければならない。

（帳簿の記載）

第10条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

（科目の更正）

第11条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

（帳簿の照合）

第12条 相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

第13条 浄化槽事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

（収入の調定）

第14条 企業出納員は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額及び納入義務者等を明らかにした書類を添付し市長の決定を受けなければならない。ただし、調定と同時に収納が行われる場合には、振替伝票の発行を省略し収入伝票を発行することができる。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書等の交付)

第15条 企業出納員は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口座振替による納付、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文のうち納期の定めのあるものについては、納期限の10日前までに交付しなければならない。

(証券をもってする収入の納付)

第16条 浄化槽事業の収入の納入義務者は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の3の規定により、令に規定する証券をもって当該収入を納付することができる。

(口座振替による納入)

第17条 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預貯金口座を設けている納入義務者は、当該金融機関に依頼し、口座振替の方法により納付することができる。

(領収書の交付)

第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により納付した者に対しては、口座振替済みの通知をもって領収書に代えることができるものとする。ただし、納付者が預貯金通帳により納付を確認することができる場合は、口座振替済みの通知の交付を省略することができる。

(収納金の取扱い)

第 19 条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日引き継ぐことができる。

2 前項の規定によるほか、現金取扱員は、収納金をその日のうちに出納取扱金融機関に預け入れ、その領収書と内訳を示す書類により企業出納員に引き継ぐことができる。

3 企業出納員は、第 1 項の規定により現金取扱員から引継を受けた収納金及び自ら収納した収納金を、その日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

4 収納取扱金融機関は、浄化槽事業の収入を収納したときは、直ちに浄化槽事業の預貯金口座に受け入れるとともに、受け入れた収納金を、納入済通知書及び収入日計表を添えて、翌日までに出納取扱金融機関の浄化槽事業の預金口座に振り替えなければならない。

5 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた浄化槽事業の収入及び出納取扱金融機関が収納した収入を直ちに浄化槽事業の預金とするとともに、翌日までに納入済通知書及び出納日計の通知によって、その金額を企業出納員に通知しなければならない。

(収入伝票の発行)

第 20 条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行しなければならない。

(過誤納金の還付)

第 21 条 企業出納員は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした文書によって市長の決定を受け、その旨を納入者に通知するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

2 第 25 条及び第 34 条の規定は、前項の過誤納金の還付について準用する。

(小切手等の支払地の区域)

第 22 条 浄化槽事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる令第 21 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する小切手等（以下「小切手等」という。）の支

払地の区域は、全国区域とする。

(不納欠損)

第23条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、企業出納員は、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書によって市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

第2節 支出

(支出の手続)

第24条 企業出納員は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって市長の決定を受けなければならない。

2 支出しようとする場合は、企業出納員は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票）を発行し、当該書類を添えて市長の決定を受けなければならない。

(支払伝票の発行)

第25条 企業出納員は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支払伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行して市長の決定を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、これを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、あわせて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第26条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。

2 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収入印紙、収入証紙、郵便切手、郵便はがき等その他これらに類する経費
 - (2) 講習会、研修会等出席者負担金
 - (3) 賠償金、補償金その他これらに類する経費
 - (4) 有料道路通行料、駐車料、入場料その他これらに類する経費
 - (5) 損害保険の保険料
 - (6) 即時支払をしなければ調達することが不能又は困難な物件の経費
- 3 令第21条の6第1項第5号の規定により概算払をすることができる経費は、損害賠償として支払う経費とする。
- 4 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 保険料
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費
- 5 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、それぞれ支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて企業出納員に提出しなければならない。
- 6 企業出納員は、前項に規定する精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該資料を添付して市長の決定を受けなければならない。

（隔地払）

第27条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとするため必要のあるときは、令第21条の9の規定に基づき隔地払をすることができる。

- 2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払の受託書を徴さなければならない。

（口座振替の申出）

第28条 債権者は、令第21条の10に規定する口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、振替先金融機関及び預金口座等を記載した文書によって企業出納員に申し出なければならない。

(口座振替手続等)

第29条 企業出納員は、令第21条の10に規定する口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残高の範囲内で、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額等を通知して行わなければならない。

2 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知によって振替を行ったものについて、振替済みの通知により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の振出し)

第30条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残額の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて、振替済みの報告書により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第31条 小切手の金額は、訂正してはならない。

2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して企業出納員の印を押さなければならない。

3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書きしてそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手帳の保管)

第32条 小切手帳の保管は、企業出納員が行う。

(公金振替)

第33条 前3条の規定は、公金振替依頼書の交付による支出について準用する。

(領収書等の徴収)

第34条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払の依頼若しくは公金振替依頼書の交付若しくは口座振替の通知によって支出をしたとき

は、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは振替済みの報告書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第35条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

- 2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合等においては、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第36条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払の不能の通知を徴するとともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

(過誤払金の回収)

第37条 浄化槽事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、企業出納員は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決定を受けなければならない。

- 2 第15条、第17条及び第19条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第38条 企業出納員は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、市長の決定を受けなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第39条 企業出納員は、保証金その他浄化槽事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税
- (3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第40条 預り金の受入れ及び払出しは、浄化槽事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第41条 浄化槽事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第42条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領証を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領証を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第43条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決定を受けて還付しなければならない。この場合において、企業出納員は、受領証を徴さなければならない。

第5章 たな卸資産

第1節 通則

(たな卸資産の範囲)

第44条 たな卸資産とは、次の各号に掲げる物品であつて、たな卸經理を行うものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 消耗工具、器具及び備品
- (3) 材料
- (4) その他貯蔵品

(たな卸資産の貯蔵)

第45条 企業出納員は、常に浄化槽事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第46条 企業出納員は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内においてたな卸資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 購入しようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第47条 たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額
- (3) 前2号に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な評価額

(検収)

第48条 企業出納員は、たな卸資産の納入又は引渡の通知を受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(受入れ)

第49条 企業出納員は、たな卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票を発行し、これに基づき市長の決定を受け、貯蔵品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

(払出価額)

第50条 たな卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第51条 企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、第24条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって当該使用しようとするたな卸資産の払出しについて市長の決定を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目

(4) その他必要と認められる事項

- 2 企業出納員は、前項の決定に基づき出庫伝票を発行し、貯蔵品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

(戻入れ)

第52条 企業出納員は、払い出したたな卸資産に残品が生じた場合は、第49条の規定に準じて受け入れなければならない。

(発生品)

第53条 企業出納員は、第44条各号に掲げる物品で、浄化槽事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものと区分し、再使用できるものは第47条第3号及び第49条の規定に準じて受け入れなければならない。

- 2 前項の規定は、工事の施工等に伴って撤去品を生じた場合について準用する。

(不用品の処分)

第54条 企業出納員は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、市長の決定を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないもの、その他売却することが不相当と認められるものについては、市長の決定を経て、これを廃棄することができる。

- 2 第51条の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 たな卸

(帳簿残高の確認)

第55条 企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認につとめなければならない。

(実地たな卸)

第56条 企業出納員は、毎事業年度末に実地たな卸を行わなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。
- 3 前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、企業出納員は、その結果に基づいてたな卸表を作成しなければならない。

(実地たな卸の立会)

第57条 前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、企業出納員は、市長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(たな卸の結果の報告)

第58条 企業出納員は、実地たな卸を行った結果を、第56条第3項の規定により作成するたな卸表を添えて、市長に報告しなければならない。

2 実地たな卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて市長に報告しなければならない。

(たな卸修正)

第59条 実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、企業出納員は、たな卸表に基づき振替伝票を発行し、市長の決定を受けるとともに、総勘定元帳を修正しなければならない。

第6章 たな卸資産以外の物品

(直購入)

第60条 企業出納員は、第44条各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は第73条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、市長の決定を経て直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第47条第3号及び第49条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。

(物品の管理)

第61条 企業出納員は、第44条第1号及び第2号に掲げる物品のうち、たな卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下本章において、あわせて「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 企業出納員は、所要の帳簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第62条 天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、企業出納員は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第63条 企業出納員は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを、第54条第1項の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第64条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械及び装置

オ 車両及び運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る）

キ リース資産（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引（以下「ファイナンス・リース取引」という。）におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 施設利用権

エ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

オ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（１年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 貸倒引当金

オ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
第２節 取得

（取得価額）

第６５条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前２号に掲げる固定資産であって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

（購入）

第６６条 固定資産を購入しようとする場合は、企業出納員は、第２４条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第67条 固定資産を交換しようとする場合は、企業出納員は、第24条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び明細
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 交換しようとする事由
- (4) 予定価格及び単価
- (5) 契約の方法
- (6) 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払の方法及び時期
- (7) 交換の期日その他所要事項を記載した契約書案
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第68条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、企業出納員は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 譲り受けようとする固定資産の評価額（無形固定資産を除く。）
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施工)

第69条 建設改良工事を施工しようとする場合は、企業出納員は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 工事を必要とする事由

- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第70条 第48条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(取得の報告)

第71条 企業出納員は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合においては、企業出納員は、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続きを取らなければならない。

(建設改良工事の精算)

第72条 企業出納員は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、企業出納員は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費にあわせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第73条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事が完成した場合は、企業出納員は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、市長の決定を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第74条 企業出納員は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第75条 企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価格
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の事由により、買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第76条 企業出納員は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の事由によりその用途に使用することができなくなったものについては、市長の決定を受けて、再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第47条第3号及び第49条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第77条 企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

第4節 減価償却

(減価償却の方法)

第78条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

(減価償却の特例)

第79条 企業出納員は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価

の100分の5に相当する金額に達した後において、施行規則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその旨及び年数について市長の決定を受けなければならない。

第8章 引当金

(引当金の計上)

第80条 将来の特定の費用又は損失（施行規則第22条に規定するものに限る。）の金額については、次の各号に掲げる引当金のうち浄化槽事業において必要な引当金を予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 賞与引当金
- (2) 法定福利費引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金

第9章 予算

(予算の執行)

第81条 予算は、予算実施計画に定める款、項、目の区分及び別に定める節の区分に従って実施するものとする。

(流用及び予備費使用の手続)

第82条 企業出納員は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第83条 企業出納員は、法第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

2 企業出納員は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて市長の決定を受け

なければならない。

(予算の繰越し)

第84条 企業出納員は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に通次繰り越して使用する場合について準用する。

第10章 決算

(決算の調製)

第85条 浄化槽事業の決算の調製に関する事務は、企業出納員が行う。

(決算整理)

第86条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切)

第87条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第88条 企業出納員は、毎事業年度5月31日までに、次の各号に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書

- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

第 1 1 章 雑則

(計理状況の報告)

第 8 9 条 企業出納員は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月 2 0 日までに市長に提出しなければならない。

(伝票等の様式)

第 9 0 条 浄化槽事業に関し必要な伝票等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

浄化槽事業勘定科目表

収益

款	項	目	節	（科目区分の説明）
浄化槽 事業収 益	営業収 益			主たる営業活動から生ずる収益
		浄化槽使 用料	浄化槽使用料	浄化槽使用料
		他会計負 担金	一般会計負担 金	他会計からの負担金
		受託工事 収益	受託工事収益	受託工事、業務等による収益
		その他の 営業収益	手数料 雑収益	事務手数料等 上記以外の営業収益
	営業外 収益	受取利息 及び配当 金		金融及び財務活動に伴う収益、その 他主たる営業活動以外から生ずる収 益
			預金利息	普通預金利息及び貸付金利息等

	貸付金利息	
	有価証券利息	
	配当金	
国庫補助金		営業費補助の目的による補助金
県補助金	国庫補助金	
	県補助金	営業費補助の目的による補助金
他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
	一般会計補助金	
その他補助金		
	その他補助金	
長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
	再評価積立金	
	長期前受金戻入	
	国庫補助金長期前受金戻入	
	県補助金長期前受金戻入	
	一般会計補助金長期前受金戻入	

			工事負担金長期前受金戻入
			受益者分担金長期前受金戻入
			他会計負担金長期前受金戻入
			受贈財産評価額長期前受金戻入
			寄附金長期前受金戻入
			その他資本剰余金長期前受金戻入
	修繕引当金戻入		修繕引当金戻入
	貸倒引当金戻入		貸倒引当金戻入
	消費税及び地方消費税還付金		消費税及び地方消費税還付金

	特 別 利 益	雑 収 益	金	上記以外の営業外収益
			不用品売却収	不用品の売却代金
			益	
			有価証券売却	有価証券の売却代金
			収益	
			手数料	
			延滞金	
			その他雑収益	
				当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
			固定資産売却益	
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
			過年度損益修正益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

費用

款	項	目	節	(科目区分の説明)
浄化槽事業費用	営業費用			主たる営業活動から生ずる費用

	浄化槽費	浄化槽の維持管理に要する費用
	給料	職員の本給
	手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
	賃金	臨時職員の賃金
	賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
	報酬	臨時又は非常勤の顧問、会計年度職員等に対する報酬
	法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料及び労務災害補償費等
	法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
	旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
	被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
	備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数１年未満又は取得価額１０万円未満の器具、備品費
	燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
	光熱水費	電気料金、ガス料金等
	印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
	通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
	委託料	委託に要する費用
	手数料	公金取扱、検査手数料等

		賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
		修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		路面復旧費	道路の修復費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等
		工事請負費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
		負担金	維持管理負担金等
		補助金	各種事業における補助金
		保険料	事業用財産に対する損害保険料等
		公課費	自動車重量税等
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
	総係費	雑費	上記の科目に属さない費用 事業活動全般に関する費用
		給料	
		手当	
		賃金	
		賞与引当金繰入額	
		報酬	

			法定福利費	
			法定福利費引	
			当金繰入額	
			旅費	
			報償費	報償金、奨励金等
			被服費	
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			広告料	広告、宣伝に要する費用
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰	
			入額	
			特別修繕引当	
			金繰入額	
			補償金	
			研修費	職員の研修に要する費用
			食糧費	
			厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰 安等に要する費用
			負担金	
			補助金	
			保険料	
			公課費	
			貸倒引当金繰	

		入 額	
		貸 倒 損 失	
		そ の 他 引 当 金	その他引当金として計上するための
		繰 入 額	繰入額
		雑 費	
	減 価 償 却 費		施行規則第 1 3 条及び第 1 5 条から 第 1 8 条までの規定による償却額
		有 形 固 定 資 産	建物、構築物、機械及び装置、車両
		減 価 償 却 費	運搬具、工具、器具及び備品及びリ ース資産（耐用年数 1 年未満又は取 得 価 額 1 0 万 円 未 満 の も の を 除 く。）等の償却額
		無 形 固 定 資 産	借地権、地上権、施設利用権及びリ
		減 価 償 却 費	ース資産等の償却額
	資 産 減 耗 費		
		固 定 資 産 除 却 費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及 び撤去費
		た な 卸 資 産 減 耗 費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失に よる除却費及び低価法による評価損
	そ の 他 営 業 費 用		上記以外の営業費用
		雑 支 出	
営 業 外 費 用			金融及び財務活動に伴う費用及びそ の他主たる営業活動に係る費用以外 の費用
	支 払 利 息		
		企 業 債 利 息	企業債に対する利息
		長 期 借 入 金 利 息	長期借入金に対する利息

		一時借入金利息	一時借入金等に対する利息
		企業債取扱諸費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税		消費税及び地方消費税納付額
	雑支出	消費税及び地方消費税	
		不用品売却原価	売却した不用品の原価
		その他雑支出	
特別損失			当年度の経常費用から除外すべき損失
	固定資産売却損		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時に帳簿価額に不足する額
		固定資産売却損	
	減損損失		事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものの当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額
		減損損失	
	災害による損失		災害による巨額の臨時損失
		災害による損失	
	過年度損		前年度以前の損益の修正で損失の性

		益修正損		質を有するもの
			過年度損益修正損	
			貸倒損失	
		その他特別損失		
			その他特別損失	
	予備費			
		予備費		
			予備費	

資産

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固定資産	有形固定資産	土地		土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する遊休施設、未稼働設備等を含む。）
			事務所用地	事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費等の合計額
			施設用地	庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地
				事業用施設のために用いる土地（施

			設に附属する用地を含む。)
	建 物	そ の 他 土 地	
		事 務 所 用 建 物	事務所、作業場、倉庫、車庫のほか 公舎その他経営附属用建物（建物と 一体をなす暖房、照明、通風等の附 属設備、買収建物を使用するために 要した模様替、改造等の費用及び建 物に直接関係ある整地費を含む。）
		そ の 他 建 物	庁舎、営業所等もっぱら事務所の用 に供されている建物
	建 物 減 価 償 却 累 計 額		
		事 務 所 用 建 物 減 価 償 却 累 計 額	
		そ の 他 建 物 減 価 償 却 累 計 額	
	構 築 物		土地に定着する土木施設又は工作物
		浄 化 槽 施 設	浄化槽に係る施設
		そ の 他 構 築 物	
	構 築 物 減 価 償 却 累 計 額		
		浄 化 槽 施 設 減 価 償 却 累 計 額	
		そ の 他 構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	

機械及び装置	電気設備	機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品 電動機、変圧器等及び所内配電設備 (建物に含むものを除く。)
	ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しがたい電動機等の電気設備
	その他機械設備	
機械及び装置減価償却累計額	電気設備減価償却累計額	
	ポンプ設備減価償却累計額	
	その他機械設備減価償却累計額	
車両及び運搬具		自動車、その他陸上運搬具等
	車両及び運搬具	
車両及び運搬具減価償却累計額		
	車両及び運搬具減価償却累計額	

	工 具、器 具 及 び 備 品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数１年以上であり、取得価額が１０万円以上のもの
	工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	
	工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	
	リ ー ス 資 産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
	リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額	
	建 設 仮 勘	有形固定資産の建設又は改良のため

	定		支出した建設改良費（前払金等を含む。）
		建設仮勘定	
	その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産	
	その他有形固定資産減価償却累計額		
		その他有形固定資産減価償却累計額	
無形固定資産			有償取得した借地権、地上権、施設利用権等
	借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
		借地権	
	地上権		民法第265条に規定する権利
		地上権	
	施設利用権		電気供給施設利用権（電気事業者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利）等
		電気供給施設利用権	

			電信電話専用 施設利用権 水道給水施設 利用権 その他施設利 用権	
		リース資 産		無形固定資産（営業権を除く。）に 係るファイナンス・リース取引にお けるリース資産
			所有権移転リ ース資産 所有権移転外 リース資産	
		その他無 形固定資 産		上記以外の無形固定資産
			その他無形固 定資産	
	投資そ の他の 資産			投資有価証券、出資金、長期貸付金 及びその他投資
		投資有価 証券		金融商品取引法（昭和２３年法律第 ２５号）第２条に規定する有価証券 で投資の目的を持って所有するもの
			投資有価証券	
		出資金		
			出資金	
		長期貸付 金		貸付金で１年以内に返済期限が到来 しないもの
			長期貸付金	

流 動 資 産		貸 倒 引 当 金		長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
			貸倒引当金	
		そ の 他 投 資		上記以外の投資の性質を有するもの
			そ の 他 投 資	
		減 価 償 却 累 計 額		投資その他の資産に係る減価償却累計額
			減価償却累計額	
	現 金 ・ 預 金			
		現 金	現 金	
		預 金	預 金	
	未 収 金			
		営 業 未 収 金		営業活動に係る収益の未収入額
			未収浄化槽使用料	浄化槽使用料の未収入額
			未収他会計負担金	他会計負担金の未収入額
			未収受託工事収益	受託工事収益の未収入額
			そ の 他 の 営 業 未 収 金	上記以外の営業収益未収入額
		営 業 外 未		

	収 金	未 収 受 取 利 息 及 び 配 当 金	預金、貸付金利息等の未収入額
		未 収 国 庫 補 助 金	国庫補助金等の未収入額
		未 収 県 補 助 金	県補助金の未収入額
		未 収 一 般 会 計 補 助 金	一般会計補助金の未収入額
		未 収 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 還 付 金	消費税及び地方消費税還付金の未収 入 額
		そ の 他 営 業 外 未 収 金	上記以外の営業外収益未収入額
	そ の 他 未 収 金		固定資産売却代金等上記以外の未収 額
		未 収 国 庫 補 助 金	国庫補助金の未収入額
		未 収 県 補 助 金	県補助金の未収入額
		未 収 一 般 会 計 補 助 金	一般会計補助金の未収入額
		未 収 工 事 負 担 金	工事負担金の未収入額
		未 収 受 益 者 分 担 金	受益者分担金の未収入額
		未 収 他 会 計 負 担 金	他会計負担金の未収入額
		未 収 寄 附 金	寄附金の未収入額
		そ の 他 未 収 金	上記以外の未収入額
貸 倒 引 当 金			未収金の回収不能による損失に備え るために引き当てるもの

	貸倒引当金		
有価証券		貸倒引当金	一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
貯蔵品	有価証券	有価証券	
			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数１年未満又は取得価額が１０万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
	消耗品		文具、用紙等の事務用品等
		消耗品	
	消耗工具、器具及び備品		工具、器具及び備品
		消耗工具、器具及び備品	
	材料		金属材料、木材、燃料、薬品等
		材料	
	その他貯蔵品		
		その他貯蔵品	上記以外の貯蔵品
短期貸付金			
	一般短期		他会計以外に対する貸付金

	貸付金	一般短期貸付金	
	他会計貸付金	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用	前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で当該事業年度の費用に属さないもので1年以内に費用となるもの
前払金	前払金	前払金	物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
	資金前渡	資金前渡	
	概算払	概算払	
	前払消費税及び地方消費税	前払消費税及び地方消費税	年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税
		前払消費税及び地方消費税	

	そ の 他 流 動 資 産	工 事 前 払 金	び 地 方 消 費 税	
		そ の 他 前 払 金	工 事 前 払 金	
			そ の 他 前 払 金	
		保 有 有 価 証 券		差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
		仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	保 有 有 価 証 券	課税仕入に係る消費税及び地方消費税額
		特 定 収 入 仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	特定収入割合が5%超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入に係る控除できない消費税額
		そ の 他 流 動 資 産	特 定 収 入 仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	上記以外の流動資産
			そ の 他 流 動 資 産	

負債

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固 定 負 債	企 業 債	建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債		建設改良費等（建設若しくは改良に 要する経費又は地方債に関する省令 （平成１８年総務省令第５４号）第 １２条に規定する公営企業の建設又 は改良に要する経費に準ずる経費を いう。以下同じ。）の財源に充てる ために発行する企業債（１年以内に償 還期限の到来するものを除く。）
			建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	
		そ の 他 の 企 業 債		建設改良費等以外の財源に充てるた めに発行する企業債（１年以内に償還 期限の到来するものを除く。）
	他 会 計 借 入 金	建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 長 期 借 入 金	そ の 他 の 企 業 債	建設改良費等の財源に充てるために 他の会計から繰り入れた借入金（１ 年以内に返済期限の到来するものを除 く。）

		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金	
リース債務	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するものを除く。）
		リース債務	
引当金	修繕引当金		
		修繕引当金	
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年以内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金	
その他固定負債			上記以外の固定負債
	その他固		

流 動 負 債		定 負 債		
			そ の 他 固 定 負 債	
				借入金等で1年以内に償還されるもの
	一 時 借 入 金			1年以内に返済しなければならない借 入金
		一 時 借 入 金		
			一 時 借 入 金	
	企 業 債			
		建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債		1年以内に償還期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために発行す る企業債
			建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	
		そ の 他 の 企 業 債		1年以内に償還期限の到来する建設改 良費等以外の財源に充てるために発 行する企業債
			そ の 他 の 企 業 債	
	他 会 計 借 入 金			
		建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て		1年以内に返済期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために他の会 計から繰り入れた借入金

		るための 借入金	建設改良費等 の財源に充て るための借入 金	
		その他の 借入金	その他の借入 金	1年以内に返済期限の到来する建設改 良費等以外の財源に充てるために他 の会計から繰り入れた借入金
	リース 債務			1年以内に支払期限の到来するファイ ナンス・リース取引におけるリース 債務
		リース債 務	リース債務	
	未払金			特定の契約等によりすでに確定して いる短期的債務でまだその支払を終 わらないもの（未払費用に属するも のを除く。）
		営業未払 金	現年度営業未 払金 過年度営業未 払金	通常の取引により発生する未払金
		その他未 払金		固定資産等購入代金の未払額等特定 の契約によりすでに確定している債 務のうち、未だその支払が終わらな

				いもので営業未払金でないもの
			未払消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納税計算の結果、納税が見込まれる消費税等額
			その他未払金	上記以外の営業外未払額
	未払費用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受けている場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
		未払費用		
	前受金		未払費用	
				契約等によりすでに受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金		営業活動に係る収益の前受額
			営業前受金	
		営業外前受金		営業活動以外に係る収益の前受額
			営業外前受金	
		その他前受金		固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
			その他前受金	
	引当金			
		賞与引当金		翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額の引当金
			賞与引当金	
		法定福利費引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額の引当金
			法定福利費引当金	

	預り金	修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金
			修繕引当金	
		特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年以内に使用される見込みのもの
			特別修繕引当金	
		預り金		
			預り保証金	入札保証金、契約保証金その他保証金
			預り諸税金	所得税及び県市町村民税等
			その他預り金	
		預り有価証券		入札保証証券、契約保証証券その他保証証券
			預り有価証券	
その他流動負債		仮受消費税及び地方消費税		課税売上に係る消費税及び地方消費税額
			仮受消費税及び地方消費税	
		その他流		

繰延収益		動負債	その他流動負債	
	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
		長期前受金	再評価積立金 長期前受金 国庫補助金長期前受金 県補助金長期前受金 一般会計補助金長期前受金 工事負担金長期前受金 受益者分担金長期前受金 他会計負担金	

			長期前受金
			受贈財産評価
			額長期前受金
			寄附金長期前
			受金
			建設仮勘定長
			期前受金
			その他資本剰
			金長期前受金
長期前			
受金収			
益化累			
計額			
	長期前受		
	金収益化		
	累計額		
		再評価積立金	
		長期前受金収	
		益化累計額	
		国庫補助金長	
		期前受金収益	
		化累計額	
		県補助金長期	
		前受金収益化	
		累計額	
		一般会計補助	
		金長期前受金	
		収益化累計額	
		工事負担金長	
		期前受金収益	

			化累計額	
			受益者分担金	
			長期前受金収	
			益化累計額	
			他会計負担金	
			長期前受金収	
			益化累計額	
			受贈財産評価	
			額長期前受金	
			収益化累計額	
			寄附金長期前	
			受金収益化累	
			計額	
			その他資本剰	
			金長期前受金	
			収益化累計額	

資本

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金		企業開始の時（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）適用の時）における引継資本金の額
		繰入資本金	固有資本金	建設又は改良に要する資金に当てるため他会計から出資の目的で繰り入れられた額
		出資金	繰入資本金	
			出資金	

剰余金	資 本 剰 余 金	組入資本金	組入資本金	剰余金から資本金に組み入れた額
		再評価積立 金	再評価積立金	令附則第 1 1 項及び第 1 2 項の規定 により資産の再評価を行った場合に おける再評価価額から再評価以前の 帳簿価額を控除した額
		国庫補助金	国庫補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた国庫補助金
		県補助金	県補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた県補助金
		他会計補助 金	他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた他会計補助金
		工事負担金	工事負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた工事負担金
		受益者分担 金	受益者分担金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた受益者分担金

利 益 剰 余 金	他会計負担 金	他 会 計 負 担 金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた他会計負担金
	受贈財産評 価額	受 贈 財 産 評 価 額	償却資産以外の固定資産の贈与等を 受けた財産の評価額
	寄附金	寄 附 金	償却資産以外の固定資産の取得又は 改良に充てた寄附金
	その他資本 剰余金	そ の 他 資 本 剰 余 金	上記以外の資本剰余金
	減債積立金	減 債 積 立 金	企業債の償還に充てるため積み立て た額
	利益積立金	利 益 積 立 金	欠損金を埋めるために積み立てた額
	建設改良積 立金	建 設 改 良 積 立 金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立 金	そ の 他 積 立 金	上記以外の任意積立金

		当年度未処分利益剰余金（当年度未処分欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に当年度の純利益（又は純損失）の金額を加減した額
			繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（又は前年度未処理欠損金）の額から前年度利益剰余金処分数額（又は前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（又は繰越欠損金）の額に年度中の繰越利益剰余金増加額及び減少額（又は繰越欠損金減少額及び増加額）を加減した額
			当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（又は純損失額）
		未処分利益剰余金		
			その他未処分利益剰余金変動額	
	欠 損 金	当年度未処理欠損金		
			繰越欠損金	
			当年度純損失	

甲府市農業集落排水事業の財務に関する特例を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 9 号

甲府市農業集落排水事業の財務に関する特例を定める規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第 1 節 伝票（第 5 条～第 8 条）

第 2 節 帳簿（第 9 条～第 1 2 条）

第 3 節 勘定科目（第 1 3 条）

第 3 章 収入及び支出

第 1 節 収入（第 1 4 条～第 2 3 条）

第 2 節 支出（第 2 4 条～第 3 8 条）

第 4 章 預り金及び預り有価証券（第 3 9 条～第 4 3 条）

第 5 章 たな卸資産

第 1 節 通則（第 4 4 条・第 4 5 条）

第 2 節 出納（第 4 6 条～第 5 4 条）

第 3 節 たな卸（第 5 5 条～第 5 9 条）

第 6 章 たな卸資産以外の物品（第 6 0 条～第 6 3 条）

第 7 章 固定資産

第 1 節 通則（第 6 4 条）

第 2 節 取得（第 6 5 条～第 7 3 条）

第 3 節 管理及び処分（第 7 4 条～第 7 7 条）

第 4 節 減価償却（第 7 8 条・第 7 9 条）

第 8 章 引当金（第 8 0 条）

第 9 章 予算（第 8 1 条～第 8 4 条）

第 1 0 章 決算（第 8 5 条～第 8 8 条）

第 1 1 章 雑則（第 8 9 条・第 9 0 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、甲府市農業集落排水事業（以下「農業集落排水事業」という。）の財務に関して、甲府市財務規則（昭和 6 2 年 1 月規則第 1 号）の特例を定めることを目的とする。

（企業出納員等）

第 2 条 農業集落排水事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。

2 企業出納員は、農林振興室農政課長（以下「農政課長」という。）をもってこれに充て、市長の命を受けて農業集落排水事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

3 市長は、農業集落排水事業の出納その他の会計事務のうち、次の各号に掲げる事項を企業出納員に委任する。

(1) 諸収入金の収納及び諸支出金の支払に係ること。

(2) 預金を組替えること。

(3) 現金、有価証券及び物品の保管又は転換に係ること。

4 企業出納員としての農政課長に事故があるとき又は欠けたときは、農林振興室農政課施設係長がその職務を代理する。

5 現金取扱員は、市長が命ずるものとし、上司の命を受けて農業集落排水事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 前項の現金取扱員 1 人が 1 日に取り扱うことのできる現金の限度額は、1 0 0 万円とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、限度額を超えて取り扱わせることができる。

（善管注意義務）

第 3 条 企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

(出納取扱金融機関等)

第4条 農業集落排水事業の業務に係る公金の出納事務の一部については、企業出納員及び現金取扱員が行うもののほか、市長が指定した金融機関（以下「指定金融機関」という。）に行わせるものとする。

2 指定金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを甲府市農業集落排水事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを甲府市農業集落排水事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目

第1節 伝票

(会計伝票の発行)

第5条 農業集落排水事業の業務に係る取引については、その取引の発生のつど証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(会計伝票の種類)

第6条 会計伝票の種類は、収入伝票、支払伝票及び振替伝票とする。

2 収入伝票は、現金収納の取引について発行する。

3 支払伝票は、現金支払の取引について発行する。

4 振替伝票は、前2項に規定する取引以外の取引について発行する。

(会計伝票の整理及び日計表の作成)

第7条 企業出納員は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。

(会計伝票等の保存)

第8条 会計伝票、日計表及び取引に関する証拠となるべき書類は、それぞれの日付によって編集し、保存しなければならない。

第2節 帳簿

(帳簿の種類及び保管)

第9条 農業集落排水事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の各号に掲げる会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

(1) 総勘定元帳

(2) 現金預金出納簿

- (3) 収入予算執行整理簿
- (4) 支出予算執行整理簿
- (5) 前受金整理簿
- (6) 預り金整理簿
- (7) 保管有価証券整理簿
- (8) 貯蔵品出納簿
- (9) 企業債台帳
- (10) 固定資産台帳
- (11) 資金前渡整理簿
- (12) 備品出納簿
- (13) 建設工事台帳

2 前項に掲げる帳簿は、企業出納員が整理し、保管しなければならない。

(帳簿の記載)

第10条 帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。

(科目の更正)

第11条 整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。

(帳簿の照合)

第12条 相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。

第3節 勘定科目

第13条 農業集落排水事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 前項に規定する勘定科目の区分は、別表に定めるところによる。

第3章 収入及び支出

第1節 収入

(収入の調定)

第14条 企業出納員は、収入の調定をしようとする場合は、振替伝票を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額及び納入義務者等を明らかにした書類を添付し市長の決定を受けなければならない。ただし、調定と同時に収

納が行われる場合には、振替伝票の発行を省略し収入伝票を発行することができる。

2 前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

(納入通知書等の交付)

第15条 企業出納員は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正した場合は、直ちに納入義務者に対して納入通知書又は納付書を送付しなければならない。ただし、口座振替による納付、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

2 前項本文のうち納期の定めのあるものについては、納期限の10日前までに交付しなければならない。

(証券をもってする収入の納付)

第16条 農業集落排水事業の収入の納入義務者は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の3の規定により、令に規定する証券をもって当該収入を納付することができる。

(口座振替による納入)

第17条 出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預貯金口座を設けている納入義務者は、当該金融機関に依頼し、口座振替の方法により納付することができる。

(領収書の交付)

第18条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により納付した者に対しては、口座振替済みの通知をもって領収書に代えることができるものとする。ただし、納付者が預貯金通帳により納付を確認することができる場合は、口座振替済みの通知の交付を省略することができる。

(収納金の取扱い)

第19条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に引き継ぐことができる。

- 2 前項の規定によるほか、現金取扱員は、収納金をその日のうちに収納取扱金融機関に預け入れ、その領収書と内訳を示す書類により企業出納員に引き継ぐことができる。
- 3 企業出納員は、第1項の規定により現金取扱員から引継を受けた収納金及び自ら収納した収納金を、その日のうちに収納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。
- 4 収納取扱金融機関は、農業集落排水事業の収入を収納したときは、直ちに農業集落排水事業の預貯金口座に受け入れるとともに、受け入れた収納金を、納入済通知書及び収入日計表を添えて、翌日までに収納取扱金融機関の農業集落排水事業の預金口座に振り替えなければならない。
- 5 収納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた農業集落排水事業の収入及び収納取扱金融機関が収納した収入を直ちに農業集落排水事業の預金とするとともに、翌日までに納入済通知書及び出納日計の通知によって、その金額を企業出納員に通知しなければならない。

(収入伝票の発行)

第20条 企業出納員は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票を発行しなければならない。

(過誤納金の還付)

第21条 企業出納員は、収納金のうち過納又は誤納となったものがある場合は、過誤納の事由、所属年度、収入科目、還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにした文書によって市長の決定を受け、その旨を納入者に通知するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

2 第25条及び第34条の規定は、前項の過誤納金の還付について準用する。

(小切手等の支払地の区域)

第22条 農業集落排水事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等（以下「小切手等」という。）の支払地の区域は、全国とする。

(不納欠損)

第23条 法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等に

より債権が消滅した場合においては、企業出納員は、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書によって市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

第2節 支出

(支出の手続)

第24条 企業出納員は、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって市長の決定を受けなければならない。

2 支出しようとする場合は、企業出納員は、当該支出に関する書類に基づいて振替伝票（現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票）を発行し、当該書類を添えて市長の決定を受けなければならない。

(支払伝票の発行)

第25条 企業出納員は、支出のうち現金の支払を伴うものについては、債権者の請求書等支払に関する証ひょう類に基づいて支払伝票（一部現金の支払を伴う取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行して市長の決定を受けなければならない。

2 支払伝票は、債権者及び勘定科目ごとに調製し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添えなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難な場合には、これを省略することができる。

3 2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、勘定科目及び支払期日が同一であるときは、前項の規定にかかわらず、あわせて一の支払伝票を発行することができる。この場合においては、債権者ごとにその支払額を明らかにした文書を添えなければならない。

(資金前渡、概算払及び前金払)

第26条 前条の規定は、資金前渡、概算払又は前金払を行う場合について準用する。

2 令第21条の5第1項第15号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 収入印紙、収入証紙、郵便切手、郵便はがき等その他これらに類する経費
- (2) 講習会、研修会等出席者負担金
- (3) 賠償金、補償金その他これらに類する経費

- (4) 有料道路通行料、駐車料、入場料その他これらに類する経費
 - (5) 損害保険の保険料
 - (6) 即時支払をしなければ調達することが不能又は困難な物件の経費
- 3 令第21条の6第1項第5号の規定により概算払をすることができる経費は、損害賠償として支払う経費とする。
- 4 令第21条の7第8号の規定により前金払をすることができる経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 保険料
 - (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る土木建築に関する工事に要する経費
- 5 資金前渡を受けた者、概算払を受けた者又は前金払を受けた者は、それぞれ支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した後、精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金がある場合にはその残金を添えて企業出納員に提出しなければならない。
- 6 企業出納員は、前項に規定する精算書及び証拠となるべき書類に基づいて振替伝票、収入伝票又は支払伝票を発行し、当該資料を添付して市長の決定を受けなければならない。

（隔地払）

第27条 企業出納員は、隔地にいる債権者に支払をしようとするため必要のあるときは、令第21条の9の規定に基づき隔地払をすることができる。

- 2 企業出納員は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払の受託書を徴さなければならない。

（口座振替の申出）

第28条 債権者は、令第21条の10に規定する口座振替の方法によって支払を受けようとする場合には、振替先金融機関及び預金口座等を記載した文書によって企業出納員に申し出なければならない。

（口座振替手続等）

第29条 企業出納員は、令第21条の10に規定する口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残高の範囲内で、

出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額等を通知して行わなければならない。

- 2 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知によって振替を行ったものについて、振替済みの通知により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の振出し)

第30条 企業出納員は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残額の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

- 2 小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。
- 3 企業出納員は、小切手を振り出したときは、出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。
- 4 出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて、振替済みの報告書により翌日までに企業出納員に報告しなければならない。

(小切手の訂正等)

第31条 小切手の金額は、訂正してはならない。

- 2 小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に2線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して企業出納員の印を押さなければならない。
- 3 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書きしてそのまま小切手帳に残しておかななければならない。

(小切手帳の保管)

第32条 小切手帳の保管は、企業出納員が行う。

(公金振替書)

第33条 前3条の規定は、公金振替書の交付による支出について準用する。

(領収書等の徴収)

第34条 企業出納員は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払の依頼若しくは公金振替書の交付若しくは口座振替の通知によって支出をしたときは、債権者の領収書又は出納取扱金融機関の領収書若しくは振替済みの報告書を徴さなければならない。

- 2 前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のもので

なければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

(支払小切手の整理)

第35条 企業出納員は、毎月末支払小切手未払高を調査しなければならない。

2 企業出納員は、支払小切手が時効により消滅した場合等においては、直ちに収入伝票を発行しなければならない。

(隔地払期間の徒過)

第36条 企業出納員は、隔地の債権者に支払をさせるため出納取扱金融機関に資金を交付した場合において、当該資金の交付の日から1年を経過したときは、出納取扱金融機関に当該隔地の債権者に支払をしなかった旨を確認し、かつ、隔地払の不能の通知を徴するとともに当該金融機関から当該資金を納付させなければならない。

(過誤払金の回収)

第37条 農業集落排水事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、企業出納員は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決定を受けなければならない。

2 第15条、第17条及び第19条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

(債務免除等)

第38条 企業出納員は、債務免除、時効等により債務が消滅した場合は、当該債務の消滅を証する書類に基づいて振替伝票又は収入伝票を発行し、市長の決定を受けなければならない。

第4章 預り金及び預り有価証券

(預り金)

第39条 企業出納員は、保証金その他農業集落排水事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

- (1) 預り保証金
- (2) 預り諸税
- (3) その他預り金

(預り金の受入れ及び払出し)

第40条 預り金の受入れ及び払出しは、農業集落排水事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第41条 農業集落排水事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

(預り有価証券の受入れ及び還付)

第42条 企業出納員は、前条の有価証券を受け入れた場合は受領書を交付し、当該預り有価証券を還付した場合は受領書を徴さなければならない。

(利札の還付請求)

第43条 企業出納員は、預り有価証券について、所有者から利札の還付請求を受けた場合は、市長の決定を受けて還付しなければならない。この場合において、企業出納員は、受領書を徴さなければならない。

第5章 たな卸資産

第1節 通則

(たな卸資産の範囲)

第44条 たな卸資産とは、次の各号に掲げる物品であつて、たな卸經理を行うものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 消耗工具、器具及び備品
- (3) 材料
- (4) その他貯蔵品

(たな卸資産の貯蔵)

第45条 企業出納員は、常に農業集落排水事業の業務の執行上必要な量のたな卸資産を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第2節 出納

(購入)

第46条 企業出納員は、予算に定めるたな卸資産の購入限度額の範囲内においてたな卸資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書に

よって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 購入しようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 契約の方法
- (5) その他必要と認められる事項

(受入価額)

第47条 たな卸資産の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額
- (2) 譲与、贈与その他無償で取得したものについては、公正な評価額
- (3) 前2号に掲げるもの以外のたな卸資産については、適正な評価額

(検収)

第48条 企業出納員は、たな卸資産の納入又は引渡の通知を受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

(受入れ)

第49条 企業出納員は、たな卸資産を受け入れた場合は、入庫伝票を発行し、これに基づき市長の決定を受け、貯蔵品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

(払出価額)

第50条 たな卸資産の払出価額は、先入先出法によるものとする。

(払出し)

第51条 企業出納員は、たな卸資産を使用しようとする場合は、第24条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって当該使用しようとするたな卸資産の払出しについて市長の決定を受けなければならない。

- (1) 払出しをしようとするたな卸資産の品目及び数量
- (2) 払出価額
- (3) 予算科目
- (4) その他必要と認められる事項

2 企業出納員は、前項の決定に基づき出庫伝票を発行し、貯蔵品出納簿に記帳するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

(戻入れ)

第52条 企業出納員は、払い出したたな卸資産に残品が生じた場合は、第49条の規定に準じて受け入れなければならない。

(発生品)

第53条 企業出納員は、第44条各号に掲げる物品で、農業集落排水事業の資産として計上されていないものを新たに発見した場合は、これを再使用できるものと不用となり、又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第47条第3号及び第49条の規定に準じて受け入れなければならない。

2 前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品を生じた場合について準用する。

(不用品の処分)

第54条 企業出納員は、たな卸資産のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、市長の決定を経て、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないもの、その他売却することが不適當と認められるものについては、市長の決定を経て、これを廃棄することができる。

2 第51条の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 たな卸

(帳簿残高の確認)

第55条 企業出納員は、常に物品出納簿の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認につとめなければならない。

(実地たな卸)

第56条 企業出納員は、毎事業年度末に実地たな卸を行わなければならない。

2 前項に定める場合のほか、企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由により滅失した場合その他必要と認められる場合には、随時実地たな卸を行わなければならない。

3 前2項の規定により実地たな卸を行った場合は、企業出納員は、その結果に基づいてたな卸表を作成しなければならない。

(実地たな卸の立会)

第57条 前条第1項及び第2項の規定により実地たな卸を行う場合は、企業出納員は、市長の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち合わせなければ

ならない。

(たな卸の結果の報告)

第58条 企業出納員は、実地たな卸を行った結果を、第56条第3項の規定により作成するたな卸表を添えて、市長に報告しなければならない。

2 実地たな卸の結果、現品に不足があることを発見した場合は、企業出納員は、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて市長に報告しなければならない。

(たな卸修正)

第59条 実地たな卸の結果、総勘定元帳の残高がたな卸資産の現在高と一致しないときは、企業出納員は、たな卸表に基づき振替伝票を発行し、市長の決定を受けるとともに、総勘定元帳を修正しなければならない。

第6章 たな卸資産以外の物品

(直購入)

第60条 企業出納員は、第44条各号に掲げる物品のうち、購入後直ちに使用する予定のもの又は第73条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを、市長の決定を経て直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第47条第3号及び第49条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合について準用する。

(物品の管理)

第61条 企業出納員は、第44条第1号及び第2号に掲げる物品のうち、たな卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下本章において、あわせて「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 企業出納員は、物品出納簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理しなければならない。

(事故報告)

第62条 天災その他の事由により物品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、企業出納員は、速やかにその原因及び現状を調査して市長に報告しなければならない。

(不用物品の処分)

第63条 企業出納員は、物品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを、第54条第1項の規定に準じて売却し、又は廃棄しなければならない。

第7章 固定資産

第1節 通則

(固定資産の範囲)

第64条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 機械及び装置並びにその他の附属設備

オ 車両及び運搬具

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上のものに限る）

キ リース資産（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第1条第14号に規定するファイナンス・リース取引（以下「ファイナンス・リース取引」という。）におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからカまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

ケ 有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 水利権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 特許権

オ 施設利用権

カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であつて、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）

キ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（１年以内（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第２節 取得

（取得価額）

第６５条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- (2) 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (3) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前２号に掲げる固定資産であつて取得価額の不明のものについては、公正な評価額

（購入）

第６６条 固定資産を購入しようとする場合は、企業出納員は、第２４条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 購入しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 購入しようとする事由
- (3) 予定価格及び単価
- (4) 当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額
- (5) 契約の方法

(6) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(交換)

第67条 固定資産を交換しようとする場合は、企業出納員は、第24条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び明細
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 交換しようとする事由
- (4) 予定価格及び単価
- (5) 契約の方法
- (6) 交換差金があるときは、その額並びに納付又は支払の方法及び時期
- (7) 交換の期日その他所要事項を記載した契約書案
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第68条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、企業出納員は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 譲り受けようとする事由
- (3) 譲り受けようとする固定資産の評価額（無形固定資産を除く。）
- (4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(工事の施工)

第69条 建設改良工事を施工しようとする場合は、企業出納員は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類

- (2) 工事を必要とする事由
- (3) 工事の始期及び終期
- (4) 予定価格
- (5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
- (6) 工事の方法及び契約の方法
- (7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収)

第70条 第48条の規定は、固定資産を取得する場合について準用する。

(取得の報告)

第71条 企業出納員は、固定資産を取得した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに、振替伝票を発行しなければならない。

2 前項の場合においては、企業出納員は、法令の定めるところに従って、遅滞なく登記又は登録の手続きを取らなければならない。

(建設改良工事の精算)

第72条 企業出納員は、建設改良工事が完成した場合には、速やかに工事費の精算を行わなければならない。

2 前項の場合においては、企業出納員は、あらかじめ定めた基準に従って間接費を配賦し、工事費にあわせて固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第73条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事が完成した場合は、企業出納員は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、振替伝票を発行し、市長の決定を受けるとともに固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第74条 企業出納員は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又

は損傷を受けた場合は、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第75条 企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 予定価格
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の事由により、買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(固定資産の用途廃止)

第76条 企業出納員は、機械、器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の事由によりその用途に使用することができなくなったものについては、市長の決定を受けて、再使用できるものと不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第47条第3号及び第49条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第77条 企業出納員は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して市長に報告しなければならない。

第4節 減価償却

(減価償却の方法)

第78条 固定資産の減価償却は、定額法によって取得の翌年度から行う。

(減価償却の特例)

第79条 企業出納員は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の5に相当する金額に達した後において、施行規則第15条第3項の規定により帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその旨及び年数について市長の決定を受けなければならない。

第8章 引当金

(引当金の計上)

第80条 将来の特定の費用又は損失（施行規則第22条に規定するものに限る。）の金額については、次の各号に掲げる引当金のうち農業集落排水事業において必要な引当金を予定貸借対照表等（同条に規定する予定貸借対照表等をいう。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するものとする。

- (1) 賞与引当金
- (2) 法定福利費引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金

第9章 予算

(予算の執行)

第81条 予算は、予算実施計画に定める款、項、目の区分及び別に定める節の区分に従って実施するものとする。

(流用及び予備費使用の手続)

第82条 企業出納員は、予算の定めるところにより流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、流用しようとする事由等を記載した文書によって市長の決定を受けなければならない。

2 前項の規定は、予備費を使用しようとする場合について準用する。

(予算超過の支出)

第83条 企業出納員は、法第24条第3項の規定に基づき、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用しようとするときは、使用しようとする経費の名称、金額及び使用しようとする事由等を記載した文書によって市

長の決定を受けなければならない。

- 2 企業出納員は、現金支出を伴わない経費について必要がある場合において、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて市長の決定を受けなければならない。

(予算の繰越し)

第84条 企業出納員は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合においては、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）を作成して5月20日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて翌年度に繰り越して使用する必要がある場合及び継続費について翌年度に通次繰り越して使用する場合について準用する。

第10章 決算

(決算の調製)

第85条 農業集落排水事業の決算の調製に関する事務は、企業出納員が行う。

(決算整理)

第86条 企業出納員は、毎事業年度経過後速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。

- (1) 実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
- (2) 固定資産の減価償却
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 資産の評価
- (5) 引当金の計上
- (6) 未払費用等の経過勘定に関する整理

(帳簿の締切)

第87条 企業出納員は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切りを行うものとする。

(決算報告書等の提出)

第88条 企業出納員は、毎事業年度5月31日までに、次の各号に掲げる書類を

作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

- (1) 決算報告書
- (2) 損益計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
- (5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
- (6) 事業報告書
- (7) キャッシュ・フロー計算書
- (8) 収益費用明細書
- (9) 固定資産明細書
- (10) 企業債明細書
- (11) 継続費精算報告書

第 1 1 章 雑則

(計理状況の報告)

第 8 9 条 企業出納員は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、翌月 2 0 日までに市長に提出しなければならない。

(伝票等の様式)

第 9 0 条 農業集落排水事業に関し必要な伝票等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

農業集落排水事業勘定科目表

収益

款	項	目	節	（科目区分の説明）
農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	営 業 収 益			主たる営業活動から生ずる収益
		施 設 使 用 料	施 設 使 用 料	施設使用料
		他 会 計 負 担 金	一 般 会 計 負 担 金	他会計からの負担金
		受 託 工 事 収 益	受 託 工 事 収 益	受託工事、業務等による収益
		そ の 他 の 営 業 収 益	手 数 料 雑 収 益	事務手数料等 上記以外の営業収益
	営 業 外 収 益			金融及び財務活動に伴う収益、その 他主たる営業活動以外から生ずる収 益
		受 取 利 息 及 び 配 当 金		普通預金利息及び貸付金利息等

		預金利息	
		貸付金利息	
		有価証券利息	
		配当金	
	国庫補助金		営業費補助の目的による補助金
	県補助金	国庫補助金	
			営業費補助の目的による補助金
	県補助金		
	他会計補助金		収益的支出を負担することを目的とする他会計からの繰入金で返済を要しないもの
		一般会計補助金	
	その他補助金		
		その他補助金	
	長期前受金戻入		施行規則第21条第2項又は第3項の規定により償却した長期前受金の額のうち営業外収益として整理するもの
		再評価積立金	
		長期前受金戻入	
		国庫補助金長期前受金戻入	
		県補助金長期前受金戻入	
		一般会計補助金長期前受金	

		戻入
		工事負担金長期前受金戻入
		受益者分担金長期前受金戻入
		他会計負担金長期前受金戻入
		受贈財産評価額長期前受金戻入
		寄附金長期前受金戻入
		その他資本剰余金長期前受金戻入
	修繕引当金戻入	修繕引当金戻入
	貸倒引当金戻入	貸倒引当金戻入
	消費税及び地方消費税還付金	消費税及び地

			方消費税還付金	
		雑収益		上記以外の営業外収益
			不用品売却収益	不用品の売却代金
			有価証券売却収益	有価証券の売却代金
			手数料	
			延滞金	
			その他雑収益	
	特別利益			当年度の経常的収益から除外すべき利益
		固定資産売却益		固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
			固定資産売却益	
		過年度損益修正益		前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
			過年度損益修正益	
		その他特別利益		
			その他特別利益	

費用

款	項	目	節	(科目区分の説明)
農業集落排水事業費用				

営業費用	管渠費 ^{きよ}		主たる営業活動から生ずる費用
			管渠 ^{きよ} の維持管理に要する費用
		給料	職員の本給
		手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務等の諸手当
		賃金	臨時職員の賃金
		賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
		報酬	臨時又は非常勤の顧問、会計年度職員等に対する報酬
		法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、労働保険料及び労務災害補償費等
		法定福利費引当金繰入額	法定福利費引当金として計上するための繰入額
		旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
		被服費	被服貸与規定に基づいて職員に貸与する被服の購入費
		備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具、備品費
		燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
		光熱水費	電気料金、ガス料金等
		印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
		通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等

		委託料	委託に要する費用
		手数料	公金取扱、検査手数料等
		賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
		修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する費用
		修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		路面復旧費	道路の修復費
		動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費等
		工事請負費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
		材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
		補償金	補償金、賠償金、見舞金等
		食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
		負担金	維持管理負担金等
		補助金	各種事業における補助金
		保険料	事業用財産に対する損害保険料等
		公課費	自動車重量税等
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
		雑費	上記の科目に属さない費用
	ポンプ場費		ポンプ場の維持管理に要する費用
		給料手当	
		賃金	

			賞与引当金繰 入額	
			報酬	
			法定福利費	
			法定福利費引 当金繰入額	
			旅費	
			被服費	
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	
			委託料	
			手数料	
			賃借料	
			修繕費	
			修繕引当金繰 入額	
			特別修繕引当 金繰入額	
			路面復旧費	
			動力費	
			工事請負費	
			材料費	
			補償金	
			食糧費	
			負担金	
			補助金	
			保険料	

	公課費	
	その他引当金	
	繰入額	
	雑費	
処理場費		処理場の維持管理に要する費用
	給料	
	手当	
	賃金	
	賞与引当金繰	
	入額	
	報酬	
	法定福利費	
	法定福利費引	
	当金繰入額	
	旅費	
	被服費	
	備用品費	
	燃料費	
	光熱水費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	委託料	
	手数料	
	賃借料	
	修繕費	
	修繕引当金繰	
	入額	
	特別修繕引当	
	金繰入額	
	路面復旧費	

			動力費	
			工事請負費	
			材料費	
			補償金	
			食糧費	
			負担金	
			補助金	
			保険料	
			公課費	
			その他引当金	
			繰入額	
			雑費	
	総係費			事業活動全般に関する費用
			給料	
			手当	
			賃金	
			賞与引当金繰	
			入額	
			報酬	
			法定福利費	
			法定福利費引	
			当金繰入額	
			旅費	
			報償費	報償金、奨励金等
			被服費	
			備用品費	
			燃料費	
			光熱水費	
			印刷製本費	
			通信運搬費	

		広告料	広告、宣伝に要する費用
		委託料	
		手数料	
		賃借料	
		修繕費	
		修繕引当金繰入額	
		特別修繕引当金繰入額	
		補償金	
		研修費	職員の研修に要する費用
		食糧費	
		厚生費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
		負担金	
		補助金	
		保険料	
		公課費	
		貸倒引当金繰入額	
		貸倒損失	
		その他引当金繰入額	その他引当金として計上するための繰入額
		雑費	
	減価償却費		施行規則第13条及び第15条から第18条の規定による償却額
	有形固定資産減価償却費		建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品及びリース資産（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除

			く。)等の償却額
		無形固定資産減価償却費	借地権、地上権、施設利用権及びリース資産等の償却額
	資産減耗費		
		固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費
		たな卸資産減耗費	たな卸資産の毀損、変質又は滅失による除却費及び低価法による評価損
	その他営業費用		上記以外の営業費用
		雑支出	
営業外費用			金融及び財務活動に伴う費用及びその他主たる営業活動に係る費用以外の費用
	支払利息		
		企業債利息	企業債に対する利息
		長期借入金利息	長期借入金に対する利息
		一時借入金利息	一時借入金等に対する利息
		企業債取扱諸費	企業債の元利償還のつど支払う手数料及び取扱費
	消費税及び地方消費税		消費税及び地方消費税納付額
		消費税及び地方消費税	
	雑支出		
		不用品売却原価	売却した不用品の原価

特 別 損 失		価 そ の 他 雑 支 出	当年度の経常費用から除外すべき損 失
	固 定 資 産 売 却 損		固定資産の売却価額が当該固定資産 の売却時に帳簿価額に不足する額
		固 定 資 産 売 却 損	
	減 損 損 失		事業年度の末日において予測するこ とができない減損が生じたもの又は 減損損失を認識すべきものの当該生 じた減損による損失又は認識すべき 減損損失の額
		減 損 損 失	
	災 害 に よ る 損 失		災害による巨額の臨時損失
		災 害 に よ る 損 失	
	過 年 度 損 益 修 正 損		前年度以前の損益の修正で損失の性 質を有するもの
		過 年 度 損 益 修 正 損	
	そ の 他 特 別 損 失	貸倒損失	
予 備 費		そ の 他 特 別 損 失	
	予 備 費	予 備 費	

資産

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	土 地		土地、建物、構築物、機械、器具及び備品等（耐用年数１年未満又は取得価額が１０万円未満のものを除き、将来営業の用に供する目的をもって所有する遊休施設、未稼働設備等を含む。）
				事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係のあるものを除く。）及び測量費等の合計額
			事務所用地	庁舎用地等もっぱら事務所のために用いる土地
			施設用地	事業用施設のために用いる土地（施設に附属する用地を含む。）
			その他土地	
		建 物		事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物（建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。）
			事務所用建物	庁舎、営業所等もっぱら事務所の用に供されている建物
			施設用建物	処理場、ポンプ場等の施設の用に供

		されている建物
建物減価償却累計額	その他建物	
	事務所用建物減価償却累計額	
	その他建物減価償却累計額	
構築物		土地に定着する土木施設又は工作物
	排水施設	管渠、人孔、枡等排水のための施設
	ポンプ場施設	ポンプ場における沈殿池等排水のための施設
	処理場施設	沈砂池、沈殿池等污水处理のための施設
	その他構築物	
構築物減価償却累計額		
	農業集落排水施設減価償却累計額	
	その他構築物減価償却累計額	
機械及び装置		機械、装置及びコンベヤ等の運搬設備並びにこれらの附属品
	電気設備	電動機、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）

		ポンプ設備	ポンプ及びこれに直結し、分離しが たい電動機等の電気設備
		処理機械設備	ゲート設備等汚水処理作業に要する 機械設備
		その他機械設 備	
	機械及び 装置減価 償却累計 額		
		電気設備減価 償却累計額	
		ポンプ設備減 価償却累計額	
		処理機械設備 減価償却累計 額	
		その他機械設 備減価償却累 計額	
	車両及び 運搬具		自動車、その他陸上運搬具等
		車両及び運搬 具	
	車両及び 運搬具減 価償却累 計額		
		車両及び運搬 具減価償却累	

		計 額	
	工 具、器 具 及 び 備 品		機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数１年以上であり、取得価額が１０万円以上のもの
		工 具、器 具 及 び 備 品	
	工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額		
		工 具、器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	
	リ ー ス 資 産		有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		所 有 権 移 転 リ ー ス 資 産	
		所 有 権 移 転 外 リ ー ス 資 産	
	リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額		
		所 有 権 移 転 リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額	
		所 有 権 移 転 外 リ ー ス 資 産 減 価 償 却 累 計 額	

		建設仮勘定		有形固定資産の建設又は改良のため支出した建設改良費（前払金等を含む。）
			建設仮勘定	
		その他有形固定資産		上記以外の有形固定資産
			その他有形固定資産	
		その他有形固定資産減価償却累計額		
			その他有形固定資産減価償却累計額	
	無形固定資産			有償取得した借地権、地上権、施設利用権等
		借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
			借地権	
		地上権		民法第265条に規定する権利
			地上権	
		施設利用権		電気供給施設利用権（電気事業者に対して電気の供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気の供給を受ける権利）等
			電気供給施設	

		利用権	
		電信電話専用	
		施設利用権	
		水道給水施設	
		利用権	
		その他施設利	
		用権	
	電話加入		
	権		
		電話加入権	
	リース資		無形固定資産（営業権を除く。）に
	産		係るファイナンス・リース取引にお
			けるリース資産
		所有権移転リ	
		ース資産	
		所有権移転外	
		リース資産	
	その他無		上記以外の無形固定資産
	形固定資		
	産		
		その他無形固	
		定資産	
投資そ			投資有価証券、出資金、長期貸付
の他の			金、基金及びその他投資
資産			
	投資有価		金融商品取引法（昭和２３年法律第
	証券		２５号）第２条に規定する有価証券
			で投資の目的を持って所有するもの
		投資有価証券	
	出資金		

流 動 資 産			出 資 金	
		長 期 貸 付 金		貸付金で1年以内に返済期限が到来しないもの
		基 金	長 期 貸 付 金 基 金	
		貸 倒 引 当 金	基 金	長期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
		そ の 他 投 資	貸 倒 引 当 金	上記以外の投資の性質を有するもの
		減 価 償 却 累 計 額	そ の 他 投 資	投資その他の資産に係る減価償却累計額
			減 価 償 却 累 計 額	
	現 金 ・ 預 金	現 金	現 金	
		預 金	預 金	
	未 収 金		預 金	
		営 業 未 収 金		営業活動に係る収益の未収入額
			未 収 施 設 使 用 料	施設使用料の未収入額
			未 収 他 会 計 負	他会計負担金の未収入額

		担 金	
		未 収 受 託 工 事	受託工事収益の未収入額
		収 益	
		そ の 他 の 営 業	上記以外の営業収益未収入額
		未 収 金	
	営 業 外 未		
	収 金		
		未 収 受 取 利 息	預金、貸付金利息等の未収入額
		及 び 配 当 金	
		未 収 国 庫 補 助	国庫補助金等の未収入額
		金	
		未 収 県 補 助 金	県補助金の未収入額
		未 収 一 般 会 計	一般会計補助金の未収入額
		補 助 金	
		未 収 消 費 税 及	消費税及び地方消費税還付金の未収
		び 地 方 消 費 税	入額
		還 付 金	
		そ の 他 営 業 外	上記以外の営業外収益未収入額
		未 収 金	
	そ の 他 未		固定資産売却代金等上記以外の未収
	収 金		額
		未 収 国 庫 補 助	国庫補助金の未収入額
		金	
		未 収 県 補 助 金	県補助金の未収入額
		未 収 一 般 会 計	一般会計補助金の未収入額
		補 助 金	
		未 収 負 担 金	工事負担金等の未収入額
		未 収 他 会 計 負	他会計負担金の未収入額
		担 金	
		未 収 寄 附 金	寄附金の未収入額

		その他未収金	上記以外の未収入額
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	
有価証券			一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供されたもので短期間内に返却されるものを除く。）
	有価証券		
貯蔵品		有価証券	
			いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数1年未満又は取得価額が10万円未満の工具、器具及び備品（固定資産の建設、改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。）
	消耗品		文具、用紙等の事務用品等
		消耗品	
	消耗工具、器具及び備品		工具、器具及び備品
		消耗工具、器具及び備品	
	材料		金属材料、木材、燃料、薬品等
		材料	
	その他貯蔵品		
		その他貯蔵品	上記以外の貯蔵品

短期貸付金	一般短期貸付金	一般短期貸付金	他会計以外に対する貸付金
	他会計貸付金	他会計貸付金	他会計に対する短期貸付金
貸倒引当金	貸倒引当金	貸倒引当金	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
前払費用	前払費用	前払費用	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価で当該事業年度の費用に属さないもので1年以内に費用となるもの
前払金	資金前渡	資金前渡	物品等の購入、工事の請負等に際して前払された金額で前払費用に属さないもの
	概算払	概算払	
	前払消費		年度途中において中間納付される消

		税 及 び 地 方 消 費 税		費 税 及 び 地 方 消 費 税
			前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	
		工 事 前 払 金	工 事 前 払 金	
		そ の 他 前 払 金	そ の 他 前 払 金	
	そ の 他 流 動 資 産			
		保 有 有 価 証 券		差 入 保 証 金 の 代 用 と し て 提 供 を 受 け た 有 価 証 券 で 短 期 間 内 に 返 却 す る 見 込 み の も の
			保 有 有 価 証 券	
		仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		課 税 仕 入 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 額
			仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	
		特 定 収 入 仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税		特 定 収 入 割 合 が 5 % 超 の 場 合 の 4 条 の 特 定 収 入 を 財 源 と し て 行 わ れ た 4 条 の 課 税 仕 入 に 係 る 控 除 で き な い 消 費 税 額
			特 定 収 入 仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	
		そ の 他 流		上 記 以 外 の 流 動 資 産

		動 資 産	
			そ の 他 流 動 資 産

負債

款	項	目	節	(科目区分の説明)
固 定 負 債	企 業 債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等（建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成１８年総務省令第５４号）第１２条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費をいう。以下同じ。）の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
			建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する企業債（１年以内に償還期限の到来するものを除く。）
	他 会 計 借 入 金		そ の 他 の 企 業 債	
		建設改良費等の財源に充てるため		建設改良費等の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除

	の長期借入金		く。)
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
	その他の長期借入金		建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金（１年以内に返済期限の到来するものを除く。）
		その他の長期借入金	
リース債務	リース債務		ファイナンス・リース取引におけるリース債務（１年以内に支払期限の到来するものを除く。）
		リース債務	
引当金	修繕引当金		
		修繕引当金	
	特別修繕引当金		数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金（１年以内に使用される見込みのものを除く。）
		特別修繕引当金	
その他固定負債			上記以外の固定負債

流 動 負 債		その他固定 負債	その他固定負 債	借入金等で1年以内に償還されるもの
	一時借 入金			1年以内に返済しなければならない 借入金
		一時借入金	一時借入金	
	企 業 債			
		建設改良費 等の財源に 充てるため の企業債		1年以内に償還期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために発行す る企業債
			建設改良費等 の財源に充て るための企業 債	
		その他の企 業債		1年以内に償還期限の到来する建設改 良費等以外の財源に充てるために発 行する企業債
			その他の企業 債	
	他 会 計 借 入 金			
		建設改良費 等の財源に 充てるため の借入金		1年以内に返済期限の到来する建設改 良費等の財源に充てるために他の会 計から繰り入れた借入金

		建設改良費等の財源に充てるための借入金	
	その他の借入金		1 年以内に返済期限の到来する建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
		その他の借入金	
リース債務			1 年以内に支払期限の到来するファイナンス・リース取引におけるリース債務
	リース債務		
		リース債務	
未払金			特定の契約等によりすでに確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの（未払費用に属するものを除く。）
	営業未払金		通常取引により発生する未払金
		現年度営業未払金	
		過年度営業未払金	
	その他未払金		固定資産等購入代金の未払額等特定の契約によりすでに確定している債務のうち、未だその支払が終わらないもので営業未払金でないもの
		未払消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納税計算の結果、納税が見込まれる消費税等額
		その他未払金	上記以外の営業外未払額

	未 払 費 用			未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受けている場合、すでに提供を受けた役務の対価の未払額
		未払費用	未 払 費 用	
	前 受 金			契約等によりすでに受け取った対価のうち、いまだその債務の履行を終わらないもの
		営業前受金	営 業 前 受 金	営業活動に係る収益の前受額
		営業外前受 金		営業活動以外に係る収益の前受額
		その他前受 金	営 業 外 前 受 金	
			そ の 他 前 受 金	固定資産売却代金等上記以外の収入の前受額
	引 当 金			
		賞与引当金	賞 与 引 当 金	翌事業年度に支払う賞与のうち、当年度負担相当額の引当金
		法定福利費 引当金	法 定 福 利 費 引 当 金	翌事業年度に支払う法定福利費のうち、当年度負担相当額の引当金
		修繕引当金		企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金

繰延収益	繰延収益	繰延収益	修繕引当金	
			特別修繕引当金	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金のうち1年内に使用される見込みのもの
			特別修繕引当金	
			預り金	
			預り金	
			預り保証金	入札保証金、契約保証金その他保証金
			預り諸税金	所得税及び県市町村民税等
			その他預り金	
			預り有価証券	入札保証証券、契約保証証券その他保証証券
			預り有価証券	
繰延収益	繰延収益	繰延収益	その他流動負債	
			仮受消費税及び地方消費税	課税売上に係る消費税及び地方消費税額
			仮受消費税及び地方消費税	
			その他流動負債	
繰延収益	繰延収益	繰延収益	その他流動負債	
			その他流動負債	

	長期前受金			償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金の額
		長期前受金	再評価積立金 長期前受金 国庫補助金長期前受金 県補助金長期前受金 一般会計補助金長期前受金 負担金長期前受金 他会計負担金長期前受金 受贈財産評価額長期前受金 寄附金長期前受金 建設仮勘定長期前受金 その他資本剰	

	長期前受金収益化累計額	長期前受金収益化累計額	金長期前受金
			再評価積立金
			長期前受金収益化累計額
			国庫補助金長期前受金収益化累計額
			県補助金長期前受金収益化累計額
			一般会計補助金長期前受金収益化累計額
			負担金長期前受金収益化累計額
			他会計負担金長期前受金収益化累計額
			受贈財産評価額長期前受金収益化累計額
			寄附金長期前

			受金収益化累計額	
			その他資本剰金長期前受金	
			収益化累計額	

資本

款	項	目	節	(科目区分の説明)
資本金	資本金	固有資本金		企業開始の時（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）適用の時）における引継資本金の額
			固有資本金	
		繰入資本金		建設又は改良に要する資金に当てるため他会計から出資の目的で繰り入れられた額
			繰入資本金	
		出資金		他会計からの出資金の額
			出資金	
		組入資本金		剰余金から資本金に組み入れた額
			組入資本金	
剰余金	資本剰余金	再評価積立金		令附則第１１項及び第１２項の規定により資産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額
			再評価積立金	
		国庫補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は

			改良に充てた国庫補助金
		国庫補助金	
	県補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた県補助金
		県補助金	
	他会計補助金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
		他会計補助金	
	負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた工事負担金等
		負担金	
	他会計負担金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計負担金
		他会計負担金	
	受贈財産評価額		償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額
		受贈財産評価額	
	寄附金		償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
		寄附金	
	その他資本剰余金		上記以外の資本剰余金
		その他資本剰余金	
利益剰余金			
	減債積立金		企業債の償還に充てるため積み立てた額
		減債積立金	

	利益積立金		欠損金を埋めるために積み立てた額
		利益積立金	
	建設改良積立金		建設又は改良のために積み立てた額
		建設改良積立金	
	その他積立金		上記以外の任意積立金
		その他積立金	
	当年度未処分利益剰余金（当年度未処分欠損金）		当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額を加減した額
		繰越利益剰余金年度末残高（繰越欠損金年度末残高）	前年度未処分利益剰余金（前年度未処分欠損金）の額から前年度利益剰余金処分数額（前年度欠損金処理額）を控除して得た繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に年度中の繰越利益剰余金増加額及び減少額（繰越欠損金減少額及び増加額）を加減した額
		当年度純利益（当年度純損失）	当年度の損益取引の結果発生した純利益（純損失額）
	未処分利益剰余金	その他未処分利益剰余金変動額	
	欠損金		

		当年度末処 理欠損金	繰越欠損金 当年度純損失	

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 0 号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 甲府市事務分掌規則 (平成 8 年 3 月規則第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

目次中「福祉保健部」を「福祉部」に、「第 4 款の 2 子ども未来部に属する
機関 (第 2 5 条の 3 ～第 2 5 条の 7) 」を「第 4 款の 2 保健衛生部に属する機
関 (第 2 5 条の 3 ～第 2 5 条の 6) 」を第 4 款の 3 子ども未来部に属する
機関 (第 2 5 条の 7 ～第 2 5 条の 1 1) 」に改める。

第 3 条第 1 項ただし書中「保健衛生室」を「生活衛生室」に改め、同項の表行政経営部の項及び企画財務部の項を次のように改める。

総 務 部	総 務 総 室	総務課	庶務係、文書係
		法制課	法制係
		デジタル推進課	デジタル推進係、情報管理 係、統計係
	人 事 管 理 室	職員課	人事係、給与係
		人材マネジメント 課	研修係、健康厚生係、事務効 率係、組織係
	契 約 管 財 室	契約課	工事係、物品係
		指導検査課	指導係
		管財課	管財係、庁舎車両係

企画部	企画総室	総務課	庶務係
		政策課	政策係、総合計画係
		自治体連携課	自治体連携係、移住定住係
		地域デザイン課	地域デザイン係
	財政経営室	財政課	財政係、主計係
		S D G s 推進課	S D G s 推進係、行政改革係
		財産活用課	財産活用係
	リニア交通 室	リニア政策課	リニア政策係
		交通政策課	交通政策係

第3条第1項の表市民部、市民総室、総務課の項中「庶務係」の次に「、税制係」を加え、同表市民部の項に次のように加える。

税務管理室	市民税課	個人市民税係、法人諸税係
	資産税課	土地係、家屋係、証明係
	収納推進課	収納係、滞納整理係

第3条第1項の表福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部	福祉総室	総務課	庶務係、計画係
		指導監査課	指導監査係
	福祉支援室 (福祉事務 所)	生活福祉課	保護係、保護事務係、生活支援係
		障がい福祉課	医療支援係、サービス支援係、相談支援係
		長寿介護課	経営係、保険給付係、滞納整理係、認定係、高齢者支援係
		健康保険課	経営係、保険料係、給付係、滞納整理係、後期医療係
保健衛生部	保健衛生総 室	総務課	庶務係
		健康政策課	健康生きがい係、医療介護支

			援係
		地域保健課	地域保健係、保健予防係、食育係
	生活衛生室 (保健所を含む。)	精神保健課	精神保健係
		母子健康課	母子健康係
		医務感染症課	医務係、感染症係
		衛生薬務課	衛生薬務係

第3条第1項の表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、総務課の項中「庶務係」を「庶務係、子ども政策係」に改め、同表環境部の項中

環境総室	総務課	を	環境総室	総務課	に改め、同表産
	環境政策課		環境対策室	環境政策課	
	ごみ収集課			ごみ収集課	
	ごみ減量課			ごみ減量課	
	環境保全課			環境保全課	

業部、商工観光室、商工課の項中「産業育成係、商工業係」を「商工業係、地場産業振興係」に改め、同条第2項中「福祉保健総室」を「福祉総室総務課、福祉支援室（福祉支援室長寿介護課経営係、保険給付係、滞納整理係、認定係及び健康保険課を除く。）」に改め、同条第4項中「企画財務部」を「企画部」に改め、「リニア交通政策監を、」の次に「市民部に」を加え、「福祉保健部に公衆衛生及び感染症に係る対応を総括するため保健衛生監を」を削る。

第5条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第6条第3項中「保健衛生監」を削り、同条第4項中「健康支援室及び保健衛生室」を「保健衛生総室及び生活衛生室」に、「福祉保健部長」を「保健衛生部長」に改める。

第7条第5項中「福祉保健部福祉保健総室長」を「福祉部福祉支援室長」に改める。

第8条第6項の表健康支援室の項中「健康支援室」を「保健衛生総室」に改

め、同表に次のように加える。

子ども未来総室	子ども政策担当課長	子ども施策の調査及び研究に関すること。

第12条の2第1項の表出張所の項中「振興係、住民係」を「地域振興住民係」に改める。

「第4款 福祉保健部に属する機関」を「第4款 福祉部に属する機関」に改める。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の3から第20条までを次のように改める。

第19条の3から第20条まで 削除

第23条、第23条の3及び第23条の4中「福祉保健部福祉保健総室総務課」を「福祉部福祉支援室長寿介護課」に改める。

第23条の5中「福祉保健部保険経営室健康保険課」を「福祉部福祉支援室健康保険課」に改める。

第25条の7を第25条の11とし、第25条の3から第25条の6までを4条ずつ繰り下げる。

第2章第2節第4款の2を同節第4款の3とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第4款の2 保健衛生部に属する機関

(保健センター等)

第25条の3 市民の健康の保持及び増進を図るため、次に掲げる保健センターを置く。

名称	位置
甲府市保健センター	甲府市相生二丁目17番1号

2 前項の保健センターは、保健衛生部保健衛生総室地域保健課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 保健指導及び健康診断に関すること。
- (2) 健康相談に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、保健センターの運営管理に関すること。

(いきいきプラザ)

第25条の4 甲府市いきいきプラザ条例（平成17年12月条例第62号）第1条の規定に基づき設置されたいきいきプラザは、保健衛生部保健衛生総室健康政策課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者が行う管理以外のいきいきプラザの管理に関すること。

(健康の杜センター)

第25条の5 甲府市健康の杜センター条例（平成17年12月条例第63号）第1条の規定に基づき設置された健康の杜センターは、保健衛生部保健衛生総室健康政策課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 指定管理者が行う管理以外の健康の杜センターの管理に関すること。

(斎場)

第25条の6 甲府市斎場条例（昭和39年4月条例第44号）第2条の規定に基づき設置された斎場は、保健衛生部生活衛生室衛生薬務課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 死体の火葬に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、斎場の運営管理に関すること。

第26条中「環境部環境対策室ごみ減量課」を「環境部環境総室ごみ減量課」に改める。

第36条第1項の表補修センターの項中「補修センター」を「道路公園等保全センター」に改め、同条第2項第4号中「福祉保健部長」を「保健衛生部長」に改め、同項第5号中「福祉保健部健康支援室地域保健課長」を「保健衛生部保健衛生総室地域保健課長」に改め、同項第6号中「福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」を「保健衛生部生活衛生室衛生薬務課衛生薬務係長」に改める。

第41条第2項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第44条第2項中「行政経営部長、企画財務部長」を「総務部長、企画部長」に改める。

第46条第2項中「企画財務部企画財務総室長」を「企画部企画総室長」に改める。

第51条中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

別表第1市長直轄組織、市長室、国際交流課の項に次の1号を加える。

(4) 多文化共生推進計画に関すること。

別表第1行政経営部の項中「行政経営部」を「総務部」に、「行政経営総室」を「総務総室」に改め、同表行政経営部、行政経営総室、行政経営課の項を削り、同表行政経営部、人事管理室、職員課の項に次の1号を加える。

(10) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。

別表第1行政経営部、人事管理室、研修厚生課の項中「研修厚生課」を「人材マネジメント課」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の6号を加える。

(11) 事務改善に関すること。

(12) 帳票の管理に関すること。

(13) 内部統制に関すること。

(14) 組織の総合管理及び職員の定数管理に関すること。

(15) 市の委員会、委員に係る市長の権限に属する事務に関すること（組織に関するものに限る。）。

(16) 事務室の配置に関すること。

別表第1企画財務部の項を次のように改める。

企画部	企画総室	総務課	(1) 庁議、企画経営会議、部長会議及び総室長会議に関すること。 (2) こうふ市民意見提出制度に関すること。 (3) 地方分権に関すること。 (4) 部内の文書の総括指導に関すること。 (5) 部内の庶務に関すること。
		政策課	(1) 市政の基本方針に関すること。 (2) 総合計画に関すること。 (3) 人口減少対策に関すること。

			(4) 中核市に関する事。 (5) 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関する事。 (6) 自治基本条例に関する事。
		自治体連携課	(1) 広域行政に関する事。 (2) 市町村合併に関する事。 (3) 自治体連携に関する事。 (4) 移住定住に関する事。
		地域デザイン課	(1) 地域デザイン推進事業に関する事。 (2) 南部及び北部中山間地域の振興に関する事。 (3) 過疎地域持続的発展計画に関する事。
	財政経営室	財政課	(1) 財政の運営、執行及び調整に関する事。 (2) 予算編成に関する事。 (3) 財政計画に関する事。 (4) 資金計画に関する事。 (5) 地方交付税に関する事。 (6) 一時借入金に関する事。 (7) 資金運用に関する事。 (8) 起債に関する事。 (9) 財務統計調査等に関する事。 (10) 上下水道局に係る市長の権限に属する事務に関する事（財政に関するものに限る。）。 (11) 行政評価に関する事。
		SDGs推進課	(1) SDGsの推進に関する事。 (2) 公民連携に関する事。 (3) 行政改革の推進に関する事。 (4) 外部監査契約に基づく監査に関する事。
		財産活	(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）

		用課	に基づく市町村計画に関すること。 (2) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。 (3) 公共用地の取得の調整に関すること。
	リニア 交通室	リニア 政策課	(1) リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。 (2) リニア中央新幹線事業に関すること。
		交通政 策課	(1) 公共交通体系基本構想に関すること。 (2) 赤字路線バス対策等に関すること。 (3) 総合交通体系に関すること。 (4) 鉄道対策に関すること。

別表第1 市民部、市民総室、総務課の項中第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 税制に関すること。

(19) 固定資産評価審査委員会に関すること。

別表第1 市民部、市民総室、市民課の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同表市民部、市民協働室の項の次に次のように加える。

税務管理室	市民税課	(1) 個人市県民税及び法人市民税の賦課に関すること。 (2) 個人市県民税及び法人市民税の課税台帳等の整備、保管に関すること。 (3) 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税（次号において「諸税」という。）の賦課に関すること。 (4) 諸税の課税台帳等の整備、保管に関すること。 (5) 諸願届の受付、処理に関すること。 (6) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関する

		こと。
	資産税課	(1) 固定資産の評価及び固定資産税の賦課に関する こと。 (2) 諸願届の受付、処理及び閲覧に関すること。 (3) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関する こと。 (4) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。 (5) 特別土地保有税の賦課に関すること。 (6) 都市計画税の賦課に関すること。
	収納推進課	(1) 口座振替納付、納期内納付に関すること。 (2) 市税、個人県民税、国民健康保険料、介護保 険料、後期高齢者医療保険料、墓地使用料、保 育料、市営住宅使用料及び市営住宅敷地貸付料 の収納整理に関すること。 (3) 督促状の発付に関すること。 (4) 市税及び諸収入金の窓口収納並びに株式会社 ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に関するこ と。 (5) 納税証明に関すること。 (6) 市税、個人県民税の未収金の徴収、徴収猶 予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分（差押 え）及び納税指導に関すること。 (7) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。 (8) 滞納処分（差押物件の引揚げ及び公売等）及 び交付要求に関すること。

別表第1 福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部	福祉総 室	総務課	(1) 福祉・保健情報に関すること（保健衛生部、 子ども未来部が所管するものを除く。）。 (2) 民生委員及び児童委員に関すること。

		(3) 社会福祉審議会に関すること。 (4) 福祉諸計画の調整に関すること。 (5) 地域福祉推進計画に関すること。 (6) 社会福祉協議会に関すること。 (7) 部内の文書の総括指導に関すること。 (8) 部内の庶務に関すること。
	指導監査課	(1) 社会福祉法人の設立の許可、社会福祉連携推進法人の認定に関すること。 (2) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人、社会福祉施設等の指導監査に関すること。 (3) 介護保険サービス事業者等の指導監査に関すること。 (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。 (5) 特定教育・保育施設等の指導監査に関すること。 (6) 許可外保育施設等の指導監査に関すること。 (7) 有料老人ホームの指導監査に関すること。 (8) 公立保育所の指導監査に関すること。 (9) 高齢者虐待に関すること（養介護施設従事者等に関するものに限る。）。
福祉支援室（福祉事務所）	生活福祉課	(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の措置に関すること。 (2) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者の取扱いに関すること。 (3) ホームレスに関すること。 (4) 引揚者等に関すること。 (5) 法外扶助に関すること。 (6) 災害援護に関すること。

		(7) 医療券交付及び統計に関すること。 (8) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。 (9) 中国残留邦人等への支援に関すること。 (10) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に関すること。 (11) 保護施設に関すること。 (12) 指定医療機関等に関すること。 (13) 無料低額診療事業等に関すること。
	障がい福祉課	(1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 (2) 障害福祉サービスに関すること。 (3) 在宅障害児（者）に関すること。 (4) 自立支援医療に関すること。 (5) 重度心身障害者医療費の助成に関すること。 (6) 障害者センターに関すること。 (7) 障害者の社会参加促進に関すること。 (8) 心身障害児（者）に係る手当に関すること。 (9) 補装具費の給付に関すること。 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業に関すること。 (11) 社会福祉事業団に関すること。 (12) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の推進に関すること。 (13) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に関すること。 (14) 発達障害児（者）に関すること。 (15) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関

	すること。
長寿介護課	(1) 介護保険事業の企画及び運営に関すること。 (2) 介護保険事業計画に関すること。 (3) 介護保険サービスに関すること。 (4) 被保険者の資格に関すること。 (5) 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処分に関すること。 (6) 保険給付に関すること。 (7) 介護認定審査会に関すること。 (8) 要介護及び要支援認定に関すること。 (9) 後期高齢者医療保険料の徴収及び滞納処分に関すること。 (10) 第1号事業支給費の支給に関すること。 (11) 在宅高齢者に関すること。 (12) 高齢者の生きがい対策に関すること。 (13) 福祉センターに関すること。 (14) 上九の湯ふれあいセンターに関すること。 (15) 老人デイサービスセンターに関すること。 (16) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関すること。 (17) 老人福祉施設に関すること。 (18) 高齢者保健福祉計画の推進に関すること。 (19) 成年後見制度に関すること。 (20) 福祉総合相談に関すること。
健康保険課	(1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 直営宮本診療所及び直営上九一色診療所に関すること。

			(4) 被保険者の資格に関すること。 (5) 保険料の賦課に関すること。 (6) 保険給付に関すること。 (7) 保健事業に関すること。 (8) 一部負担金に関すること。 (9) 国民健康保険料の未収金の徴収、徴収猶予及び滞納処分に関すること。 (10) 特定健診・特定保健事業に関すること。 (11) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号。以下「高齢者医療確保法」という。）による保健事業に関すること。 (12) 後期高齢者医療制度に関すること。 (13) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第３２条の規定によりなお従前の例によるとされた同法第７条の規定による改正前の老人保健法（昭和５７年法律第８０号。以下「改正前老人保健法」という。）による保健事業（医療に限る。）に関すること。
保健衛生部	保健衛生総室	総務課	(1) 福祉・保健情報に関すること（福祉部、子ども未来部が所管するものを除く。）。 (2) 保健所及び保健センター業務の調整に関すること。 (3) 保健所運営協議会に関すること。 (4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (5) 保健師の現任教育に関すること。 (6) 墓地及び埋火葬に関すること。 (7) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。

		(8) 継続看護の推進に関する事。 (9) 医師の臨床研修に関する事。 (10) 看護師等実習の指導に関する事。 (11) 保健師の統括に係る支援に関する事。 (12) 簡易水道等事業に関する事。 (13) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する事（地域保健課、衛生薬務課及び母子保健課が所管するものを除く。）。 (14) 健康づくり及びその推進に関する事（地域保健課及び母子保健課が所管するものを除く。）。 (15) 部内の文書の総括指導に関する事。 (16) 部内の庶務に関する事。
	健康政策課	(1) 健康都市構想に関する事。 (2) 保健計画の策定に関する事。 (3) 健康の杜センターに関する事。 (4) いきいきプラザに関する事。 (5) 地域包括支援体制に関する事。 (6) 介護予防・生活支援体制の推進に関する事。 (7) 包括的支援事業に関する事（地域保健課が所管するものを除く。）。 (8) 地域包括支援センターの運営に関する事。 (9) 地域包括支援センター運営協議会に関する事。 (10) 在宅医療及び介護連携に関する事。 (11) 認知症の高齢者に関する事。
	地域保健課	(1) 保健計画及び高齢者保健福祉計画の推進に関する事（長寿介護課及び母子保健課が所管す

		るものを除く。）。 (2) 食育推進計画の策定及び推進に関すること。 (3) 食育基本法（平成１７年法律第６３号）による地域の食育に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (4) 健康増進法に関すること（保健衛生総室総務課、衛生薬務課及び母子保健課が所管するものを除く。）。 (5) 地域保健法（昭和２２年法律第１０１号）による地域保健事業に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (6) 健康づくり及びその推進に関すること（保健衛生総室総務課及び母子保健課が所管するものを除く。）。 (7) 保健センターに関すること。 (8) 結核検診に関すること。 (9) 難病及び特定疾病対策に関すること。 (10) がん患者支援に関すること。 (11) 歯科保健に関すること。 (12) 特定保健指導の支援に関すること。 (13) 栄養士等実習の指導に関すること。 (14) 地区担当保健師に関すること。 (15) 一般介護予防事業に関すること（長寿介護課及び健康政策課が所管するものを除く。）。 (16) 包括的支援事業に関すること（健康政策課が所管するものを除く。）。 (17) 高齢者虐待に関すること（指導監査課が所管するものを除く。）。 (18) 家族介護支援事業に関すること。

生活衛生室	精神保健課	(1) 精神保健に関すること。 (2) 自殺対策に関すること。
	母子健康課	(1) 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による保健所の業務に関すること。 (2) 母子保健事業に係る保健所の業務に関すること。
	医務感染症課	(1) 地域医療支援に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (2) 地域医療センター管理に関すること。 (3) 救急医療に関すること。 (4) 災害時医療に関すること。 (5) 医療機関等の許可及び届出並びに監視指導等に関すること。 (6) 衛生検査所に関すること。 (7) 死体の解剖及び保存の許可等に関すること。 (8) 移植医療に関すること。 (9) 医師、歯科医師その他の医療関係者に関すること。 (10) 調理師及び製菓衛生師に関すること。 (11) 予防接種に関すること。 (12) 感染症に関すること。 (13) 感染症審査協議会に関すること。
	衛生薬務課	(1) 食品衛生に関すること。 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。 (3) 家庭用品の規制に関すること。 (4) 薬事に関すること。 (5) 毒物及び劇物の取締りに関すること。 (6) 狂犬病予防に関すること。

		(7) 動物の愛護及び管理に関すること。 (8) 生活衛生関係営業に関すること。 (9) クリーニング師に関すること。 (10) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること。 (11) 建築物における衛生的環境の指導に関すること。 (12) プールの維持管理指導に関すること。 (13) 献血の推進に関すること。 (14) 衛生上の試験検査に関すること。 (15) と畜に関すること。 (16) 温泉の利用に関すること。 (17) 斎場に関すること。 (18) 健康増進法に関すること（保健衛生総室総務課、地域保健課及び母子保健課が所管するものを除く。）。

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、総務課の項中第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号中「福祉保健部」を「福祉部、保健衛生部」に改め、同号の次に次の3号を加える。

- (2) 子ども施策の調査及び研究に関すること。
- (3) こども計画の策定に関すること。
- (4) 児童福祉専門分科会に関すること。

別表第1 子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、子ども応援課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、子育て支援課の項第2号中「次世代育成支援行動計画」を「次世代育成支援行動計画等」に改め、同表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、子ども保育課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表子ども未来部、子ども未来総室（福祉事務所）、母子保健課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、同表環境部の項中

環境総室	総務課	を	環境総室	総務課	に改め、同表産
	環境政策課			環境政策課	
環境対策室	ごみ収集課			ごみ収集課	
	ごみ減量課			ごみ減量課	
	環境保全課			環境保全課	

業部、商工観光室、中心市街地振興課の項中「（商業等の活性化）」を削る。

（甲府市職員特別給与条例施行規則の一部改正）

第2条 甲府市職員特別給与条例施行規則（昭和26年9月規則第19号）の一部を次のように改正する。

第13条中「行政経営部」を「総務部」に改める。

（甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例施行規則（昭和35年10月規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企画財務部」を「企画部」に改める。

（甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部改正）

第4条 甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和36年6月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第6条及び第6条の2第2項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中「行政経営部」を「総務部」に改める。

（甲府市役所庁中管理規則の一部改正）

第5条 甲府市役所庁中管理規則（昭和37年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「行政経営部契約管財室管財課長」を「総務部契約管財室管財課長」に改める。

別表中「行政経営部契約管財室契約課長」を「総務部契約管財室契約課長」に、「行政経営部人事管理室研修厚生課長」を「総務部人事管理室人材マネジメント課長」に、「行政経営部行政経営総室デジタル推進課長」を「総務部総務総

室デジタル推進課長」に改める。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第6条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則（昭和38年10月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「行政経営部職員課」を「総務部職員課」に改める。

(甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第7条 甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和39年4月規則第48号）の一部を次のように改正する。

第74条第1項中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

(甲府市職員表彰規則の一部改正)

第8条 甲府市職員表彰規則（昭和41年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第10条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規則の一部改正)

第9条 休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規則（昭和44年6月規則第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行政経営部」を「総務部」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第10条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改める。

別表第1一般公印の表市印の項及び市長印の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改め、同表福祉事務所印の項及び福祉事務所長印の項中「福祉保健部福祉保健総室総務課長」を「福祉部福祉総室総務課長」に改め、同表保健所印の項中「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」を「保健衛生部保健衛生総室総務課長」に改め、同表斎場管理者印の項中「福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課長」を「保健衛生部生活衛生室衛生薬務課長」に改め、同表感染症診査協議会委員長印の項中「福祉保健部保健衛生室医務感染症

課長」を「保健衛生部生活衛生室医務感染症課長」に改める。

別表第1 専用公印の表市印の項中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に、「福祉保健部保険経営室健康保険課長」を「福祉部福祉支援室健康保険課長」に改め、同表身分証明専用市印の項中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改め、同表市役所印の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に、「企画財務部課税管理室市民税課長」を「市民部税務管理室市民税課長」に改め、同表市長印の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に、「福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課長」を「福祉部福祉支援室障がい福祉課長」に、「福祉保健部健康支援室地域保健課長」を「保健衛生部保健衛生総室地域保健課長」に改め、同表共済組合申請専用市長印の項中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改め、同表証明専用市長印（番号入）の項中「企画財務部課税管理室市民税課長」を「市民部税務管理室市民税課長」に、「企画財務部課税管理室資産税課長」を「市民部税務管理室資産税課長」に、「企画財務部収納管理室収納課長」を「市民部税務管理室収納推進課長」に改め、同表保健所専用市長印の項中「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」を「保健衛生部保健衛生総室総務課長」に改め、同表予防接種証明専用市長印（番号入）の項中「福祉保健部保健衛生室医務感染症課長」を「保健衛生部生活衛生室医務感染症課長」に改め、同表市長職務代理者印の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に、「福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課長」を「福祉部福祉支援室障がい福祉課長」に改め、同表共済組合申請専用市長職務代理者印の項中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改め、同表証明専用市長職務代理者印（番号入）の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改め、同表保健所専用市長職務代理者印の項中「福祉保健部保健衛生室精神保健課長」を「保健衛生部保健衛生総室総務課長」に改め、同表予防接種証明専用市長職務代理者印（番号入）の項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改め、同表中

「

市長職務代理者が執行する期間は、市長印に

1

準じ、通常は行政経営部行政経営総室総務課長において保管する。	1	を
	1	

」

「

市長職務代理者が執行する期間は、市長印に準じ、通常は総務部総務総室総務課長において保管する。	1	に
	1	
	1	

」

改め、同表甲府市会計管理者代理署名人収納課長印の項中「収納課長印」を「収納推進課長印」に、「１６．５」を「１８」に、「企画財務部収納管理室収納課長」を「市民部税務管理室収納推進課長」に改め、同表福祉事務所長印の項中「福祉保健部福祉保健総室障がい福祉課長」を「福祉部福祉支援室障がい福祉課長」に改める。

「 ４ ４

「 ４ ４

別表第２中



を



に改める。

」

」

第１号様式、第３号様式、第６号様式の４及び第８号様式中「行政経営部総務課長」を「総務部総務課長」に改める。

（甲府市職員被服貸与規則の一部改正）

第１１条 甲府市職員被服貸与規則（昭和４９年７月規則第４９号）の一部を次のように改正する。

別表の１事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表３の項中「生活衛生薬務課」を「衛生薬務課」に改める。

別表の２技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表５の項、同表６の項及び同表７の項中「福祉保健部」を「福祉部、保健衛生部」に改める。

別表の３技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表２の項中

「福祉保健部」を「福祉部、保健衛生部」に、同表３の項中「行政経営部」を「総務部」に改める。

（甲府市契約規則の一部改正）

第１２条 甲府市契約規則（昭和５０年１２月規則第６６号）の一部を次のように改正する。

第１３号様式その１中「行政経営部契約管財室」を「総務部契約管財室」に改める。

（甲府市公有財産取扱規則の一部改正）

第１３条 甲府市公有財産取扱規則（昭和５９年３月規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条第２項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第５条第１項中「行政経営部長及び企画財務部長」を「総務部長及び企画部長」に改める。

第１１条、第１３条第２項、第１８条第２項、第２６条、第３０条、第３１条、第３２条第２項第４号及び第３６条から第４０条までの規定中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第１２号様式（その１）及び第１３号様式中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

（甲府市財務規則の一部改正）

第１４条 甲府市財務規則（昭和６２年１月規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条、第５条及び第７条第１項中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

第８条第１項及び第２項中「企画財務部長」を「企画部長」に改め、同条第３項中「行政経営部長」を「総務部長」に、「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

第９条及び第１０条中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

第１２条中「企画財務部長」を「企画部長」に、「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第１３条から第１５条まで、第１６条第１項及び第３項、第１７条第１項及び

第2項、第18条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項、第20条第1項及び第2項、第21条、第25条、第26条（見出しを含む。）、第27条から第29条まで並びに第57条中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

第65条の2第2項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第92条第2項の表中「収納課長、滞納整理課長」を「収納推進課長」に、「福祉保健総室総務課長」を「福祉総室総務課長」に、「介護保険課長」を「長寿介護課長」に、「生活衛生薬務課長」を「衛生薬務課長」に、「収納課収納係、滞納整理課滞納整理係」を「収納推進課収納係、収納推進課滞納整理係」に、「上九一色出張所住民係」を「上九一色出張所地域振興住民係」に、「介護保険課保険給付係、介護保険課滞納整理係」を「長寿介護課保険給付係、長寿介護課滞納整理係」に、「生活衛生薬務課生活衛生薬務係」を「衛生薬務課衛生薬務係」に改め、「各保育所」の次に「、ごみ収集課収集衛生係」を加え、「ごみ収集課収集衛生係長及び」を削る。

第94条第2項中「収納課長」を「収納推進課長」に、「生活衛生薬務課長」を「衛生薬務課長」に改め、同項第1号及び同条第3項第1号中「生活衛生薬務課」を「衛生薬務課」に改める。

第104条第3項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第106条、第107条並びに第150条第2項及び第3項中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

第10号様式及び第14号様式（その1）から第14号様式（その3）までの規定中「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

（甲府市物品管理規則の一部改正）

第15条 甲府市物品管理規則（昭和62年1月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第34条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

（甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則の一部改正）

第16条 甲府市立保育所設置及び管理条例施行規則（昭和62年3月規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「子ども未来部子ども未来総室子育て支援課長」を「子ども未来部子ども未来総室子ども保育課長」に改める。

(甲府市情報公開審査会規則の一部改正)

第17条 甲府市情報公開審査会規則(昭和63年3月規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「行政経営部行政経営総室法制課」を「総務部総務総室法制課」に改める。

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第18条 甲府市職員安全衛生管理規則(平成3年3月規則第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「行政経営部人事管理室研修厚生課長」を「総務部人事管理室人材マネジメント課長」に、「福祉保健部健康支援室健康政策課長」を「保健衛生部保健衛生総室長」に改める。

第22条第3項中「行政経営部人事管理室研修厚生課」を「総務部人事管理室人材マネジメント課」に、「福祉保健部健康支援室健康政策課」を「保健衛生部保健衛生総室総務課」に改める。

別表第1中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市ねたきり老人及び認知症老人介護慰労金支給条例施行規則の一部改正)

第19条 甲府市ねたきり老人及び認知症老人介護慰労金支給条例施行規則(平成4年3月規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第8号様式及び第9号様式中「介護保険課確認欄」を「長寿介護課確認欄」に、「介護保険課認定係」を「長寿介護課認定係」に改める。

(甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第20条 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成5年12月規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第4号及び第4条第3項中「環境部環境対策室ごみ減量課」を「環境部環境総室ごみ減量課」に改める。

(甲府市介護保険条例施行規則の一部改正)

第21条 甲府市介護保険条例施行規則(平成12年3月規則第21号)の一部を次のように改正する。

第12号様式及び第13号様式中「介護保険課」を「長寿介護課」に改める。

（甲府市長の職務を代理する者を定める規則の一部改正）

第 2 2 条 甲府市長の職務を代理する者を定める規則（平成 1 4 年 1 1 月規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「行政経営部長」を「総務部長」に、「企画財務部長」を「企画部長」に改める。

（甲府市個人情報保護審査会規則の一部改正）

第 2 3 条 甲府市個人情報保護審査会規則（平成 1 5 年 1 2 月規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「行政経営部行政経営総室法制課」を「総務部総務総室法制課」に改める。

（甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正）

第 2 4 条 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成 1 9 年 3 月規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「行政経営部、市民部、福祉保健部」を「総務部、市民部（税務管理室を除く。）、福祉部、保健衛生部」に、「企画財務部」を「企画部、市民部（税務管理室に限る。）」に改める。

（甲府市退職手当審査会規則の一部改正）

第 2 5 条 甲府市退職手当審査会規則（平成 2 1 年 9 月規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「行政経営部人事管理室職員課」を「総務部人事管理室職員課」に改める。

（甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則の一部改正）

第 2 6 条 甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 3 1 年 3 月規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「行政経営部行政経営総室行政経営課」を「企画部財政経営室 S D G s 推進課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

行政経営部	行政経営総室	総務課	総務部	総務総室	総務課
		法制課			法制課
		デジタル推進課			デジタル推進課
		行政経営課		人事管理室	人材マネジメント課
	人事管理室	研修厚生課			職員課
		職員課			契約管財室
	契約管財室	契約課		指導検査課	
		指導検査課		管財課	
		管財課			

企画財務部	企画財務総室	総務課	企画部	企画総室	総務課	
		企画財政課		財政経営室	財政課	
		自治体連携課		企画総室	自治体連携課	
		財産活用課		財政経営室	財産活用課	
	政策推進室	政策課		企画総室	政策課	
		S D G s 推進課		財政経営室	S D G s 推進課	
		地域デザイン課		企画総室	地域デザイン課	
	リニア交通	リニア政策			リニア交通	リニア政策

	室	課		室	課
		交通政策課			交通政策課
	課税管理室	市民税課		税務管理室	市民税課
		資産税課			資産税課
	収納管理室	収納課			収納推進課
		滞納理性課			
福祉保健部	福祉保健総室	総務課	福祉部	福祉総室	総務課
		生活福祉課		福祉支援室	生活福祉課
		障がい福祉課			障がい福祉課
	保険経営室	指導監査課		福祉総室	指導監査課
		介護保険課		福祉支援室	長寿介護課
		健康保険課			健康保険課
	健康支援室	健康政策課	保健衛生部	保健衛生総室	健康政策課
		地域保健課			地域保健課
	保健衛生室	精神保健課		生活衛生室	精神保健課
		母子健康課			母子健康課
		医務感染症課			医務感染症課
		生活衛生薬務課			衛生薬務課
環境部	環境対策室	ごみ収集課	環境部	環境総室	ごみ収集課
		ごみ減量課			ごみ減量課
		環境保全課			環境保全課

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 1 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 0 項中「別表第 1 第 1 0 項」を「別表第 1 第 1 3 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 9 項の次に次の 3 項を加える。

- 1 0 条例別表第 1 第 1 0 項の規則で定める事務は、甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例（昭和 5 2 年 9 月条例第 3 0 号）の規定による医療費の助成金の支給に関する事務とする。
- 1 1 条例別表第 1 第 1 1 項の規則で定める事務は、甲府市心身障害児童福祉手当支給条例（昭和 4 5 年 3 月条例第 1 5 号）の規定による心身障害児童福祉手当の支給に関する事務とする。
- 1 2 条例別表第 1 第 1 2 項の規則で定める事務は、新婚世帯に対する新生活に伴う費用に係る補助金の交付に関する事務とする。

第 3 条第 2 項第 1 号中「情報」の次に「（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を加える。

第 5 条第 2 項第 1 号中「小児」を「子ども」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前項の事務に係る助成に係る子ども及び保護者の医療保険給付関係情報

第6条第2項に次の1号を加える。

- (3) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る医療保険給付関係情報

第9条第2項第1号中「情報」の次に「（以下「身体障害者手帳関係情報」という。）」を加え、同項第2号中「情報」の次に「（以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。）」を加える。

第14条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

第13条 条例別表第2第11項の規則で定める事務は、第2条第10項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第11項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務に係る助成対象者、当該助成対象者と同一の世帯に属する者、当該助成対象者の配偶者若しくは保護者又は当該助成対象者の扶養義務者に係る地方税関係情報
- (2) 前項の事務に係る助成対象者、当該助成対象者と同一の世帯に属する者又は当該助成対象者の配偶者若しくは保護者に係る住民票関係情報
- (3) 前項の事務に係る助成対象者に係る生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報
- (4) 前項の事務に係る助成対象者に係る医療保険給付関係情報
- (5) 前項の事務に係る助成対象者に係る年金給付関係情報
- (6) 前項の事務に係る助成対象者に係る身体障害者手帳関係情報
- (7) 前項の事務に係る助成対象者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報
- (8) 前項の事務に係る助成対象者に係る療育手帳関係情報

第14条 条例別表第2第12項の規則で定める事務は、第2条第11項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第12項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 前項の事務の申請に係る障害児童の保護者に係る地方税関係情報
- (2) 前項の事務の申請に係る障害児童、当該障害児童と同一の世帯に属する者又は当該障害児童の保護者に係る住民票関係情報
- (3) 前項の事務の申請に係る障害児童の保護者に係る年金給付関係情報

(4) 前項の事務の申請に係る障害児童に係る身体障害者手帳関係情報

(5) 前項の事務の申請に係る障害児童に係る療育手帳関係情報

第15条 条例別表第2第13項の規則で定める事務は、第2条第12項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第13項の規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

(1) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る地方税関係情報

(2) 前項の事務に係る申請を行う者及び当該申請を行う者の配偶者に係る住民票関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 2 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（医師等の勤務時間の割振り）

第 2 条の 2 任命権者は、甲府市職員給与条例施行規則（昭和 2 7 年 3 月規則第 7 号）第 3 条の 2 第 2 項に規定する診療業務に従事する医師及び歯科医師のうち、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 1 3 条第 2 項の規定による医師労働時間短縮計画で指定するものについては、同法第 1 2 3 条第 1 項に規定する継続した休息时间（以下「勤務間インターバル」という。）を与えなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

- 2 任命権者は、前項ただし書の規定により勤務間インターバルを確保できなかった場合は、事後において、勤務間インターバルの時間に相当する休息时间（以下「代償休息」という。）を確保するものとする。
- 3 この規則に定めるもののほか、勤務間インターバル及び代償休息に関し必要な事項は、別に定める。

第 2 6 条第 2 項中「9 月」を「1 0 月」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 3 号

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則

甲府市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月規則第
5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の第 9 号中「9 月」を「1 0 月」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 4 号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 1 8 年 3 月規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 初任給基準表ア行政職給料表初任給基準表中「事務職員、技術職員」を「事務職員（保育士を除く。）、技術職員（獣医師を除く。）」に改め、同表に次のように加える。

事務職員（保育士に限る。）	短大卒	1 級 1 7 号給
	大学卒	1 級 2 9 号給
技術職員（獣医師に限る。）	大学卒	1 級 2 9 号給

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに採用された事務職員（保育士に限る。）及び技術職員（獣医師に限る。）（以下この項において単に「職員」という。）で、施行の日以後引き続き在職する職員の同日における号給については、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の適用を受けて新たに職員となった者との均衡を考慮し、市長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 条例第14条の2の規定により準用する給与条例第48条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲（勤勉手当を支給される職員の範囲から非常勤職員を除外する部分を除く。第22条の2第1項において同じ。）、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項は、常勤の職員の例による。

第22条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第22条の2 条例第28条の2の規定により準用する給与条例第48条の4に規定する勤勉手当を支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。ただし、支給日は、別表第2の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

2 前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給につい

て準用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 6 号

甲府市財務規則の一部を改正する規則

甲府市財務規則（昭和 6 2 年 1 月規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項の表中「歳入」の次に「（法第 2 3 5 条の 4 第 3 項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）」を加える。

第 5 1 条の 2 第 1 項中「歳入」を「歳入等」に、「市長」を「市の機関」に改め、同条第 2 項中「歳入」を「歳入等」に、「第 1 2 条の 2 の 6 第 1 項」を「第 1 2 条の 2 の 1 3 第 1 項」に改める。

第 5 3 条を次のように改める。

（歳入の徴収等の委託等に係る指定公金事務取扱者）

第 5 3 条 市長は、法第 2 4 3 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）に歳入の徴収及び歳入等の収納に関する事務（以下「歳入の徴収等」という。）を委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。

2 市長は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ当該右欄に掲げる事項及びその他必要な事項を告示しなければならない。

歳入の徴収等を指定公金事務取扱者に委託したとき。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 指定公金事務取扱者に委託した歳入の徴収等 (3) 指定公金事務取扱者を指定した日 (4) 指定公金事務取扱者に歳入の徴収等を委託した日

歳入の徴収等に係る指定公金事務取扱者が、名称、住所又は事務所の所在地を変更したとき。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 変更の内容 (3) 変更日
歳入の徴収等に係る指定公金事務取扱者の指定を取り消したとき。	(1) 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 (2) 取消日

第54条の見出しを「（指定公金事務取扱者が行う歳入の徴収等）」に改め、同条第1項中「歳入の徴収事務の委託を受けた者及び収納事務の委託を受けた者（以下「収入事務受託者」という。）」を「歳入の徴収等の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、「、又は」の次に「歳入等を」を加え、同条第2項中「収入事務受託者」を「歳入の徴収等の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「第158条第3項」を「第173条の2第2項」に、「徴収し、又は収納した歳入」を「徴収した歳入又は収納した歳入等」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

第54条の2を削る。

第56条第1項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第65条の2第1項中「期日」の次に「又は市長が指定した日」を加える。

第70条中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第84条を次のように改める。

（支出事務の委託等に係る指定公金事務取扱者）

第84条 第53条第1項の規定は、支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託しようとする場合について準用する。

2 第53条第2項の規定は、支出に関する事務を指定公金事務取扱者に委託した場合、支出に関する事務に係る指定公金事務取扱者が名称、住所又は事務所の所在地を変更した場合及び支出に関する事務に係る指定公金事務取扱者の指定を取り消した場合について準用する。

第85条第1項中「前条により支出の事務の委託を受けた者（以下「支出事務受託者」という。）」を「支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改める。

第 8 6 条の見出しを「（指定公金事務取扱者が行う支出の事務）」に改め、同条中「支出事務受託者」を「支出に関する事務の委託を受けた指定公金事務取扱者」に改め、同条第 6 号を削る。

第 1 2 5 条第 1 項第 1 号イ中「農業集落排水事業費」及び「浄化槽事業費」を削る。

第 1 4 9 条及び第 1 5 0 条第 2 項中「第 2 4 3 条の 2 第 1 項各号」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項各号」に改める。

第 2 9 号様式中「収入事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 5 3 号様式及び第 5 4 号様式中「支出事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の甲府市財務規則（以下「改正前の規則」という。）第 5 3 条の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けている者及び改正前の規則第 8 4 条の規定による支出の事務の委託を受けている者は、令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、なお従前の例により、改正前の規則第 5 3 条の規定による歳入の徴収若しくは収納の事務又は改正前の規則第 8 4 条の規定による支出の事務を行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 7 号

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市消防団の組織等に関する規則（昭和 4 1 年 1 0 月規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び」の次に「方面隊を置き、方面隊に」を加え、同条第 3 項中「編成」の次に「、方面隊の担当分団」を加え、「及び第 2」を「から別表第 3 まで」に改める。

第 4 条の見出しを「（方面隊・分団）」に改め、同条第 1 項中「分団に」を「方面隊に方面隊長を置き、分団に」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 方面隊長は、分団長階級とし、上司の命を受け、方面隊を指揮監督する。

第 5 条中「以上により」の次に「、方面隊長は、方面隊の担当分団の分団長により」を加え、「当該分団員」を「、当該分団員」に改める。

第 6 条中「分団長」を「方面隊長及び分団長」に改める。

別表第 1 中

「

本部	1	5						6
富士川分団			1	2	5	5	1 2	2 5
琢美分団			1	2	4	4	9	2 0
相生分団			1	2	4	4	9	2 0

を

」

「

本部	1	3						4
東方面隊			1					1
西方面隊			1					1
南方面隊			1					1
北方面隊			1					1
中道・上九方面隊			1					1
富士川分団			1	2	5	5	1 1	2 4
琢美分団			1	2	4	4	8	1 9
相生分団			1	2	4	4	8	1 9

に、

」

「

1	5	3 2	6 4	2 6 2	2 6 2	7 0 7	1 , 3 3 3

を

」

「

1	3	3 7	6 4	2 6 2	2 6 2	7 0 4	1 , 3 3 3

に

」

改め、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

方面隊の担当分団

方面隊名	担当分団
東方面隊	富士川分団、琢美分団、相生分団、春日分団、里垣分団、甲運分団
西方面隊	穴切分団、朝日分団、貢川分団、千塚分団、池田分団、羽黒分団
南方面隊	湯田分団、伊勢分団、国母分団、山城分団、玉諸分団、大里分団、東分団
北方面隊	新紺屋分団、相川分団、千代田分団、能泉分団、宮本分団、北新分団
中道・上九方面隊	右左口分団、滝川分団、下向山分団、白井分団、上曾根分団、下曾根分団、上九一色分団

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 8 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
施行規則（平成 2 7 年 3 月規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「法附則第 6 条第 5 項」を「地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7
号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に改める。

別表の備考第 8 項中「若しくは医療型児童発達支援」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 1 9 号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成 2 4 年 9 月規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項第 1 号中「同条第 7 項若しくは第 8 項」を「同法第 5 6 条第 6 項若しくは第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

甲府市長 樋口 雄一

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

第1号様式中

指定を受けようとする事業所	フリガナ				
	名 称				
	事業所の所在地	(〒)			
	事業の種類	実施事業	指定申請を 指の支援開始する 年月	様 式	備 考
	児童発達支援 (福祉型児童 発達支援)			付 表	
	児童発達支援 (児童発達支 援センター)			付 表	
	児童発達支援 (児童発達支 援以外)			付 表	
	医療型児童 発達支援			付 表	
	放課後等 児童デイサ ービス			付 表	
居宅訪問 型児童発達 支援			付 表		
保育園等 訪問支援			付 表		
	同一施設内において行う事業等の 種類	事業所番号			

(児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー 以 外)						

」

改める。

第 1 2 号様式から第 1 4 号様式までの様式中

「

1	児 童 発 達 支 援
2	医 療 型 児 童 発 達 支 援
3	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス
4	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援
5	保 育 所 等 訪 問 支 援

を

」

「

1	児 童 発 達 支 援
2	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス
3	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援
4	保 育 所 等 訪 問 支 援

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市重度心身障害者医療費助成金支給条例施行規則（昭和52年9月規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に、「第5条第1項」を「附則第3条の4第1項」に改め、同条第2号中「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」を「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令」に改める。

第1号様式中

「

生年月日	年	月	日
旧受給者番号 (更新の場合のみ記入すること。)			

を

」

「

生年月日	年	月	日
個人番号			
旧受給者番号 (更新の場合のみ記入すること。)			

に、

」

「

受給資格者との続柄		個人番号	

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条第 1 号の改正規定（「第 5 条第 1 項」を「附則第 3 条の 4 第 1 項」に改める部分に限る。）は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市心身障害児福祉手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 2 号

甲府市心身障害児福祉手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市心身障害児福祉手当支給条例施行規則（昭和 4 5 年 3 月規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 5 号及び第 6 号」を「第 1 号又は第 2 号及び第 5 号から第 8 号まで」に、「第 6 号の」を「第 6 号から第 8 号までの」に改め、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 障害児の保護者について前年（1 月から 6 月までの間に申請する場合は、前々年とする。）の所得の状況を証する書面

(7) 障害児の保護者について公的年金等の収入金額を明らかにできる証明書
第 2 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合には、提示又は添付する書類を省略することができる。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

甲府市心身障害児福祉手当支給申請書

					年 月 日	
(あて先)甲府市長						
申請者 住 所 氏 名						
申 請 者	住 所	電 話		職業又は 勤 務 先	電 話	
	ふりがな 氏 名			生年月日	年 月 日生	
				個人番号		
	配偶者氏名				個人番号	
障 害 児 童	住 所					
	ふりがな 氏 名					
	生 年 月 日	年 月 日生		年 月 日生		
	個 人 番 号					
	申請者との続柄					
	申請者との同居・ 別居の別	同 居 ・ 別 居		同 居 ・ 別 居		
障 害 の 程 度	軽 度 ・ 中 度 ・ 重 度		軽 度 ・ 中 度 ・ 重 度			
特別児童扶養手当受給の有無		有 年 月 から 受給開始 無		有 年 月 から 受給開始 無		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 2 3 号

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

甲府市簡易水道等事業の財務に関する特例を定める規則（令和 2 年 3 月規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 2 項中「第 2 1 条の 1 2 及び第 2 1 条の 1 3」を「第 2 1 条の 1 1 及び第 2 1 条の 1 2」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

規程

甲府市規程第 1 号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第 1 条 甲府市事案決定規程（昭和 4 8 年 4 月規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 組織・人事及び研修に関する事項の表第 1 4 号及び第 2 4 号中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

別表第 1 の 3 財務に関する事項、(3)支出負担行為に関する事項（予算科目別）の表備考第 2 項中「行政経営部契約管財室契約課」を「総務部契約管財室契約課」に改める。

別表第 1 の 3 財務に関する事項、(4)公有財産に関する事項の表第 5 号及び第 8 号中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

別表第 2 市長直轄組織、市長室、国際交流の表に次のように加える。

2 多文化共生に関する事項					
(1) 多文化共生推進計画に関すること。			○		

別表第 2 行政経営部の表中「行政経営部」を「総務部」に改め、同表行政経営総室の表中「行政経営総室」を「総務総室」に改め、同表行政経営の表を削る。

別表第 2 行政経営部、人事管理室、職員の表第 4 項に次のように加える。

(5) 山梨県市町村職員				○	

共済組合に関する こと。					

別表第2行政経営部、人事管理室、研修厚生を表「研修厚生」を「人材マネジメント」に改め、同表第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同表に次のように加える。

7 事務管理に関する事項					
(1) 事務改善に関する こと。		重要	一般的	軽易	
(2) 事務量の測定に 関すること。				○	
(3) 帳票の管理に 関すること。				○	
(4) 事務手順書の整 理に 関すること。				○	
8 提案制度に関する事項					
(1) 提案募集に 関すること。		採否		収集	
(2) 提案審査委員 会の 庶務に 関すること。				○	
9 組織管理に関する事項					
(1) 組織の総合調 整に 関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 事務分掌に 関すること。		同上	同上	同上	
(3) 定員査定に 関すること。		同上	同上	同上	
(4) 部間流動に 関すること。		重要		定例的 軽易	
(5) 事務室の配 置に 関すること。				○	

別表第2企画財務部の表「企画財務部」を「企画部」に改め、同表企画財務総室の表「企画財務総室」を「企画総室」に改め、同表総務の表第3項を削り、同表の次に次のように加える。

政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 人口減少対策に関する事項					
(1) 人口減少対策に関すること。		重要	一般的	輕易	
2 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関する事項					
(1) 政策形成並びに政策課題の調査及び研究並びに特命事項に関すること。		重要	一般的	輕易	

別表第2 企画財務部、企画財務総室、企画財政の表を削る。

別表第2 企画財務部、企画財務総室、財産活用の表を次のように改める。

地域デザイン					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 地域デザイン推進事業に関する事項					
(1) 地域デザイン推進事業に関すること。		重要	一般的		
2 南部及び北部中山間地域の振興に関する事項					
(1) 北部山間地域振興協議会に関すること。		重要	一般的	輕易	
(2) 南部及び北部中山間地域の振興に関すること。		同上	同上	同上	
3 過疎地域持続的発展計画に関する事項					
(1) 過疎地域持続的発展計画に関すること。		重要	一般的	輕易	

別表第2 企画財務部、政策推進室の表を次のように改める。

財政経営室

財政	

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 予算編成に関する事項					
(1) 当初予算及び補正予算編成に伴う調査検討に関すること。		○			
(2) 議決予算（専決処分を含む。）及び配当予算を通知すること。				○	
2 予算の執行に関する事項					
(1) 予算の流用及び配当替えに関すること。		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
(2) 予備費の充用に関すること。		200万円以上	100万円以上200万円未満	100万円未満	
(3) 継続費等予算繰越計算書を作成すること。				○	
(4) 予算の執行状況の検査に関すること。				○	
3 資金計画に関する事項					
(1) 年間資金需要計画を立てること。		○			
(2) 各会計間の資金調製に関すること。		○			
4 起債に関する事項					
(1) 起債の申請をすること。		○			
(2) 起債の借入及び償還をすること。				○	
(3) 公債台帳の管理に関すること。				○	
5 一時借入金に関する事項					

(1) 一時借入金の借入及び償還をすること。				○	
6 地方交付税に関する事項					
(1) 地方交付税の算定に要する基礎数値の調査及び報告に関すること。		○			
(2) 地方交付税に関する資料を作成すること。		○			
7 その他財政管理に関する事項					
(1) 財政事情の公表及び財政説明書の作成に関すること。		○			
(2) 財政状況等調査及び報告に関すること。		○			
(3) 財務統計資料の作成に関すること。				○	
(4) 財政調整基金及び土地開発基金の管理に関すること。		○			
8 行政評価に関する事項					
(1) 行政評価に関すること。		○			

S D G s 推進					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 S D G s 推進に関する事項					
(1) S D G s 推進に関すること。		重要	一般的	軽易	
2 公民連携に関する事項					

(1) 公民連携に関する こと。		重 要	一般的	軽 易	
3 行政改革の推進に関する事項					
(1) 行政改革の推進に関する こと。		重 要	一般的	軽 易	

財産活用					
項目	決定区分				備 考
	副市長	部長等	室 長	課 長	
1 土地政策に関する事項					
(1) 国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく市町村計画に関すること。		○			
2 公共施設等マネジメントの推進に関する事項					
(1) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 公共用地の取得の調整に関すること。		○			

別表第2企画財務部、課税管理室の表及び収納管理室の表を削る。

別表第2市民部、市民総室、総務の表に次のように加える。

1 4 固定資産評価審査委員会に関する事項					
(1) 固定資産評価審査委員会に関する こと。				○	

別表第2市民部、市民総室、市民の表中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第2市民部、上九一色出張所の表の次に次のように加える。

税務管理室

市民税						
項目	決定区分				備考	
	副市長	部長等	室長	課長		

1 市民税等に関する事項					
(1) 特別徴収義務者の指定に関する事				○	
(2) 賦課資料の整備に関する事				○	
(3) 課税状況等の調査及び報告に関する事			○		
(4) 市民税、軽自動車税、市たばこ税、鉾産税及び入湯税の申告書の受理に関する事				○	
(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に関する事				○	
(6) 諸証明に関する事				○	

資産税					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 固定資産税等に関する事項					
(1) 賦課物件の異動処理に関する事				○	
(2) 土地家屋及び償却資産の評価額に関する事				○	
(3) 課税状況等の調査及び報告に関する事			○		
(4) 納税管理人に関する事				○	
(5) 償却資産申告書、住宅用地申告書及び特別土地保有税の申告書の受理に関する事				○	

(6) 国有資産等所在市町村交付金に関する こと。				○	
(7) 諸証明に関する こと。				○	

収 納 推 進					
項 目	決 定 区 分				備 考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 納入奨励に関する事項					
(1) 口座振替納税に関する こと。				○	
2 収納整理に関する事項					
(1) 徴収金の督促に関する こと。				○	
(2) 徴収金の収納手続に 関すること。				○	
(3) 納税証明に関する こと。				○	
(4) 株式会社ゆうちょ銀行が 取り扱う公金の収納に関する こと。				○	
(5) 収納簿の整理に関する こと。				○	
(6) 収入計算書に関する こと。		○			
3 徴収猶予、滞納処分及び 交付要求に関する事項					
(1) 徴収猶予に関する こと。				○	
(2) 滞納処分に関する こと。		公売		差押	
(3) 交付要求に関する こと。				○	
4 徴収の嘱託及び受託に 関する事項					

(1) 徴収の嘱託及び受託 に關すること。				○	

別表第2福祉保健部の表中「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同表福祉保健
総室の表中「福祉保健総室」を「福祉総室」に改め、同表総務の表第7項から第
13項までを削る。

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、生活福祉の表を次のように改める。

指導監査						
項目		決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1	指導監査に関する事項					
	(1) 社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設等の指導監査に關すること。		重要	一般的	輕易	
	(2) 介護保険サービス事業者等の指導監査に關すること。		同上	同上	同上	
	(3) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に關すること。		同上	同上	同上	
	(4) 特定教育・保育施設等の指導監査に關すること。		同上	同上	同上	
	(5) 許可外保育施設等の指導監査に關すること。		同上	同上	同上	
	(6) 有料老人ホームの指導監査に關すること。		同上	同上	同上	
2	高齢者の虐待に関する事項					
	(1) 高齢者虐待に關すること（養介護施設従事者等に關するものに限る。）。			○		

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、障がい福祉の表を削る。

別表第2福祉保健部、保険経営室の表中「保険経営室」を「福祉支援室」に改め、同表指導監査の表を次のように改める。

生活福祉					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 生活保護等に関する事項					
(1) 保護の開始及び廃止に関すること。			○		
(2) 被保護者の返還する額の定めに関すること。			○		
(3) 被扶養義務者からの費用の徴収及び不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者からの費用の徴収に関すること。			○		
(4) 保護金品の返還の免除に関すること。			○		
(5) 後見人の選任の請求に関すること。			○		
(6) その他生活保護に関すること。			重要	一般的	
(7) 法外扶助の措置に関すること。			○		
2 行旅病人等に関する事項					
(1) 行旅病人、行旅死亡人及びこれらに準ずる者の取扱い及び遺留金品の処理に関すること。				○	
(2) 行旅病人、行旅死亡人及びこれらに準ずる				○	

者の関係者に対する通知に関する事					
(3) ホームレスの保護に関する事				○	
3 災害援護に関する事項					
(1) 甲府市災害救助条例（昭和36年8月条例第23号）に基づく災害援護の適用に関する事		重 要	一般的	軽 易	
(2) 災害弔慰金等の支給に関する事		○			
(3) 災害援護資金の貸付けに関する事		○			
4 引揚者等に関する事項					
(1) 引揚者及び遺族給付金、請求書の進達に関する事				○	
5 中国残留邦人等への支援に関する事項					
(1) 中国残留邦人等への支援に関する事			重 要	一般的	
6 生活困窮者自立支援に関する事項					
(1) 生活困窮者就労訓練事業の認定及び認定の取消しに関する事			○		
(2) その他生活困窮者自立支援に関する事			重 要	一般的	
7 保護施設に関する事項					
(1) 保護施設の設置の認可に関する事		○			

(2) 保護施設の改善及び停止の命令並びに認可の取消しに関すること。		○			
(3) その他保護施設に関すること。		重要	一般的	輕易	
8 指定医療機関等に関する事項					
(1) 指定医療機関等の指定に関すること。				○	
(2) 指定医療機関等の指定の取消しに関すること。		○			
(3) その他指定医療機関等に関すること。		重要	一般的	輕易	
9 無料低額診療事業等に関する事項					
(1) 無料低額診療事業等の開始、変更及び廃止の届出に関すること。				○	
(2) その他無料低額診療事業等に関すること。		重要	一般的	輕易	

障がい福祉					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 身体障害児（者）、知的障害児（者）及び精神障害児（者）の福祉に関する事項					
(1) 障害福祉サービスに関すること。			重要	一般的	
(2) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。				○	

(3) 在宅障害児（者）の支援に関すること。				○	
(4) 特別障害者手当、障害児福祉手当及び甲府市心身障害児童福祉手当の認定支給に関すること。				○	
(5) 重度心身障害者の医療費の助成に関すること。				○	
(6) 特別児童扶養手当の進達に関すること。				○	
(7) 補装具費の給付に関すること。				○	
(8) 障害者相談員に関すること。				○	
(9) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の推進に関すること。			○		
(10) 自立支援医療に関すること。				○	
(11) 発達障害児（者）に関すること。				○	
2 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事項					
(1) 戦没者遺族の援護に関すること。				○	
(2) 戦傷病者遺族の援護に関すること。				○	
(3) 戦没者及び定例未伝達者勲記勲章伝達に関すること。		○			

別表第2福祉保健部、保険経営室、介護保険の表中「介護保険」を「長寿介護」に改め、同表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第8項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

8 老人福祉に関する事項					
(1) 老人福祉法（昭和 38年法律第133 号）による福祉の措置 に関すること。			重要	一般的	
(2) 老人クラブの育成に 関すること。				○	
(3) 敬老祝金に関するこ と。			○		
(4) 多世代同居用等住宅 融資に関すること。				○	
(5) 若竹ねざらい事業に 関すること。				○	
(6) 高齢者等の家族介護 者の支援に関するこ と。				○	
(7) 在宅高齢者等の日常 生活の支援に関するこ と。				○	
(8) 高齢者の生きがい対 策に関すること。				○	
(9) 老人福祉施設の指導 及び助成に関するこ と。				○	
9 福祉センターに関する 事項					
(1) 福祉センターの運営 管理に関すること。				○	
(2) 福祉センターの建設 に関すること。			○		
10 上九の湯ふれあいセ ンターに関する事項					
(1) 上九の湯ふれあいセ ンターに関すること。				○	
11 老人デイサービスセ					

ンターに関する事項					
(1) 老人デイサービスセンターに関する事				○	
1 2 高齢者保健福祉計画に関する事項					
(1) 高齢者保健福祉計画の推進に関する事			○		
1 3 成年後見制度に関する事項					
(1) 成年後見制度に関する事				○	
1 4 福祉総合相談に関する事項					
(1) 福祉総合相談窓口に関する事				○	
(2) サービスの総合調整に関する事				○	
(3) 介護支援情報の提供に関する事				○	

別表第2福祉保健部、健康支援室の表及び保健衛生室の表を削る。

別表第2福祉保健部の表の次に次のように加える。

保健衛生部

保健衛生総室

総務					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 福祉・保健情報に関する事項					
(1) 福祉・保健情報に関する事			○		
2 保健所及び保健センター業務の調整に関する事項					
(1) 保健所及び保健センター業務の調整に関する事		重要	一般的	軽易	

3 保健所運営協議会に関する事項					
(1) 保健所運営協議会に関すること。		重要	一般的	輕易	
4 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項					
(1) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。			○		
5 保健師の現任教育に関する事項					
(1) 保健師の現任教育に関すること。				○	
6 墓地、納骨堂又は火葬場に関する事項					
(1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。		○			
7 公衆衛生に関する事項					
(1) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。			重要	一般的	
8 看護師等実習の指導に関する事項					
(1) 看護師等実習の指導に関すること。				○	
9 医師の臨床研修に関する事項					
(1) 医師の臨床研修に関すること。			○		
10 保健師の活動に関する事項					
(1) 保健師の統括に係る支援に関すること。		重要		一般的	

健康政策	

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 健康都市構想に関する事項					
(1) 健康都市構想に関すること。		重要	一般的	輕易	
2 健康の杜センター及びいきいきプラザに関する事項					
(1) 健康の杜センター及びいきいきプラザの運営管理に関すること。				○	
3 地域支援事業に関する事項					
(1) 地域支援事業に関すること。		重要	一般的	輕易	
4 地域包括支援センター運営協議会に関する事項					
(1) 地域包括支援センター運営協議会の運営に関すること。		重要	一般的	輕易	

地域保健					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 保健計画に関する事項					
(1) 保健計画の推進に関すること。		重要	一般的		
2 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事項					
(1) 食育推進計画の推進に関すること。		重要	一般的		
3 健康増進法（平成14年法律第103号）等による保健事業に関する事項					

(1) 成人保健に関する こと。			重 要	一般的	
(2) 地域介護予防事業に 関すること。			同 上	同 上	
(3) 地域担当保健師に関 すること。			同 上	同 上	
4 歯科保健事業に関する 事項					
(1) 成人歯科健診及び保 健指導に関すること。				○	
5 健康づくり及びその推 進に関する事項					
(1) 健康づくり及びその 推進に関すること。				○	
(2) 食生活改善推進員に 関すること。				○	
(3) 調理実習材料の購入 契約及び検収に関する こと。					総務部契約管 財室契約課の 決定区分に準 ずる。
6 地域保健法（昭和22 年法律第101号）によ る家庭訪問指導に関する 事項					
(1) 保健・栄養相談指導 に関すること。				○	
7 結核等の検診に関する 事項					
(1) 結核等の検診に関す ること。				○	
8 難病及び特定疾病対策 に関する事項					
(1) 難病及び特定疾病対 策に関すること。				○	
9 高齢者虐待に関する事 項					

(1) 高齢者虐待に関する こと（指導監査課が所 管するものを除く。）。			○		
1 0 栄養士等実習の指導 に関する事項					
(1) 栄養士等実習の指導 に関すること。				○	
1 1 保健センターに関す る事項					
(1) 保健センターの運営 管理に関すること。				○	

生活衛生室

精神保健					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 精神保健に関する事項					
(1) 精神保健に関するこ と。			重要	一般的	
2 自殺対策に関する事項					
(1) 自殺対策に関するこ と。			重要	一般的	

母子健康					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 児童福祉法（昭和22 年法律第164号）の規 定による保健所の業務に 関する事項					
(1) 児童福祉法の規定に よる保健所の業務に関 すること。			重要	一般的	
2 母子保健事業に係る保 健所の業務に関する事項					

(1) 母子保健事業に係る保健所の業務に関すること。			重 要	一般的	

医 務 感 染 症					
項 目	決 定 区 分				備 考
	副市長	部長等	室 長	課 長	
1 地域医療に関する事項					
(1) 地域医療センターの管理に関すること。			重 要	一般的	
(2) 救急医療に関すること。			同 上	同 上	
(3) 災害時医療に関すること。			同 上	同 上	
(4) 医療機関等の許可及び届出並びに監視指導等に関すること。			同 上	同 上	
(5) 衛生検査所に関すること。			同 上	同 上	
(6) 死体の解剖及び保存の許可等に関すること。			同 上	同 上	
(7) 移植医療に関すること。			同 上	同 上	
(8) 医師、歯科医師その他の医療関係者に関すること。			同 上	同 上	
(9) 調理師及び製菓衛生師に関すること。			同 上	同 上	
2 感染症に関する事項					
(1) 予防接種に関すること。				○	
(2) 感染症に関すること。			重 要	一般的	
(3) 感染症審査協議会に関すること。			同 上	同 上	

衛生薬務					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 生活衛生に関する事項					
(1) 食品衛生に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 家庭用品の規制に関すること。			○		
(4) 生活衛生関係営業に関すること。			○		
(5) クリーニング師に関すること。			○		
(6) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関すること。		重要	一般的		
(7) 建築物における衛生的環境の指導に関すること。		同上	同上		
(8) プールの維持管理指導に関すること。				○	
(9) 衛生上の試験検査に関すること。		重要	一般的	軽易	
(10) 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜に関すること。			○		
(11) と畜に関すること。		重要	一般的	軽易	
(12) 温泉の利用に関すること。		同上	同上	同上	
2 薬事に関する事項					
(1) 薬事に関すること。			重要	一般的	

(2) 毒物及び劇物の取締りに関すること。			同上	同上	
3 動物愛護及び管理に関する事項					
(1) 動物の愛護及び管理に関すること。			重要	一般的	
(2) 狂犬病予防に関すること。			同上	同上	
4 献血の推進に関する事項					
(1) 献血の推進に関すること。				○	
5 斎場に関する事項					
(1) 斎場の管理運営に関すること。				○	
(2) 胞衣産汚物の処理に関すること。				○	

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、総務の表に次のように加える。

2 子ども施策に関する事項					
(1) 子ども施策の調査及び研究に関すること。		重要	一般的	軽易	
3 児童福祉専門分科会に関する事項					
(1) 児童福祉専門分科会の運営に関すること。		重要		一般的	
4 こども計画の策定に関する事項					
(1) こども計画の策定に関すること。		○			

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども応援の表中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子育て支援の表第4項中「次世代育成支援行動計画」を「次世代育成支援行動計画等」に改める。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども保育の表第1項第1号を次のように改める。

(1) 子ども・子育て支援事業計画に関する こと。			○		

別表第2 子ども未来部、子ども未来総室、子ども保育の表第2項を削り、同表第3項を同表第2項とし、同表第4項第2号中「行政経営部契約管財室契約課」を「総務部契約管財室契約課」に改め、同項を同表第3項とし、同表中第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2 子ども未来部、子ども未来総室、母子保健の表第2項第6号を削り、同表第5項第3号中「行政経営部契約管財室契約課」を「総務部契約管財室契約課」に改める。

別表第2 環境部、環境総室の表に次のように加える。

ごみ収集					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 廃棄物の収集に関する事項					
(1) 一般廃棄物の収集に関する こと。			○		
(2) 一般廃棄物処理業、浄化槽 清掃業等の許可及び取消しに 関すること。		○			
(3) 一般廃棄物の収集及び運搬 手数料の決定に関すること。		重要		軽易	
(4) 一般廃棄物とあわせて処理 することができる産業廃棄物の 収集に関すること。				○	
(5) し尿処理に関する こと。				○	
(6) 塵芥収集、浄化槽清掃業 等の手数料徴収に関する こと。				○	

2 特定家庭用機器再商品 化法（平成10年法律第 97号）に関する事項					
(1) 特定家庭用機器再商 品化法に関する事 項。				○	
3 そ族、昆虫の駆除等 に関する事項					
(1) そ族の駆除に対する 相談並びに昆虫の駆除 及び消毒に関する事 項。				○	
4 環境美化に関する事項					
(1) 環境美化運動の推進 に関する事 項。				○	
(2) 環境パトロール車の 運用に関する事 項。				○	
(3) 消毒機等の貸与及び 運用に関する事 項。				○	
(4) あき地に繁茂した雑 草に係る措置の指導及 び勧告に関する事 項。				○	
(5) あき地に繁茂した雑 草の除去命令に関する 事 項。			○		
(6) 不法投棄物の措置の 指導及び勧告に関する 事 項。				○	
(7) 不法投棄物の措置の 命令に関する事 項。			○		
(8) 不法投棄物の措置の 命令に違反した者に対 する氏名の公表及び過 料に関する事 項。		○			

(9) 飲料販売業者に対する回収容器設置の指導及び勧告に関すること。				○	
(10) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に関すること。			○		
(11) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関すること。		○			
(12) 廃棄物が散乱している土地の措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(13) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に関すること。			○		
(14) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関すること。		○			
5 有価物及び資源物回収に関する事項					
(1) 有価物及び資源物回収に関すること。				○	
6 廃棄物の多量排出事業者に関する事項					
(1) 多量排出事業者に関すること。				○	
7 使用済自動車の再資源化等に関する事項					

(1) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に関する指導及び助言に関すること。				○	
(2) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する引取り、引渡し、再資源化に必要な行為の実施に係る勧告に関すること。				○	
(3) フロン類回収業者に対する勧告に関すること。				○	
(4) フロン類回収業者に対する措置の命令に関すること。			○		
(5) 引取業者の登録及び更新に関すること。				○	
(6) 引取業者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。		○			
(7) フロン類回収業者の登録及び更新に関すること。				○	
(8) フロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。		○			
(9) 解体業の許可及び更新に関すること。				○	

(10) 解体業（破砕業において準用する場合を含む。）の許可の取消し及び事業の停止の命令に関する事		○			
(11) 破砕業の許可及び更新に関する事				○	
(12) 破砕業の事業範囲の変更の許可に関する事				○	
(13) 破砕業者に対する勧告に関する事				○	
(14) 破砕業者に対する措置の命令に関する事			○		
(15) 解体業等の許可及び処分に関する山梨県警察本部長等の意見聴取に関する事				○	
(16) 解体事業者に対する報告徴収に関する事				○	
(17) 情報管理センターに対する報告徴収に関する事				○	
(18) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者に対する立入検査に関する事			○		
8 有害使用済機器の保管等に関する事項					
(1) 有害使用済機器の保管等（変更を含む。）の届出に関する事				○	
(2) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する報告徴収に関する事				○	

(3) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する立入検査に関する こと。			○		
(4) 有害使用済機器保管等業者に対する改善命令に関する こと。			○		
(5) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する措置命令に関する こと。			○		
(6) 有害使用済機器保管等業者の事業の全部又は一部の廃止の届出に 関すること。				○	
9 産業廃棄物に関する事項					
(1) 産業廃棄物の処理に関する こと。		重要		軽易	
(2) 産業廃棄物処理業等の許可及び取消しに 関すること。		重要	軽易		
(3) 産業廃棄物管理票に関する こと。				○	
(4) 廃棄物処理センターに関する こと。		○			
(5) 廃棄物が地下にある土地の形質に関する こと。		○			
(6) 報告の徴収に関する こと。				○	
(7) 立入検査に関する こと。			○		
(8) 環境衛生指導員に関する こと。		○			
(9) 不法投棄物の措置の命令に関する こと。		○			

(10) 関係機関への照会、協力要請等に関する こと。				○	
1 0 廃棄物処理施設に 関する事項					
(1) 廃棄物処理施設の許 可及び取消し検査等 に関すること。		○			
(2) 熱回収の機能を有す る廃棄物処理施設の認 定に関すること。		○			
(3) 非常災害に係る一般 廃棄物処理施設に関す ること。		○			
(4) 報告の徴収に関す ること。				○	
(5) 事故等に関するこ と。				○	
1 1 特定産業廃棄物特別 措置法に関する事項					
(1) 特定産業廃棄物に起 因する支障の除去等 に関すること。		○			
1 2 ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処理に 関する事項					
(1) 高濃度ポリ塩化ビフ ェニル廃棄物の処分等 に関すること。		○			
(2) ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の処分等に関す ること。				○	
(3) 改善命令等に関す ること。			○		

ごみ減量			
項目	決定区分	備考	

	副市長	部長等	室長	課長	
1 廃棄物の減量化、再資源化に関する事項					
(1) 減量化、再資源化リサイクル運動に関すること。				○	
(2) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。		○			
(3) 廃棄物減量等推進研究会に関すること。		○			
(4) リサイクル推進員に関すること。				○	
(5) 有価物及び資源物の事務に関すること。				○	
(6) 減量・資源化等の報奨金に関すること。		100万円以上	20万円以上100万円未満	20万円未満	
(7) 減量化運動に関すること。		500万円以上1,000万円未満	100万円以上500万円未満	100万円未満	
(8) 資源物の処分の決定及び契約に関すること。		200万円以上500万円未満	50万円以上200万円未満	50万円未満	
(9) ボカシに関すること。				○	
2 リサイクルプラザに関する事項					
(1) リサイクルプラザに関すること。		○			
3 一般廃棄物処理計画に関する事項					
(1) 一般廃棄物処理計画及び広域化計画に関すること。		○			
4 環境教育に関する事項					

(1) 環境教育に関する こと。			○		

環境保全					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 公害防止及び指導に関する事項					
(1) 特定事業開始、変更及び廃止の届出の受理に関すること。				○	
(2) 公害防止についての必要な措置指導又は勧告及びこれらに伴う改善後の確認に関すること。				○	
(3) 公害防止についての措置命令及び一時停止命令並びにこれらに伴う改善後の確認に関すること。		○			
(4) 事業所等の公害調査に関すること。				○	
(5) 公害に係る事業所等の立入検査に関すること。			○		
(6) 公害に係る苦情処理に関すること。				○	
(7) 公害防止設備資金の貸付けに関すること。			○		
(8) 環境の常時監視に関すること。				○	
2 環境保全問題に関する事項					
(1) 環境保全問題に関すること。				○	
(2) 環境保全思想に関すること。				○	

3 北部山間地域の水質保全対策に関する事項					
(1) 北部山間地域の水質保全対策に関すること。		重要	軽易		
4 生活排水対策に関する事項					
(1) 生活排水対策に関すること。		重要		軽易	
(2) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。		重要	軽易		

別表第2環境部、環境対策室の表を削る。

別表第2産業部、農林振興室、就農支援の表第5項第4号並びに林政の表第4項第2号並びに別表第2まちづくり部、まち開発室、公園緑地の表第1項第8号及び第4項第3号並びに別表第2市立甲府病院、病院事務総室、総務の表第2項第1号中「行政経営部契約管財室契約課」を「総務部契約管財室契約課」に改める。

(甲府市役所当直勤務規程の一部改正)

第2条 甲府市役所当直勤務規程（昭和24年2月庁達第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第9条第1項第1号中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改める。

第12条中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に、「行政経営部契約管財室管財課長」を「総務部契約管財室管財課長」に改める。

第1号様式中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市職員記章規程の一部改正)

第3条 甲府市職員記章規程（昭和25年10月訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改める。

(甲府市財産価格審議会規程の一部改正)

第4条 甲府市財産価格審議会規程（昭和33年9月規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「行政経営部長、企画財務部長」を「総務部長、企画部長」に、「行政経営部行政経営総室長、行政経営部契約管財室長」を「総務部総務総室長、総務部契約管財室長」に、「行政経営部契約管財室管財課長、企画財務部企画財務総室企画財政課長、企画財務部課税管理室資産税課長」を「総務部契約管財室管財課長、企画部財政経営室財政課長、市民部税務管理室資産税課長」に改める。

第4条第2項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市職員研修規程の一部改正)

第5条 甲府市職員研修規程（昭和37年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条、第6条の2第2項、第10条及び第11条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市表彰審査委員会規程の一部改正)

第6条 甲府市表彰審査委員会規程（昭和37年9月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市文書取扱規程の一部改正)

第7条 甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第2項、第5条（見出しを含む。）、第6条第1号、第11条第1項及び第2項、第12条第2項並びに第14条中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改める。

第15条中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に、「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改める。

第16条、第16条の2第1号、第17条第2項、第25条第2項、第26条第1項、第37条、第38条、第39条第3項、第40条第1項から第4項まで

の規定並びに第４１条第１項及び第４項中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改める。

第１号様式及び第１０号様式中「行政経営部総務課長」を「総務部総務課長」に改める。

（甲府市庁用自動車等管理規程の一部改正）

第８条 甲府市庁用自動車等管理規程（昭和４０年１２月規程第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「行政経営部長」を「総務部長」に改め、同条第２項中「行政経営部長」を「総務部長」に、「行政経営部契約管財室管財課長」を「総務部契約管財室管財課長」に改める。

第６条第２項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第１２条第１項及び第１２条の２第１項中「行政経営部」を「総務部」に改める。

第１４条第３項及び第１５条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第１６条第１項中「行政経営部」を「総務部」に改める。

第１７条第１項及び第２項、第２９条第１項並びに第３３条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第４号様式中「甲府市行政経営部契約管財室管財課」を「甲府市総務部契約管財室管財課」に改める。

第１０号様式中「行政経営部（管財課）」を「総務部（管財課）」に改める。

第１５号様式中「甲府市行政経営部契約管財室」を「甲府市総務部契約管財室」に改める。

（甲府市帳票規程の一部改正）

第９条 甲府市帳票規程（昭和４２年８月規程第１０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項及び第３項、第６条並びに第８条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

別記様式中「行政経営部行政経営総室行政経営課」を「総務部人事管理室人材マネジメント課」に改める。

（甲府市職員名札はい用規程の一部改正）

第10条 甲府市職員名札はい用規程（昭和43年7月規程第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「行政経営部人事管理室職員課長」を「総務部人事管理室職員課長」に改める。

（甲府市事務手順書管理規程の一部改正）

第11条 甲府市事務手順書管理規程（昭和45年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「企画財務部」を「企画部」に改め、同条第3号中「行政経営部」を「総務部」に改め、同条第5号中「福祉保健部」を「福祉部・保健衛生部」に改める。

第4条及び第5条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第1号様式中「行政経営部」を「総務部」に改める。

（甲府市工事検査規程の一部改正）

第12条 甲府市工事検査規程（昭和45年5月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「行政経営部契約管財室指導検査課」を「総務部契約管財室指導検査課」に改める。

第9条の2第2項中「行政経営部契約管財室契約課」を「総務部契約管財室契約課」に改める。

第12条の2中「行政経営部契約管財室長」を「総務部契約管財室長」に改める。

第18条、第19条、第21条及び第23条第1項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第4号様式中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

（甲府市庁舎防火管理規程の一部改正）

第13条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

別表第1中「行政経営部長」を「総務部長」に、「地域保健課長」を「保健衛生部長」に、「生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」を「衛生薬務課衛生薬務係

長」に改める。

別表第2中「健康政策課長」を「保健衛生総室総務課長」に、「生活衛生薬務課生活衛生薬務係長」を「衛生薬務課衛生薬務係長」に改める。

別表第3中「行政経営部契約管財室管財課庁舎車両係」を「総務部契約管財室管財課庁舎車両係」に改める。

(職員分限懲戒諮問会規程の一部改正)

第14条 職員分限懲戒諮問会規程(昭和52年7月規程第5号)の一部を次のように改正する。

第10条中「行政経営部人事管理室職員課」を「総務部人事管理室職員課」に改める。

(甲府市統計書発行規程の一部改正)

第15条 甲府市統計書発行規程(昭和52年7月規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市私有車公務使用規程の一部改正)

第16条 甲府市私有車公務使用規程(昭和53年1月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「行政経営部契約管財室管財課長」を「総務部契約管財室管財課長」に改める。

第5条第4項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第2号様式中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市公報発行規程の一部改正)

第17条 甲府市公報発行規程(平成2年6月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「行政経営部行政経営総室総務課長」を「総務部総務総室総務課長」に改める。

第5条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

(甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程の一部改正)

第18条 甲府市物品供給入札者指名選考委員会規程(平成17年9月規程第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「行政経営部長」を「総務部長」に、「行政経営部契約管財室長」を「総務部契約管財室長」に改める。

第8条中「行政経営部契約管財室契約課物品係長」を「総務部契約管財室契約課物品係長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

委 員			
総務部長	総務部総務総室長	総務部契約管財室長	企画部企画総室長
市民部市民総室長	総務部契約管財室契約課長		

（甲府市情報システム管理規程の一部改正）

第19条 甲府市情報システム管理規程（平成23年10月規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

（甲府市職員提案制度規程の一部改正）

第20条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「行政経営部行政経営総室行政経営課長」を「総務部人事管理室人材マネジメント課長」に、「行政経営課長」を「人材マネジメント課長」に改める。

第7条第1項中「行政経営課長」を「人材マネジメント課長」に改める。

第8条第3項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

第9条、第12条第2項及び第13条第3項中「行政経営課長」を「人材マネジメント課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

総務部長、企画部長、総務部総務総室長、総務部人事管理室長、企画部企画総室長、総務部人事管理室職員課長、総務部人事管理室人材マネジメント課長、企画部財政経営室財政課長

第 3 号様式及び第 6 号様式中「行政経営課長」を「人材マネジメント課長」に改める。

（甲府市法令審査会規程の一部改正）

第 2 1 条 甲府市法令審査会規程（令和元年 1 0 月規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「行政経営部長及び行政経営総室長」を「総務部長及び総務総室長」に改める。

（甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第 2 2 条 甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（令和 2 年 3 月規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「行政経営部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第93号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

(1) 契約番号	(市民長契) 第2号
(2) 業務名称	上九一色出張所庁舎清掃業務委託
(3) 履行期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 履行場所	仕様書による
(5) 業務内容	仕様書による
(6) 予定価格	公表しない
(7) 最低制限価格	設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者又は令和6年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社、市内営業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

- (7) 市税等の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時(締切日は午後3時まで)
- (2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 令和6年3月1日(金)～令和6年3月8日(金)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号(甲府市役所本庁舎4階)
電話055-237-5294
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和6年3月21日(木) 午後2時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎8階 8-2会議室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

- する契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の可否：要
 - (4) 仕様説明会を行わない。
 - (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第 9 4 号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条及び第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	書類名	差押調書（謄本）福発第 6 5 6 9 号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課

甲府市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和39年4月1日規則第48号）第19条の2の2規定により告示する。

令和6年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - （1）株式会社ジャックス
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 恵比寿ネオナート
 - （2）三菱東京UFJニコス株式会社
東京都文京区本郷三丁目33番5号
- 2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
市立甲府病院での診療報酬等
- 3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和6年3月1日から

甲府市告示第96号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年3月5日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	差押調書（謄本）企発第24853号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第 9 7 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	書類名	参加差押通知書 企発第 2 5 0 5 2 号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第98号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月5日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970800593
2	事業所の名称	ニチイケアセンター甲斐
3	事業所の所在地	甲斐市篠原1659
4	当該事業所の申請者	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第 9 9 号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月規則第 2 1 号）第 1 2 条の規定により無効である旨を告示する。

令和 6 年 3 月 7 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第100号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和6年3月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第101号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	差押調書（謄本）企発第25405号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第102号

次の市税に係わる督促状は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該資料は収納課において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	令和5年度軽自動車税督促状
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第103号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名・発送日	軽自動車税 過誤納金還付通知書
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第104号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

令和6年3月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月8日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字天屋27番1、27番4、27番5、28番1及び28番3
から28番5まで
以上7筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上阿原町453番地1
株式会社NEXT DOOR
代表取締役 黒澤 紀仁

甲府市告示第106号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	差押調書（謄本）企発第25451号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和6年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第108号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	配当計算書 福発第6904号 充当通知書 福発第6904号
2	送達を受けるべき者	(省略)
3	保管場所	甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課

甲府市告示第109号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971600620
2	事業所の名称	ケアポートアトム
3	事業所の所在地	南アルプス市加賀美2892番地3
4	当該事業所の申請者	南アルプス市古市場621番地1 有限会社ケアプラン山梨 代表取締役 藤 巻 徹 郎
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上阿原町字整理地1169番1、1169番3、1169番4、
1170番1、1171番1、1171番4、1171番5、1172番1、
1172番3、1173番1及び1173番2
以上11筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

甲府市告示第 1 1 1 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 令和 5 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 2 令和 5 年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 3 令和 5 年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 5 年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 5 令和 5 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 6 年 3 月 1 2 日 原案可決

甲府市告示第 1 1 2 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	書類名	差押調書（謄本）企発第 2 5 5 5 5 号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第 1 1 3 号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	書類名	配当計算書 企発第 2 5 5 8 7 号 充当通知書 企発第 2 5 5 8 8 号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第114号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため、調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	法人市民税決定通知書
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部課税管理室市民税課

甲府市告示第 1 1 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関廃止届書を受理したので、同法第 5 5 条の 3 の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関廃止届書
- 2 医療機関番号、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、廃止年月日

別紙のとおり

甲府市告示第116号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971601172
2	事業所の名称	スマイル
3	事業所の所在地	南アルプス市藤田2114番地3
4	当該事業所の申請者	南アルプス市藤田2114番地3 株式会社スマイル 代表取締役 樋口 秀幸
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970104210
2	事業所の名称	デイサロン花水木
3	事業所の所在地	甲府市朝日二丁目16番19号
4	当該事業所の申請者	甲府市住吉三丁目15番11号 レヂオンス甲府207 合同会社エースプランニング 代表社員 厚 芝 好 美
5	サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第118号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970102099
2	事業所の名称	甲府市上九一色デイサービスセンター
3	事業所の所在地	甲府市古関町1174番地
4	当該事業所の申請者	甲府市相生二丁目17番1号 社会福祉法人甲府市社会福祉協議会 会長 山田 文夫
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防通所介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第 1 1 9 号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第120号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	配当計算書	企発第25626号
		充当通知書	企発第25627号
		差押解除通知書	企発第25639号
2	送達を受けるべき者	(省略)	
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課	

甲府市告示第 1 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、
地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定
により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 名 称 北大路自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	青 島 進	松 本 公 夫
代表者 住 所	甲府市湯田一丁目 1 2 番 1 5 号	甲府市湯田一丁目 1 3 番 1 2 号

3 変更年月日 令和 6 年 3 月 1 0 日

甲府市告示第122号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月18日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	令和5年度固定資産税・都市計画税第3期督促状 令和5年度固定資産税 償却資産 第3期督促状
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第 1 2 3 号

動物の愛護及び管理に関する法律第 3 5 条第 3 項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 1 5 条第 4 項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和 6 年 3 月 2 2 日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和 6 年 3 月 1 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 拾得場所：甲府市伊勢四丁目地内（荒川付近）
- 2 犬又は猫の別：犬
- 3 種類：ポメラニアン風
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：黒
- 6 その他の特徴：成犬（老犬）、首輪なし
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話 0 5 5 - 2 3 7 - 2 5 5 0

甲府市告示第124号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市西高橋町字整理地5番1から5番7まで、6番2、6番7から6番14まで、8番2、8番3、9番1及び9番3から9番13まで
以上30筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ごみ集積所及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市向町290番地3
株式会社リ・スタイル
代表取締役 中込 哲太郎

甲府市告示第125号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	差押調書（謄本）福発第7094号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課

甲府市告示第126号

子ども・子育て支援法第58条の6第1項の規定に基づく同法第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11第2項の規定により公示する。

令和6年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 サービスの種類	認可外保育施設
2 事業所の名称	キッズライン（片岡 美咲）
3 事業所の所在地	個人の居宅訪問型事業のため非公開
4 当該事業所の設置者	片岡 美咲
5 確認年月日	令和6年3月14日

甲府市告示第127号

子ども・子育て支援法第58条の6第1項の規定に基づく同法第30条の11第1項の確認の辞退の届出があったため、同法第58条の11第2項の規定により公示する。

令和6年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 サービスの種類	認可外保育施設
2 事業所の名称	ニューライフインターナショナルスクール
3 事業所の所在地	甲府市朝日五丁目4番16号
4 当該事業所の設置者	特定非営利活動法人 ニューライフインターナショナルスクール
5 確認年月日	令和6年3月11日

甲府市告示第128号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地
価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定に
より公示する。

令和6年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧期間 令和6年4月1日から令和6年4月30日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第129号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	配当計算書 企発第25630号 充当通知書 企発第25631号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第130号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	配当計算書 企発第25647号 充当通知書 企発第25648号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和6年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口雄一

1 市道概要

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1645	富竹甲斐線	甲府市富竹一丁目420番1地先 甲府市徳行四丁目1531番1地先	なし
1646	上石田甲斐線	甲府市上石田一丁目460番1地先 甲府市徳行四丁目1503番3地先	なし
2532	白井渋川線	甲府市白井町字吉間1409番1地先 甲府市白井町字油川端2051番4地先	なし

2 認定年月日 令和6年4月1日

甲府市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和6年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1645
- 3 路線名 富竹甲斐線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市富竹一丁目420番1地先 甲府市徳行四丁目1531番1地先	5.6～ 9.2	1546.5	

5 区域決定年月日 令和6年4月1日

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1646
- 3 路線名 上石田甲斐線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市上石田一丁目460番1地先 甲府市徳行四丁目1503番3地先	6.5～ 12.0	1736.6	

5 区域決定年月日 令和6年4月1日

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2532
- 3 路線名 白井渋川線
- 4 道路の区域

区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
甲府市白井町字吉間1409番1地先 甲府市白井町字油川端2051番4地先	8.6～ 11.6	154.2	

5 区域決定年月日 令和6年4月1日

甲府市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和6年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	富竹甲斐線	甲府市富竹一丁目 420番1地先から 甲府市徳行四丁目 1531番1地先まで	1546.5	令和6年 4月1日
市道	上石田甲斐線	甲府市上石田一丁目 460番1地先から 甲府市徳行四丁目 1503番3地先まで	1736.6	令和6年 4月1日
市道	白井渋川線	甲府市白井町字吉間 1409番1地先から 甲府市白井町字油川端 2051番4地先まで	154.2	令和6年 4月1日

甲府市告示第134号

次の市税等の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	配当計算書 企発第25562号 充当通知書 企発第25563号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第135号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	介護保険料 過誤納金還付通知書
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第136号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときにはいつでも交付する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	令和5年度介護保険料第4期分督促状 令和5年度介護保険料第5期分督促状
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第137号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	令和5年度市県民税督促状
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第 1 3 8 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

令和 5 年度甲府市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 6 年 3 月 2 5 日 原案可決

甲府市告示第 1 3 9 号

地方自治法第 2 1 9 条第 2 項の規定により、令和 6 年 3 月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1	令和 6 年度	甲府市一般会計予算
2	令和 6 年度	甲府市国民健康保険事業特別会計予算
3	令和 6 年度	甲府市交通災害共済事業特別会計予算
4	令和 6 年度	甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
5	令和 6 年度	甲府市介護保険事業特別会計予算
6	令和 6 年度	甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
7	令和 6 年度	甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
8	令和 6 年度	甲府市地方卸売市場事業会計予算
9	令和 6 年度	甲府市病院事業会計予算
10	令和 6 年度	甲府市下水道事業会計予算
11	令和 6 年度	甲府市水道事業会計予算
12	令和 6 年度	甲府市農業集落排水事業会計予算
13	令和 6 年度	甲府市簡易水道等事業会計予算
14	令和 6 年度	甲府市浄化槽事業会計予算

令和 6 年 3 月 2 5 日 原案可決

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者に係る指定を取り消したので、同法第78条第1項の規定により公示する。

令和6年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105175
2	事業所の名称	デイサービス和の里国母
3	事業所の所在地	甲府市国母三丁目9番7号
4	当該事業所の申請者	甲府市下石田二丁目15番5号 有限会社エース開発 取締役 小林 義 照
5	サービスの種類	通所介護
6	指定取消年月日	令和6年3月22日
7	指定取消の理由	

（1）不正請求（介護保険法第77条第1項第6号）

令和3年5月から令和4年9月まで、指定を受けた場所ではなく、関連施設である市外の「サービス付き高齢者向け住宅」内で通所介護に類似するサービスを提供していたにもかかわらず、指定を受けた場所で通所介護を提供していたものとして、不正に介護報酬を請求していた。

（2）帳簿書類の提出の拒否（介護保険法第77条第1項第7号）

法第76条第1項に基づく監査により職員勤務実績等の文書の提出を命じたが提出をしなかった。

（3）虚偽答弁（介護保険法第77条第1項第8号）

令和3年5月から令和4年9月まで、指定を受けた場所で通所介護を提供していなかったにもかかわらず、監査時に「令和4年9月までは同所で通所介護を提供していた。」と虚偽の答弁をした。

（4）不正不当な行為（介護保険法第77条第1項第11号）

令和3年5月から令和4年9月まで、指定を受けた場所で通所介護を提供していなかったにもかかわらず、関係する居宅介護支援事業所の介護支援専門員や利用者家族に説明をしていなかったうえ、利用者家族に対して関連施設である市外のサービス付き高齢者向け住宅内で通所介護を利用できると虚偽の説明をしていた。

甲府市告示第141号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条及び第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	差押調書（謄本）福発第7579号
2	送達を受けるべき者	（省略）
3	保管場所	甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課

甲府市告示第142号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1972300378
2	事業所の名称	ヘルパーステーション一心
3	事業所の所在地	中央市布施1990番地2 ウィルピア106号室
4	当該事業所の申請者	甲斐市富竹新田970番地3 株式会社ころね
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第143号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1961790001
2	事業所の名称	医療法人仁和会 ヘルパーステーションコスモス
3	事業所の所在地	甲斐市万才287番地8
4	当該事業所の申請者	甲斐市万才287番地7 医療法人仁和会 理事長 曾根 順子
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
6	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

令和6年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700172
2	事業所の名称	老人功労者デイサービスかおり
3	事業所の所在地	甲斐市竜王新町2057番地12
4	当該事業所の申請者	南アルプス市下今井220番地3 有限会社猪又 代表取締役 猪 又 洋 一
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	令和6年3月15日

甲府市告示第145号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和6年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	令和4年度国民健康保険料3期督促状 令和4年度国民健康保険料4期督促状 令和4年度国民健康保険料5期督促状 令和4年度国民健康保険料6期督促状 令和4年度国民健康保険料7期督促状 令和4年度国民健康保険料8期督促状 令和4年度国民健康保険料9期督促状
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり
3	保管場所	甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第146号

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づく特定子ども・子育て支援施設等として次の者を確認したので、同法第58条の11の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	サービスの種類	別紙のとおり
2	事業所の名称	別紙のとおり
3	事業所の所在地	別紙のとおり
4	当該事業所の設置者	別紙のとおり
5	確認年月日	令和6年3月6日

甲府市告示第 1 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 6 年 4 月 1 2 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 8 7 1
- 3 路線名 富竹下飯田線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市富竹二丁目 4 9 8 番 4 地先から 甲府市富竹二丁目 4 9 8 番 7 地先まで	8 . 7 ~ 1 0 . 2	6 7 . 0
新	甲府市富竹二丁目 4 9 8 番 4 地先から 甲府市富竹二丁目 4 9 8 番 7 地先まで	9 . 3 ~ 2 7 . 2	6 7 . 0

甲府市告示第 1 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和 6 年 4 月 1 2 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市長 樋 口 雄 一

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 年月日
市 道	砂田 6 号線	甲府市砂田町 1 1 5 9 番 1 地先から 甲府市砂田町 1 1 8 9 番 地先まで	1 2 3 . 0	令和 6 年 3 月 2 9 日
市 道	浜下曾根線	甲府市下曾根町字堰向 1 2 8 3 番 4 地先から 甲府市上曾根町字上瀬古 3 2 8 0 番 1 地先まで	5 1 0 . 0	令和 6 年 3 月 2 9 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者に係る指定の取消しを決定したので、同法第85条第1項の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105415
2	事業所の名称	ケアプランすずらん
3	事業所の所在地	甲府市国母三丁目9番8号
4	当該事業所の申請者	甲府市国母三丁目9番7号 株式会社弘生会 代表取締役 小林 知生
5	サービスの種類	居宅介護支援
6	指定取消年月日	令和6年4月26日
7	指定取消の理由	

（1）運営基準違反（介護保険法第84条第1項第3号）

課題分析の未実施、サービス担当者会議の未実施、居宅サービス計画の説明及び同意の未実施、居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等の未実施のものが確認された。

（2）不正請求（介護保険法第84条第1項第6号）

運営基準違反に該当する状態にもかかわらず、運営基準減算を行うことなく、不正に介護報酬を請求し、受領していた。

（3）虚偽報告（介護保険法第84条第1項第7号）

居宅介護支援業務に当たって必要とされる書類の説明・同意及び交付、利用者の居宅への訪問などを、実際には行っていないにもかかわらず、それらが行われたかのように書類や記録を作成し、虚偽の報告を行った。

（4）虚偽答弁（介護保険法第84条第1項第8号）

居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で指定通所介護を提供していないことを知っていたにもかかわらず、監査時に「知らなかった」と答弁した。

（5）不正不当な行為（介護保険法第84条第1項第11号）

居宅サービス計画に位置付けた指定通所介護事業所が、事業所として指定を受けた場所で通所介護の提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、通所介護費の不正請求をほう助した。また、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護事業所が、訪問介護としてのサービス提供をしていないことを知っていたにもかかわらず、不正不当な実績報告に基づいた給付管理票を作成し、訪問介護費の不正請求をほう助した。

甲府市告示第150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社ジョブタス e
2	事業者の所在地	山梨県甲斐市富竹新田470番地の7
3	事業所名	ジョブタス甲府事業所
4	事業所の所在地	甲府市中央二丁目10番8号 シマズビル3F
5	事業の種類	就労継続支援B型
6	主たる対象者	特定無し
7	指定事業所番号	1910103751
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	合同会社がじゅまる
2	事業者の所在地	甲府市長松寺町6番7号 日信ビル3階
3	事業所名	がじゅまる
4	事業所の所在地	甲府市長松寺町6番7号 日信ビル3階
5	事業の種類	就労継続支援B型
6	主たる対象者	知的障害者、精神障害者
7	指定事業所番号	1910103793
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第152号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社グローアップ
2	事業者の所在地	甲府市住吉三丁目8番7号
3	事業所名	発達支援教室ライフキッド
4	事業所の所在地	甲府市上阿原町971番地1
5	事業の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1950103802
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第153号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	一般社団法人こまねこ
2	事業者の所在地	甲府市国母八丁目11番32号
3	事業所名	きらねこ・ミケ
4	事業所の所在地	甲府市中央二丁目6番14号
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1950103760
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第154号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	社会福祉法人笹の葉会
2	事業者の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町河西1149番地2
3	事業所名	すばる多機能型重症児デイサービスセンター甲府
4	事業所の所在地	甲府市大里町5163
5	事業の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス
6	主たる対象者	重症心身障害児
7	指定事業所番号	1950103828
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第155号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	社会福祉法人笹の葉会
2	事業者の所在地	山梨県中巨摩郡昭和町河西1149番地2
3	事業所名	すばる放課後等デイサービスセンター甲府
4	事業所の所在地	甲府市大里町5163
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1950103810
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第156号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	学校法人聖愛幼稚園
2	事業者の所在地	甲府市羽黒町618番地
3	事業所名	児童発達・放デイ聖愛和戸
4	事業所の所在地	甲府市横根町490番地1
5	事業の種類	児童発達支援 放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1950103786
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第157号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	合同会社TONARI
2	事業者の所在地	笛吹市石和町松本891番地1
3	事業所名	おいもさん
4	事業所の所在地	甲府市徳行二丁目15番25号
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	主たる対象者	特定なし
7	指定事業所番号	1950103778
8	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、障害者総合支援法第51条第2号、第51条の30第1項第2号、第51条の30第2項第2号及び児童福祉法第24条の37第2項の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社NEXT・DOOR
2	事業者の所在地	甲府市高畑一丁目16番8号
3	事業所名	相談支援事業所こっとな
4	事業所の所在地	甲府市高畑一丁目16番8号
5	事業の種類	自立生活援助 指定一般相談支援（地域移行、地域定着支援） 指定特定相談支援 指定障害児相談支援
6	指定事業所番号	1910102274 1930101579 1970101588
7	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	株式会社ジョブタス e
2	事業者の所在地	山梨県甲斐市富竹新田470番地の7
3	事業所名	ジョブタス甲府事業所
4	事業所の所在地	甲府市中央二丁目10番8号
5	事業の種類	就労継続支援A型
6	指定事業所番号	1910102688
7	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第160号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	事業者名	甲斐レスピット株式会社
2	事業者の所在地	甲府市宝一丁目5番18号
3	事業所名	ぴおーね
4	事業所の所在地	甲府市宝一丁目5番18号
5	事業の種類	放課後等デイサービス
6	指定事業所番号	1950101020
7	廃止年月日	令和6年3月31日

甲府市告示第161号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

甲府市告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和6年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、まちづくり部まち整備室道路河川課において、この告示の日から令和6年4月12日まで一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970105795
2	事業所の名称	訪問介護ステーションケアリー甲斐竜王
3	事業所の所在地	甲府市国母四丁目22番6号
4	当該事業所の申請者	岐阜県岐阜市柳津町北塚 四丁目49番地（401号） 株式会社ケアリー 代表取締役 船見 友美
5	サービスの種類	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業 （介護予防訪問介護相当サービス）
6	指定年月日	令和6年4月1日

甲府市告示第165号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和6年3月29日

甲府市長 樋口雄一

1	介護保険事業所番号	1960190419
2	事業所の名称	訪問看護ステーションケアリー甲斐竜王
3	事業所の所在地	甲府市国母四丁目22番6号 レジデンスカサイ301号室
4	当該事業所の申請者	岐阜県岐阜市柳津町北塚 四丁目49番地（401号） 株式会社ケアリー 代表取締役 船見友美
5	サービスの種類	訪問看護 介護予防訪問看護
6	指定年月日	令和6年4月1日

次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

令和6年3月31日

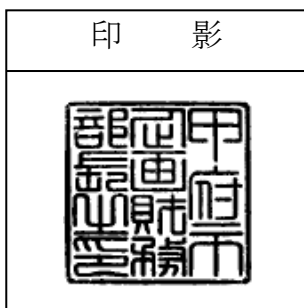
甲府市長 樋口 雄一

1 廃止した公印

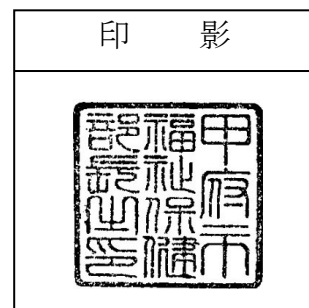
- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 3個



(行政経営部)



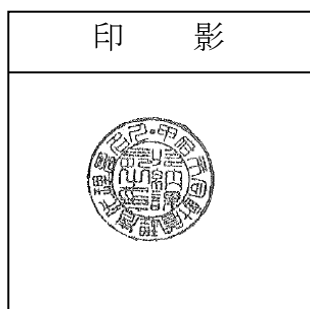
(企画財務部)



(福祉保健部)

2 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 甲府市会計管理者代理署名人収納課長印
- (3) ひな形 44
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 径16.5mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に係る払出請求等
- (8) 個数 1個



3 公印の廃止日 令和6年3月31日

議 会 局

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

甲府市議会議長 坂 本 信 康

甲府市議会規則第 1 号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和 5 0 年 3 月議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「午後 1 時」を「午前 1 0 時」に改める。

第 1 7 0 条第 2 項中「速記法によって速記」を「議長の定める方法により記録」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

甲府市議会議長 坂 本 信 康

甲府市議会規程第 2 号

甲府市議会議会局事務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市議会議会局事務分掌規程（平成 8 年 3 月議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 議会総室、総務課の項第 1 1 号中「他都市等の照会文書」を「他都市からの視察」に改め、同表議会総室、政策調査課の項に次の 1 号を加える。

(7) 他都市等の照会文書に関すること。

別表第 1 議会総室、議事課の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 1 号

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 3 0 年 2 月教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 昇格時号給対応表 1 高等学校教育職給料表昇格時号給対応表中

「	「
2 6	2 5
2 7	2 6
2 8	2 6
2 9	2 7
2 9	2 7
3 0	2 8
3 0	2 8
3 1	2 9
3 1	2 9
3 2	3 0
3 2	3 0
3 3	3 1

3 3
3 3
3 4
3 4
3 4
3 5
3 5
3 5
3 6
3 6
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 7
4 8

3 1
3 2
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6

4 8
4 9
4 9
5 0
5 0
5 1
5 1
5 2
5 2
5 3
5 3
5 4
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 1

を

4 6
4 7
4 7
4 8
4 8
4 9
4 9
5 0
5 0
5 1
5 1
5 2
5 2
5 3
5 3
5 4
5 4
5 5
5 5
5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 9

に改め、同表 2 商科専門学校教育職給料表中

6 1	5 9
6 1	5 9
6 1	5 9
6 1	6 0
6 2	6 0
6 2	6 0
6 2	6 0
6 2	6 1
6 2	6 1
6 3	6 1
6 3	6 1
6 3	6 1
6 3	6 1
6 3	6 2
6 4	6 2
6 4	6 2
6 4	6 2
6 4	6 2
6 4	6 2
6 5	6 3
6 5	6 3
6 5	6 3
6 5	6 3
6 5	6 3
6 5	6 3
6 6	6 3
6 6	6 4
6 6	6 4
6 6	6 4
6 6	6 4
6 7	6 4

6 7
6 7
6 7
6 7
6 8
6 8

」

6 4
6 5
6 5
6 6
6 6
6 7

」

「

2 6
2 7
2 8
2 9
2 9
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1
3 1
3 2
3 2
3 2
3 2
3 3
3 3
3 4

「

2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 8
2 8
2 9
2 9
2 9
2 9
3 0
3 0
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1
3 1
3 2
3 2

3 4		3 2	
3 5		3 3	
3 5		3 3	
3 6		3 4	
3 6		3 4	
3 7		3 5	
3 7		3 5	
3 7		3 6	
3 8		3 6	
3 8		3 7	
3 8		3 7	
3 9		3 7	
3 9		3 8	
3 9	を	3 8	
4 0		3 8	に、
4 0		3 9	
4 0		3 9	
4 1		3 9	
4 1		4 0	
4 2		4 0	
4 2		4 0	
4 3		4 1	
4 3		4 1	
4 4		4 2	
4 4		4 2	
4 5		4 3	
4 5		4 3	
4 6		4 4	
4 6		4 4	
4 7		4 5	

4 7
4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5

4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3

5 5
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0

」

5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 6
5 6
5 6
5 6
5 6
5 7

」

「

4 6
4 7
4 8
4 9
4 9
5 0

「

4 5
4 6
4 6
4 7
4 7
4 8

を

に、

5 0
5 1
5 1
5 2

」

4 8
4 9
5 0
5 1

」

「

4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0

を

「

4 1
4 2
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 8
4 8
4 8
4 9
4 9
4 9
4 9
5 0
5 0

に改める。

5 0	5 0
5 0	5 0
5 1	5 1
5 1	5 1
5 1	5 1
5 1	5 1
5 1	5 1
5 2	5 2
5 2	5 2
5 2	5 2
5 2	5 2
5 2	5 2
5 3	5 3
5 3	5 3
5 3	5 3
5 3	5 3
5 3	5 3
5 4	5 4
5 4	5 4
5 4	5 4
5 5	5 4
5 5	5 4

」

別表第 4 降格時号給対応表 1 高等学校教育職給料表中

4 5	4 6
4 6	4 8
4 7	5 0
4 8	5 2
5 0	5 4

「

5 2	を に、	5 6
5 4		5 8
5 6		6 0
5 9		6 2
6 2		6 4
6 5		6 6
6 8		6 8
6 9		7 0
7 0		7 2
7 1		7 4
7 2		7 6
7 4		7 8
7 6		8 0
7 8		8 2
8 0		8 4
8 2		8 6
8 4		8 8
8 6		9 0
8 8		9 2
9 0		9 4
9 2		9 6
9 4		9 8
9 6		1 0 0
9 8		1 0 2
1 0 0		1 0 4
1 0 2		1 0 6
1 0 4		1 0 8
1 0 7		1 1 2
1 1 0		1 1 6
1 1 3		1 2 0

1 1 6
1 2 1
1 2 6
1 3 1
1 3 6
1 4 1
1 4 6
1 5 1

」

1 2 4
1 3 0
1 3 6
1 4 2
1 4 8
1 5 0
1 5 2
1 5 3

」

「

3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 7
4 8

を

「

3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 2
4 3
4 4
4 5
4 6
4 6
4 7
4 9

に改め、同表 2 商科専門学校教育職給料表中

4 9
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 8
5 9
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 8
8 0
8 1

5 0
5 0
5 1
5 2
5 3
5 4
5 5
5 6
5 7
5 9
6 0
6 1
6 2
6 3
6 4
6 5
6 6
6 7
6 8
6 9
7 0
7 1
7 2
7 3
7 4
7 5
7 6
7 8
8 0
8 1

8 2
8 3
8 4
8 5
8 9
9 0
9 2
9 4

」

8 2
8 3
8 4
8 5
8 6
8 9
9 0
9 3

」

「

1 8
1 9
2 0
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 7

を

「

1 9
2 0
2 1
2 2
2 3
2 4
2 5
2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 4
3 5
3 6
3 8

に、

3 8
3 9
4 0
4 4
4 8
5 2
5 6
5 8
6 0
6 2
6 4
6 7
7 0
7 3
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 0
9 2
9 6
1 0 0
1 0 4
1 0 8
1 1 3
1 1 8
1 2 3

4 0
4 2
4 4
4 8
5 2
5 6
6 0
6 2
6 4
6 6
6 8
7 1
7 4
7 7
8 0
8 2
8 4
8 6
8 8
9 1
9 4
9 7
1 0 0
1 0 4
1 0 8
1 1 2
1 1 6
1 2 2
1 2 8
1 3 4

1 2 8
1 3 2
1 3 6
1 4 0

」

1 4 0
1 4 1
1 4 1
1 4 1

」

「

6 5
6 6
6 7
6 8
7 0
7 2
7 4

」

「

6 6
6 8
7 0
7 2
7 3
7 4
7 5

」

を

に、

「

6 6
6 8
7 0
7 2
7 5
7 8
8 1
8 4
8 8
9 2
9 7
1 0 2
1 0 7

を

「

6 7
7 0
7 3
7 6
7 8
8 0
8 2
8 4
8 8
9 2
9 7
1 0 2
1 0 7

に改める。

1 1 0

」

1 1 2

」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新規則の規定による号給がこの規則による改正前の甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新規則の規定にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 2 号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校学則（平成 3 年 1 月教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

学年別授業科目及び履修単位数

学 科	年 次	科目					単 位	授 業 時 数	備 考	学 科	年 次	科目					単 位	授 業 時 数	備 考			
会 計 情 報 科	一 年 次	必 履 修	専門	講義	簿記原理Ⅰ	8	136	情 報 処 理 科	一 年 次	必 履 修	専門	講義	PythonⅠ	8	136							
			専門	演習	簿記演習Ⅰ	5	170				専門	演習	Python演習Ⅰ	4	136							
			専門	講義	会計学Ⅰ	4	68				専門	演習	ハードウェア演習	1	34							
			専門	演習	会計学演習ⅠA	3	102				専門	講義	ソフトウェア	4	68							
			専門	演習	会計学演習ⅠB	4	136				専門	講義	情報処理ⅠA	4	68							
			専門	講義	租税法Ⅰ	4	68				専門	演習	情報処理演習ⅠA	6	204							
			専門	講義	アプリケーション概論Ⅰ	4	68				専門	講義	AI基礎	4	68							
			専門	演習	アプリケーション演習Ⅰ	2	68				専門	演習	AI基礎演習	3	102							
			その他	講義	ビジネス実務Ⅰ	2	68				その他	講義	ビジネス実務Ⅰ	2	68							
			その他	講義	社会人基礎力	2	68				その他	講義	社会人基礎力	2	68							
	その他	講義	山梨地域経済概論	1	34	その他	講義	山梨地域経済概論	1	34												
	その他	講義	スポーツⅠ	1	34	その他	講義	スポーツⅠ	1	34												
	一 年 次 計					40	1,020	一 年 次 計					40	1,020								
	二 年 次	選 択	必 履 修	専門	演習	税務会計演習	1	34	情 報 処 理 科	二 年 次	必 履 修	その他	講義	ビジネス実務Ⅱ	2	68						
				その他	講義	ビジネス実務Ⅱ	2	68				その他	講義	スポーツⅡ	1	34						
				その他	講義	スポーツⅡ	1	34														
			A	専門	講義	簿記原理Ⅱ	} (ア)	6			102	B	専門	講義	情報処理ⅡA	} (コ)		6	102	F		
				専門	演習	簿記演習ⅡA		3			102		専門	演習	情報処理演習ⅡA			3	102			
				専門	講義	経営学総論	} (イ)	6			102		C	専門	講義	表計算応用		} (キ)	6		102	G
				専門	演習	経営分析		3			102			専門	演習	表計算応用演習			3		102	
				D	専門	講義	会計学Ⅱ	} (ウ)			6		102	E	専門	講義		情報処理概論	} (ク)		6	102
			専門		演習	会計学演習Ⅱ	2				68	専門	演習		情報処理概論演習	3		102				
			専門		講義	租税法Ⅱ	} (エ)	6			102	専門	講義		情報処理ⅡB	} (サ)		6	102			
			専門	演習	経営学演習	2		68			専門	演習	情報処理演習ⅡB	3	102							
			C	その他	講義	英会話	} (オ)	3			102	D	専門	講義	ファイナンシャル・プランニング	} (カ)		6	102	H		
その他				講義	中国語	3		102			専門		講義	販売総論	6			102				
専門				演習	簿記演習ⅡB	3		102			専門		講義	3DCG	6			102				
専門				講義	グラフィック基礎	6		102			専門		講義	グラフィック基礎	6			102				
専門	講義	表計算応用		} (キ)	6	102		専門	講義	PythonⅡ	} (ス)		6	102								
専門	演習	表計算応用演習	3		102	専門	講義	AI応用	6	102												
E	専門	講義	情報処理概論	} (ク)	6	102		専門	講義	簿記原理Ⅱ	} (ア)	6	102									
	専門	演習	情報処理概論演習		3	102		専門	演習	簿記演習ⅡA		3	102									
	専門	講義	経営学総論		} (イ)	6		102	専門	講義		経営学総論	} (イ)		6	102						
	専門	演習	経営分析			3		102	専門	演習		経営分析			3	102						
	専門	講義	情報処理Ⅲ			} (セ)		6	102	専門		講義			情報処理Ⅲ	} (セ)	6	102				
専門	演習	情報処理演習Ⅲ	3	102	専門		演習	情報処理演習Ⅲ	3	102												
二 年 次 計					45	1,020	二 年 次 計					45	1,020									
合 計					85	2,040	合 計					85	2,040									

注1 科目欄に必修とある科目は、必ず履修する科目である。

注2 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「A」とある科目については、(ア)又は(イ)のいずれか一方を選択して履修し、「B」とある科目については、(ウ)又は(エ)のいずれか一方を選択して履修する。

注3 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「C」とある科目からは1科目を選択して履修し、「D」とある科目からは(オ)又は(カ)のいずれか一方を選択して履修する。

注4 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「E」とある科目については、(キ)又は(ク)のいずれか一方を選択して履修し、「F」とある科目については、(キ)、(ク)、(コ)のいずれか一方を選択して履修する。

注5 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「G」とある科目については、(サ)又は(シ)のいずれか一方を選択して履修し、「H」とある科目については、(オ)、(カ)、(ス)のいずれか一方を選択して履修する。

注6 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「I」とある科目については、(ア)、(イ)、(セ)のいずれか一方を選択して履修する。

注7 上記の科目のほか、インターンシップ（職業体験）を履修科目とみなし、履修単位数は1単位とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において、1 学年の学生となった学生（転入その他の理由によりこれと同等とみなされる者を含む。）について適用し、これ以外の学生については、なお従前の例による。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 3 号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府府市教育委員会事務分掌規則（平成 8 年 3 月教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表教育総室、総務課の項中第 1 6 号を第 1 7 号とし、第 1 5 号を第 1 6 号とし、第 1 4 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 教育 I C T の総括管理に関すること。

別表生涯学習室、スポーツ課の項に次の 1 号を加える。

(10) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 4 号

甲府市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

甲府市学校運営協議会規則（令和 2 年 3 月教委規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 項中「無償とする」を「甲府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 0 月条例第 2 2 号）の定めるところによる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 年度途中で委員を交代した場合の報酬は、月割計算により支払うものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規則第 5 号

甲府市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市社会教育指導員に関する規則（昭和 4 7 年 4 月教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規程第 1 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和 4 8 年 4 月教委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 部長以下の個別決定事案、スポーツの表に次のように加える。

4 中学校部活動の地域移行の運営に関する事項				
(1) 中学校部活動の地域移行の運営に関すること。	重 要	一 般 的	軽 易	

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市教育委員会

教育長 松 田 昌 樹

甲府市教育委員会規程第 2 号

甲府市教育委員会私有車公務使用規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会私有車公務使用規程（昭和 5 3 年 4 月教委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「学校教育課長、」の次に「公民館にあつては生涯学習課長、」を加える。

第 1 1 条第 3 項中「私有車公務使用許可・借上書」の次に「又は私有車公務継続使用許可・借上書」を加える。

第 1 号様式中「の損害賠償について 7, 0 0 0 万円（原動機付自転車については 5, 0 0 0 万円）以上及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について 2 0 0 万円（原動機付自転車については 1 0 0 万円）以上」を「及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償について無制限（原動機付自転車も含む。）」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市教育委員会告示第3号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和6年3月1日

甲府市教育委員会
教育長 松田昌樹

1 入札対象業務

(1) 入札番号	(業務委託) 第1001号
(2) 業務名称	小中学校自家用電気工作物保安管理業務
(3) 履行期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 履行場所	仕様書による
(5) 業務内容	仕様書による
(6) 予定価格	公表しない
(7) 最低制限価格	設けない

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者又は令和6年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること
- (2) 第三種電気主任技術者以上の資格を有する者を雇用しており、かつ、定期点検時に電気主任技術者を配置できる者であること。
- (3) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2第2号に該当し、市が同規則第52条第2項の規定による承認を受けるに足る委託契約の相手方としての要件を具備する者であること。
- (4) 事業協同組合とその組合員は、同時に入札に参加することはできない。なお、事業協同組合が入札に参加する場合は、組合員を所属しているものとして参加することができる。
- (5) 協会とその協会員は、同時に入札に参加することはできない。なお、協会が入札に参加する場合は、協会員を所属しているものとして参加することができる。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指

名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (11) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 令和6年3月1日（金）～令和6年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 令和6年3月1日（金）～令和6年3月11日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320
※郵送は不可

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月25日（月） 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/50$ の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の $1/3$ の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の $1/6$ の数は、次のとおりである。

令和6年3月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志 村 文 武

1	$1/50$ の数	3, 067人
2	$1/3$ の数	51, 109人
3	$1/6$ の数	25, 555人
4	選挙人名簿登録者数	153, 327人

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市公平委員会

委員長 山 口 一 男

甲府市公平委員会規則第 1 号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年 9 月公平委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「給与係長」の次に「、事務効率係長」を加え、
「企画財務総室総務課庶務係長、行政経営係長、企画財政係長」を「企画総室総務
課庶務係長、財政係長」に、「、SDG s 推進係長」を「、総合計画係長、SDG
s 推進係長、行政改革係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づく甲府市農業委員会3月定例総会を、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により、令和6年3月28日午後2時00分に甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について審議することを公告する。

令和6年3月22日

甲府市農業委員会会長 柿 嶋 敦

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 令和6年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 令和6年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）について
- 4 令和6年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）について
- 5 甲府市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）について
- 6 「令和6年度最適化活動の目標」（案）について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第 2 号

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局電気保安規程(昭和 4 2 年 7 月管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号から第 1 2 号までの規定中「局」を削り、同項第 4 号中「局本局庁舎」を「本局」を改め、同項第 5 号中「局北部第 1 配水地」を「北部第 1 配水池」に改め、同条第 3 項中「東京電力株式会社」を「電気事業者」に改める。

第 3 条中「(以下「職員」という。)」を「及び運転管理受託事業者従事者(以下「職員等」という。)」に改める。

第 4 条第 2 項中「所属」を削り、同条第 3 項中「一般職員」を「職員等」に改める。

第 7 条第 2 項中「作製」を「作成」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「主任技術者を」の次に「主体と」を加える。

第 1 8 条第 3 項第 1 号中「変電所、受電室等」を「受変電及び配電設備」に改め、同条第 4 項を次のとおり改める。

4 区分開閉器等の操作にあたっては、必要に応じて電気事業者に連絡するものとする。

第 2 2 条中「、変電所その他」を「及び」に改める。

別表（第 13 条関係）を次のように改める。

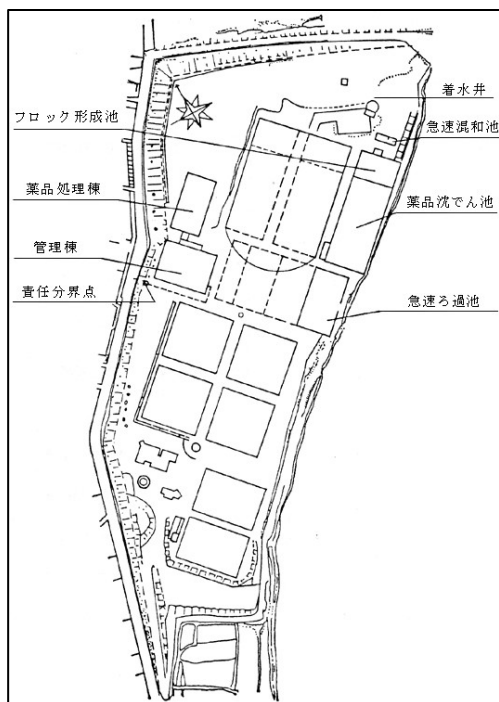
定期点検及び測定試験の基準

	点検	測定試験
受変電及び配電設備	各種機器について 年1回	絶縁抵抗測定 年1回 接地抵抗測定 年1回 保護継電器試験 年1回 計器校正 年1回 制御装置動作試験 年1回 蓄電池温度測定 年1回 蓄電池電圧及び内部抵抗値測定 年1回
配電設備	各種工作物について 年1回	絶縁抵抗測定 年1回 接地抵抗測定 年1回
負荷設備	機器類 年1回 配線関係 月1回	絶縁抵抗測定 年1回 接地抵抗測定 年1回
非常用発電設備	機関主要部分 年1回 発電機 年1回 機関燃料系統 月1回 機関の始動停止 月1回	絶縁抵抗測定 年1回 接地抵抗測定 年1回 継電器試験 年1回

別図（第2条関係）を次のように改める。

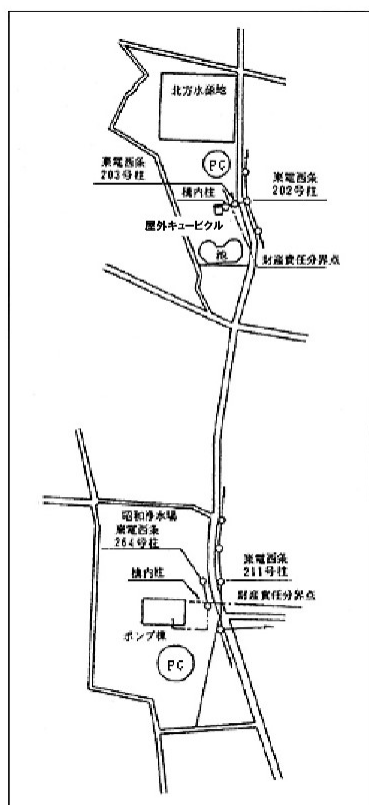
甲府市平瀬町437番地3

平瀬浄水場



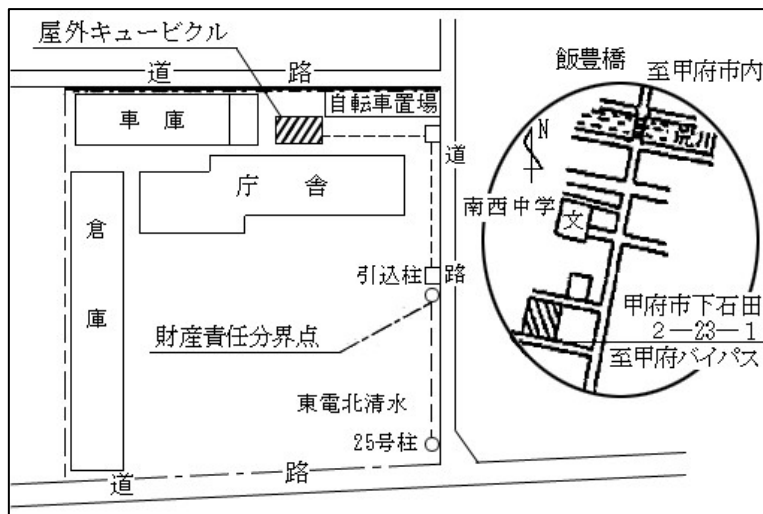
中巨摩郡昭和町西条1413番地及び同町西条2387番地

昭和浄水場及び昭和北方水源



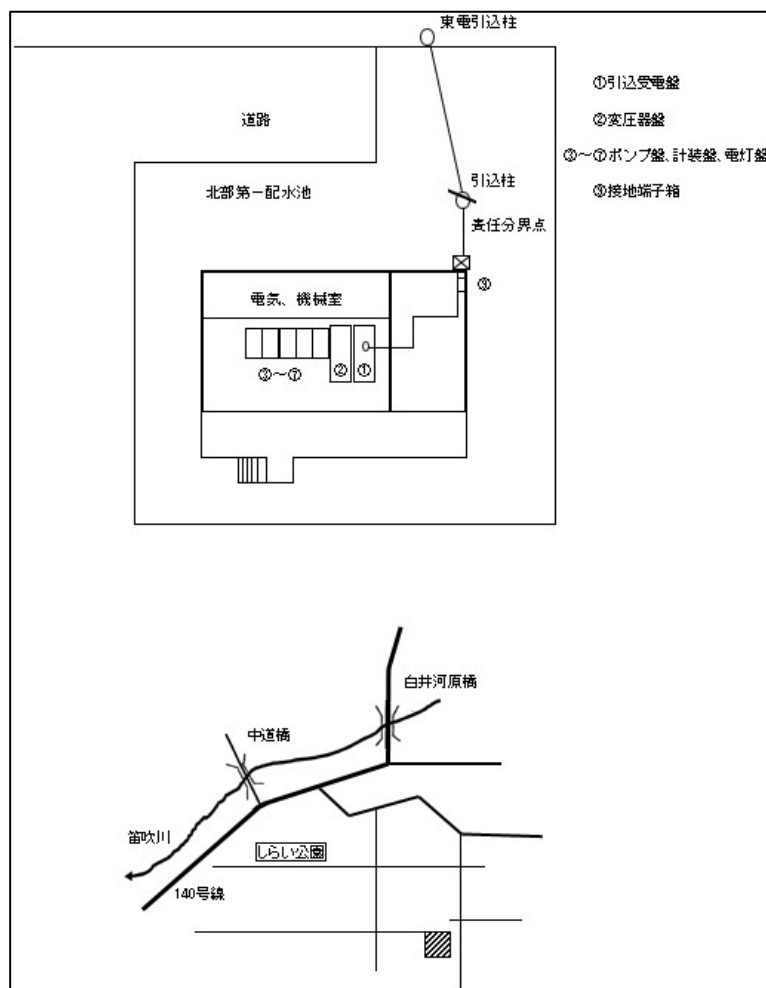
甲府市下石田二丁目23番1号

本局

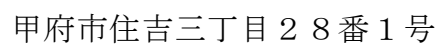


甲府市上曽根町1004番地1

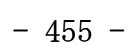
北方第1配水池



甲府市浄化センター

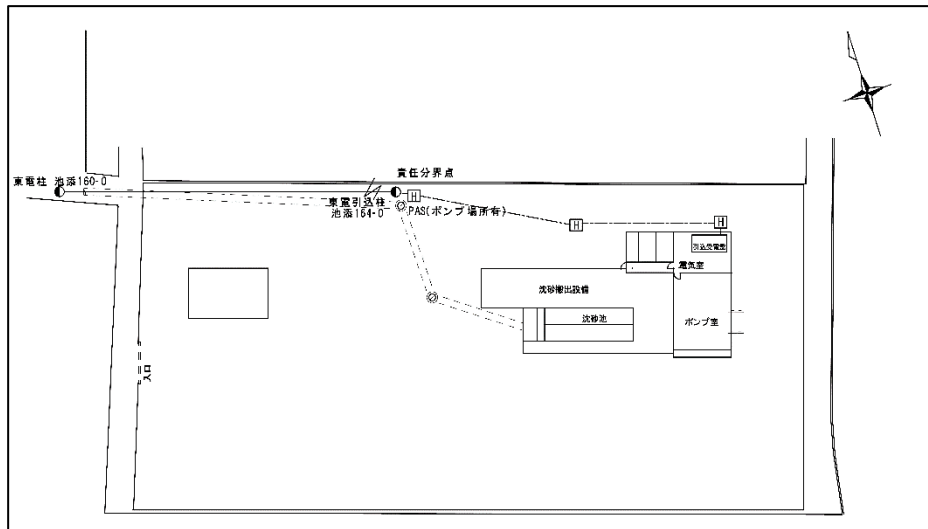


住吉中継ポンプ場



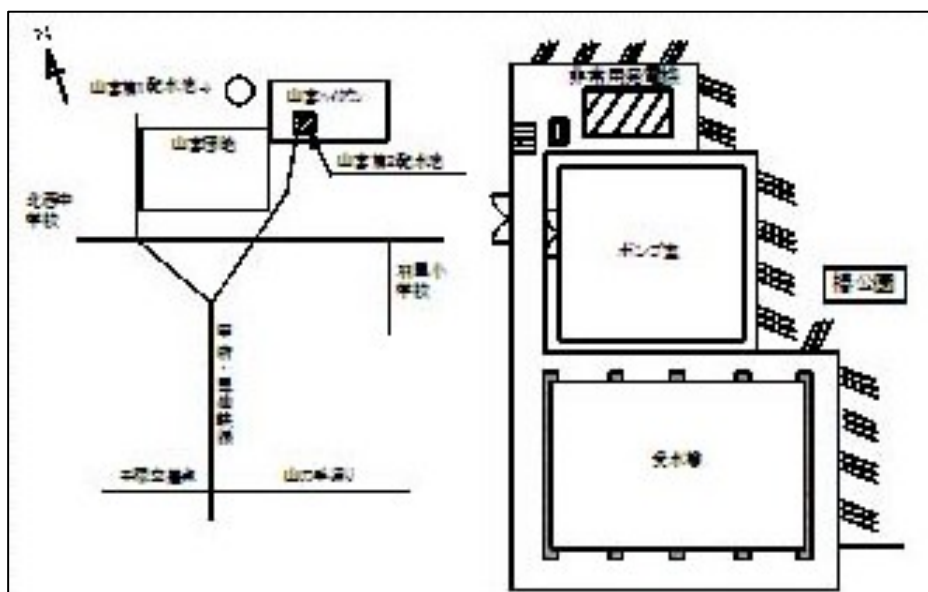
甲府市朝気二丁目1番20号

池添ポンプ場

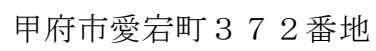


甲府市山宮町3371番地380

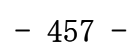
山宮第2配水池



北部第 2 配水池

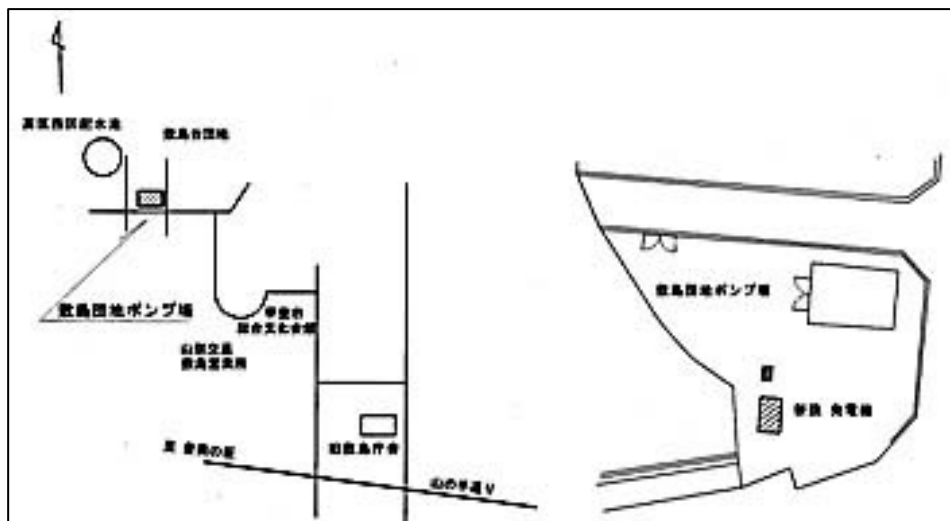


中区配水池



甲斐市大久保 1 4 0 0 番地 9 7

敷島団地ポンプ場



附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 3 号

甲府市上下水道局工事検査規程及び休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局工事検査規程及び休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局工事検査規程の一部改正)

第 1 条 甲府市上下水道局工事検査規程(平成 1 9 年 4 月管理規程第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政経営部長」を「総務部長」に、「行政経営部」を「総務部」に改める。

(休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程の一部改正)

第 2 条 休職等に係る待遇主管者等の設置に関する規程(平成 2 2 年 3 月管理規程第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「行政経営部」を「総務部」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 4 号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和 4 5 年 4 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条第 2 項中「第 2 1 条の 1 2 及び第 2 1 条の 1 3」を「第 2 1 条の 1 1 及び第 2 1 条の 1 2」に改める。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局告示第 16 号

甲府市下水道条例（昭和 37 年 7 月条例第 33 号）第 6 条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成 19 年 4 月規程第 30 号）第 11 条の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 18 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指定年月日	令和 6 年 3 月 18 日
指 定 番 号	第 253 号
指 定 店 名	株式会社牛田
所 在 地	北杜市高根町村山東割 1917-4
代表者氏名	牛田 英二

甲府市上下水道局告示第 17 号

甲府市水道事業給水条例（平成 9 年 12 月条例第 67 号）第 7 条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年 2 月管理規程第 2 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 21 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

指 定 番 号	第 482 号
指定業者名	株式会社クリーン・システム
所 在 地	韮崎市藤井町南下條 733-1
代 表 者	増井 圭一

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月25日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定年月日	令和6年3月25日
指 定 番 号	第254号
指 定 店 名	ST水道メンテナンス株式会社
所 在 地	甲府市千塚2-5-12
代表者氏名	武川 健

任免辞令

(市長事務部局)

企画財務部	課税管理室資産税課	主事	石塚 愛子
市民部	市民総室市民課	主事	依田 綾香
市民部	市民総室市民課	主事	小宮山 美夏
福祉保健部	福祉保健総室総務課	主事	谷内 亮磨
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	係長	有賀 良子
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主任	梅澤 佳代子
福祉保健部	福祉保健総室障がい福祉課	主事	田中 沙季
福祉保健部	保険経営室	室長	渡辺 努
福祉保健部	保険経営室指導監査課	主事	吉澤 萌
福祉保健部	保険経営室介護保険課	主事	長田 拓也
福祉保健部	保険経営室介護保険課	係長	石山 正彦
福祉保健部	保険経営室健康保険課	主事	角田 あん野
福祉保健部	健康支援室	室長	千田 崇史
福祉保健部	健康支援室健康政策課	係長	西室 新
福祉保健部	健康支援室地域保健課	主任	花輪 加津美
福祉保健部	健康支援室地域保健課	技師	渡辺 友美
福祉保健部	保健衛生室	室長	樋口 真二
福祉保健部	保健衛生室生活衛生薬務課	主任	三部 聡子
子ども未来部	子ども未来総室子育て支援課	課長補佐	小尾 恵子
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	野田 竜三
環境部	環境対策室環境保全課	課長	石原 正浩
環境部	環境対策室環境保全課	技能主任	福島 浩美
産業部	農林振興室農政課	係長	渡邊 健次郎
産業部	農林振興室就農支援課	課長	伊東 みき
産業部	農林振興室林政課	主任	松永 智美
まちづくり部	まち整備室道路河川課	技師	岩間 紀樹
市立甲府病院	診療部	医師	橋本 優美
市立甲府病院	診療部	医師	森 優喜
市立甲府病院	診療部	医長	大森 一平
市立甲府病院	診療部	科長	赤澤 祥弘
市立甲府病院	診療部	医師	藤田 未佳

市立甲府病院	診療部	科長	桑本 寛子
市立甲府病院	診療部	医長	中里 桂一郎
市立甲府病院	診療支援部	主任	村松 陽太
市立甲府病院	薬剤部	主査	伊藤 昌弘
市立甲府病院	薬剤部	主任	吉川 彰則
市立甲府病院	看護部	看護部長	小石川 好美
市立甲府病院	看護部	主任	桃園 京子
市立甲府病院	看護部	看護師長	秋山 里香
市立甲府病院	看護部	技師	数野 哲也
市立甲府病院	看護部	主任	山口 美保
市立甲府病院	看護部	技師	藤原 麻由礼
市立甲府病院	看護部	主任	加藤 有希
市立甲府病院	看護部	主任	安永 早希

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 3 月 3 1 日

(教育委員会)

教育部	教育総室学事課	主事	遠山 史子
教育部	生涯学習室スポーツ課	課長補佐	岩間 啓悟

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 3 月 3 1 日

(監査委員事務局)

監査委員事務局	代表監査委員	望月 伸

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 3 月 3 1 日

(上下水道局)

業務部	営業管理室給排水課	係長	松浦 健
工務部	下水道管理室下水道課	技師	水上 直紀

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 令和 6 年 3 月 3 1 日